

平成25年 9 月 3 日 開 会

平成25年 9 月 24日 閉 会

平成25年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

9月3日（火曜日）第1号

○議事日程……………	1
○本日の会議に付した事件……………	2
○出席議員……………	3
○欠席議員……………	3
○説明のため出席した者の職氏名……………	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……………	3
○開　　会（午前10時00分）……………	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について……………	4
○日程第2　会期の決定について……………	4
○日程第3　諸般の報告について……………	4
○日程第4　報第6号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	4
○日程第5　報第7号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について……………	4
○日程第6　議第64号から日程第8　議第66号まで……………	5
林市長提案説明……………	5
○日程第9　質　　疑（議第64号から議第66号まで）……………	7
2番　山崎　通議員動議……………	7
○休　　憩（午前10時16分）……………	8
○再　　開（午前10時17分）……………	8
7番　寺町知正議員質疑……………	9
○休　　憩（午前10時25分）……………	11
○再　　開（午前10時25分）……………	11
林市長答弁……………	11
7番　寺町知正議員質疑……………	12
林市長答弁……………	13
7番　寺町知正議員質疑……………	13
林市長答弁……………	14
2番　山崎　通議員質疑……………	15
林市長答弁……………	15
3番　吉田茂広議員質疑……………	15

林市長答弁	16
○日程第10 討 論（議第64号から議第66号まで）	17
○日程第11 採 決（議第64号から議第66号まで）	17
6 番 杉山正樹議員発言	17
○休 憩（午前10時49分）	18
○再 開（午前11時10分）	18
○休 憩（午前11時10分）	18
○再 開（午前11時11分）	18
○日程第12 議第67号から日程第23 議第76号まで	18
林市長提案説明	18
○散 会（午前11時29分）	23

9月10日（火曜日）第2号

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	26
○出席議員	27
○欠席議員	27
○説明のため出席した者の職氏名	28
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	28
○開 議（午前10時00分）	29
○日程第1 質 疑（議第67号から議第76号まで）	29
5 番 石神 真議員質疑	29
久保田企画財政課長答弁	29
谷村産業課長答弁	30
5 番 石神 真議員質疑	31
谷村産業課長答弁	32
5 番 石神 真議員発言	32
1 番 恩田佳幸議員質疑	33
久保田企画財政課長答弁	33
1 番 恩田佳幸議員質疑	34
久保田企画財政課長答弁	35
1 番 恩田佳幸議員質疑	35

久保田企画財政課長答弁	36
1 番 恩田佳幸議員質疑	38
久保田企画財政課長答弁	39
1 番 恩田佳幸議員質疑	40
久保田企画財政課長答弁	40
1 番 恩田佳幸議員質疑	42
長野建設課長答弁	43
1 番 恩田佳幸議員質疑	44
長野建設課長答弁	44
1 番 恩田佳幸議員質疑	44
長野建設課長答弁	44
12番 影山春男議員質疑	45
久保田企画財政課長答弁	45
○休 憩（午前10時57分）	46
○再 開（午前11時15分）	46
11番 藤根圓六議員質疑	46
久保田企画財政課長答弁	46
11番 藤根圓六議員質疑	47
林市長答弁	47
11番 藤根圓六議員発言	48
7 番 寺町知正議員質疑	48
奥田税務課長答弁	49
7 番 寺町知正議員質疑	50
奥田税務課長答弁	50
7 番 寺町知正議員質疑	50
関谷総務課長答弁	51
7 番 寺町知正議員質疑	51
関谷総務課長答弁	52
7 番 寺町知正議員質疑	52
○休 憩（午前11時38分）	52
○再 開（午前11時39分）	53
林市長答弁	53

7 番 寺町知正議員質疑	53
奥田税務課長答弁	53
7 番 寺町知正議員質疑	55
○休 憩（午前11時48分）	55
○再 開（午後 1 時00分）	55
林市長答弁	55
7 番 寺町知正議員質疑	56
○休 憩（午後 1 時03分）	56
○再 開（午後 1 時03分）	56
林市長答弁	56
7 番 寺町知正議員質疑	56
林市民環境課長答弁	57
中村健康介護課長答弁	58
棚橋水道課長答弁	58
関谷総務課長答弁	58
林市長答弁	59
7 番 寺町知正議員質疑	59
林市長答弁	61
7 番 寺町知正議員質疑	61
林市長答弁	61
7 番 寺町知正議員質疑	61
奥田税務課長答弁	62
7 番 寺町知正議員質疑	63
林市民環境課長答弁	63
中村健康介護課長答弁	64
棚橋水道課長答弁	65
7 番 寺町知正議員質疑	66
棚橋水道課長答弁	66
7 番 寺町知正議員質疑	67
渡辺学校教育課長答弁	67
7 番 寺町知正議員質疑	67
渡辺学校教育課長答弁	67

7 番 寺町知正議員質疑	67
○休憩（午後 1 時45分）	68
○再開（午後 1 時46分）	68
森田教育長答弁	68
2 番 山崎 通議員質疑	68
久保田企画財政課長答弁	69
2 番 山崎 通議員発言	70
○日程第 2 議第77号及び日程第 3 議第78号	71
林市長提案説明	71
○日程第 4 質 疑（議第77号及び議第78号）	71
○日程第 5 委員会付託（議第67号から議第78号まで）	72
○散 会（午後 2 時00分）	72

9 月19日（木曜日）第 3 号

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	74
○開 議（午前10時00分）	75
○日程第 1 一般質問	75
1. 12番 影山春男議員質問	75
（1）財政改革健全化について	75
林市長答弁	75
影山春男議員質問	76
林市長答弁	77
（2）自治会活動の活性化について	77
関谷総務課長答弁	78
影山春男議員質問	79
関谷総務課長答弁	80
影山春男議員質問	80

林市長答弁	80
2. 10番 武藤孝成議員質問	81
(1) 指定金融機関について	81
遠山会計管理者答弁	82
武藤孝成議員質問	83
遠山会計管理者答弁	83
武藤孝成議員質問	84
林市長答弁	85
3. 3番 吉田茂広議員質問	85
(1) 奨学資金貸し付けの拡充について	85
森田教育長答弁	87
(2) 教育ローンに対する利子補給について	88
林市長答弁	89
○休 憩 (午前10時57分)	90
○再 開 (午前11時15分)	90
4. 11番 藤根圓六議員質問	90
(1) 山県市教育行政充実に向けての取り組みについて	90
森田教育長答弁	90
藤根圓六議員質問	92
森田教育長答弁	93
藤根圓六議員質問	94
林市長答弁	95
5. 1番 恩田佳幸議員質問	96
(1) インターネットの活用方法について	96
渡辺学校教育課長答弁	97
恩田佳幸議員質問	98
渡辺学校教育課長答弁	100
(2) 要支援者を取り巻く環境について	101
中村健康介護課長答弁	103
恩田佳幸議員質問	104
中村健康介護課長答弁	105
恩田佳幸議員質問	106

中村健康介護課長答弁	107
○休 憩（午後 0 時23分）	107
○再 開（午後 1 時30分）	108
6. 7 番 寺町知正議員質問	108
（1）市の各種団体補助金の確認業務は適正か	108
森田教育長答弁	109
林市長答弁	110
寺町知正議員質問	111
森田教育長答弁	112
（2）消防団への協力金の廃止と対応について	112
横山消防長答弁	114
林市長答弁	115
寺町知正議員質問	116
横山消防長答弁	117
林市長答弁	117
寺町知正議員質問	118
林市長答弁	118
（3）国保税を軽減しなかった経過と今後について	118
林市民環境課長答弁	120
林市長答弁	122
○休 憩（午後 2 時28分）	124
○再 開（午後 2 時45分）	124
7. 8 番 尾関律子議員質問	125
（1）防災対策について	125
関谷総務課長答弁	125
尾関律子議員質問	127
関谷総務課長答弁	128
（2）子ども安心カードについて	130
渡辺学校教育課長答弁	130
江口福祉課長答弁	131
尾関律子議員質問	131
渡辺学校教育課長答弁	132

江口福祉課長答弁	132
(3) マルチメディアデイジー教科書について	133
渡辺学校教育課長答弁	133
尾関律子議員質問	134
渡辺学校教育課長答弁	134
尾関律子議員発言	134
○散 会 (午後3時19分)	135

9月24日(火曜日)第4号

○議事日程	137
○本日の会議に付した事件	139
○出席議員	142
○欠席議員	142
○説明のため出席した者の職氏名	142
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	143
○開 議 (午前10時00分)	144
○日程第1 常任委員会委員長報告	144
○日程第2 委員長報告に対する質疑	146
○日程第3 討 論 (議第67号から議第78号まで)	146
7番 寺町知正議員反対討論	146
○日程第4 採 決 (議第67号から議第78号まで)	150
○日程第5 議第79号 山県市副市長の選任同意について	153
林市長提案説明	153
○日程第6 質 疑	153
○日程第7 討 論	154
○日程第8 採 決	154
○日程第9 発議第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書について	154
武藤孝成総務産業建設常任委員会副委員長趣旨説明	154
○日程第10 質 疑	155
○日程第11 討 論	155
○日程第12 採 決	156
○日程第13 議員の派遣について	156

○閉　　会（午前10時35分）	156
○会議録署名者	157

平成25年 9 月 3 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

平成25年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月3日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成25年9月3日

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第5 | 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について |
| 日程第6 | 議第64号 山県市名誉市民の選定について |
| 日程第7 | 議第65号 山県市名誉市民の選定について |
| 日程第8 | 議第66号 山県市名誉市民の選定について |
| 日程第9 | 質 疑 |
| 日程第10 | 討 論 |
| 日程第11 | 採 決 |
| | 議第64号 山県市名誉市民の選定について |
| | 議第65号 山県市名誉市民の選定について |
| | 議第66号 山県市名誉市民の選定について |
| 日程第12 | 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について |
| 日程第13 | 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第17 | 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第19 | 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第22 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第5 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第6 議第64号 山県市名誉市民の選定について
日程第7 議第65号 山県市名誉市民の選定について
日程第8 議第66号 山県市名誉市民の選定について
日程第9 質 疑
日程第10 討 論
日程第11 採 決
議第64号 山県市名誉市民の選定について
議第65号 山県市名誉市民の選定について
議第66号 山県市名誉市民の選定について
日程第12 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
日程第13 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第16 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第17 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第19 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第20 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	5 番	石 神 真 君
6 番	杉 山 正 樹 君	7 番	寺 町 知 正 君
8 番	尾 関 律 子 君	9 番	横 山 哲 夫 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（2名）

4 番	上 野 欣 也 君	14 番	後 藤 利 環 君
-----	-----------	------	-----------

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	教 育 長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市民環境課長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健康介護課長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建設課長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	横 山 智 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	佐 村 光 仁 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（横山哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 吉田茂広君、5番 石神 真君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（横山哲夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会は、本日から9月24日までの22日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月24日までの22日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年6月から8月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第4、報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第5、報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結

果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 議第64号から日程第8 議第66号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第6、議第64号 山県市名誉市民の選定について、日程第7、議第65号 山県市名誉市民の選定について、日程第8、議第66号 山県市名誉市民の選定について、以上3議案を一括議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月4日に可児市で開催されました第62回岐阜県消防操法大会には、第1分団が出場され、迅速で見事な操法を披露していただきました。惜しくも敢闘賞という結果ではございましたが、連日の厳しい訓練に励んでこられた家族の皆様、関係者の皆様、そして選手の皆様に心から感謝を申し上げます。消防団員の皆様の御努力は、山県市の消防・防災力を今まで以上に強固にするものと確信をいたしておるところでもございます。議員各位には、大変な猛暑の中ではございましたが、応援を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、8月13日には、乾地区公民館におきまして乾ふるさと夏まつりが乾地区の自治会連合会などの主催によりまして開催され、私も出席させていただきました。人口が減少している中、地域の元気を取り戻そうと、自治会や老人クラブの有志の方が老若男女が楽しめるイベントとして、30年ぶりに盆踊りを復活させられたということでございます。公民館には、小中学校の思い出の写真の展示や盆踊り大会に地区外から戻ってこられた人の来場も多かったと伺いました。市といたしましても、高齢化が進む北部地域の活性化のため、地域住民の方の御意見をお伺いし、協力して北部地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。その1つといたしまして、今年度から地域づくり協力隊員を公募している状況で、雇用をいたしまして、住民と行政が協働して地域の実情に応じた地域の維持・活性化対策を推進するため進めてまいりたいと考えておりますので、また皆様方の御協力をお願いするものでもございます。

また、8月17日と18日には、文化の里花咲きホールにおきましても、山県市合併10周年記念事業オリジナル演劇「ゆめ想い」が上演され、私も見させていただきました。この事業は、市の教育委員会の主催で、毎年異なる民話を題材に出演者を公募して開催さ

れ、3年目を迎えました。ことしは市内を中心に9歳から50歳までの14人と、そして劇団「そらのゆめ」の劇団員が出演し、山県市内に伝わる3つの民話を題材に物語を作成し、30回以上の稽古を積んで上演されました。花咲きホールでは、今後におきましてもこうした演劇を通し地域の活性化と普及を図ってまいりたいと考えているところでもございます。また市民の皆様の積極的な参加をお願いするものでもございます。

また、8月25日には梅原スポーツランドを主会場として山県市総合防災訓練を開催いたしました。雨が断続的に降る天候ではございましたが、多くの関係機関の御協力のもと、梅原地区を中心とした多数の市民の方々に御参加をいただき、東海地震を想定した避難訓練や、倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧作業等を実施いたしました。地元自治会を初め、御協力いただきました皆様方に改めて感謝を申し上げます。各議員におかれましても、悪天候の中、御出席いただき、激励を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、10月3日から11月12日にかけて、市民座談会を自治会連合会との共催によりまして、昨年度と同様に、市内の小校区ごとに市内9カ所で開催する予定でございます。市民の皆様と行政との対話と共感を図る場として、市民の皆様から御意見、御要望を直接お聞きし、次の世代に責任の持てる持続可能な地域づくり、山県市づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御参加をお願いするものでございます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、人事案件3件、条例案件5件、決算案件2件、補正予算案件4件、その他案件1件の計17案件でございます。

ただいま上程されました3案件につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、資料ナンバー1、議第64号から議第66号までの山県市名誉市民の選定につきましては、山県市名誉市民条例第2条の規定に基づき、次の3名の方に山県市名誉市民の称号を贈ることについて、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議第64号の平野 元氏は、山県市椎倉406番地にお住まいで、平成14年7月、高富町長に当選、平成15年4月、山県市が合併し、初の市長として就任され、以来、平成23年4月に退任されるまで2期8年の長きにわたり本市の発展に御尽力をされ、特に、ごみ処理施設の整備、フッ化物洗口の推進、教育施設の整備等、本市の公共の福祉の向上に顕著な功績を残されました。

次に、議第65号の村橋忠夫氏は、山県市松尾566番地4にお住まいで、昭和24年1月上伊自良村に奉職、昭和56年1月から1期4年間収入役、昭和60年1月から2年3カ月間助役を歴任され、昭和62年4月からは伊自良村長として連続4期15年11カ月の長きに

わたり村政のかじ取りを務められました。同村の教育、文化、産業の向上、発展に多大の御尽力をされ、特に図書館、美術館、文化の里の整備など文化振興に顕著な功績を残されました。また、山県市が誕生した平成15年4月1日から26日まで、山県市長職務執行者としてその重責を果たされました。

次に、議第66号の矢口貢男氏は、山県市片原437番地にお住まいで、昭和54年7月に美山町議会議員に初当選、以来平成10年9月までのおよそ5期19年2カ月の長きにわたり在職、平成10年10月には美山町長に当選、議会とともに円滑な町政運営に大いに意を配し各種事業を進め、平成15年3月までの4年5カ月にわたり在職され、特にグリーンプラザみやまや道路整備など産業振興に顕著な功績を残されました。その後、平成15年4月には岐阜県議会議員に当選し、岐阜県の発展のため献身的な御努力をされ、1期4年の重責を務められました。

以上、元山県市長の平野 元氏、元伊自良村長の村橋忠夫氏、元美山町長の矢口貢男氏の3氏は、平成15年4月の山県市誕生に当たり、それぞれ重責を果たされ、多大の御尽力をいただき、地方自治の振興と公共の福祉の増進、社会文化の興隆のために献身されましたので、山県市名誉市民に選定し、その称号を贈り顕彰いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第9 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第9……。

〔「議長、動議の提出をしたいので発言を求めたいんだけど、よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） どうぞ。

○2番（山崎 通君） それでは、議長から発言のお許しいたきましたので。

今、市長からるる御説明がありましたが、この件については、私は撤回とか訂正とかということを申し上げることもなく、できれば審議の順序の変更をしていただきたいということを申し上げます。

誰か賛成してくれんとあれなんやけど。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○2番（山崎 通君） よろしいですか、議長。

○議長（横山哲夫君） はい。

○2番（山崎 通君） この後に質疑、討論ってあるんですよ。名誉市民というのは物すごく大きな問題ですので、5日前の協議会で初めて私らは聞いたんですね。この5日間でそれぞれの思惑をそれなりに考えたんですが、そのときに杉山議員から、調書をもっと細かく詳細にして出してほしいという、そういう申し出がありましたわね。

〔「それは上野さん」と呼ぶ者あり〕

○2番（山崎 通君） 上野さんもそうでしたけど、杉山さんもそうやって言われたんですよ。2人が言われたので。きょうは上野さんがみえないもので、杉山さんのお名前を出したんですが。

それで、私のところへはタベ遅く届けられたんですが、まだ内容について深くいろいろ検討やら拝読していないので、議会もさっきの日程にあったように日にちがありますので、私は一番いい方法は、順序の変更をしていただくというのが一番いいんじゃないかと、こんなふうに思っておるわけですが、皆さんにもお諮りをいただきたいと思います。

それで、これは人事ですから、できれば全員一致で皆さんから同意を得ていただきたいというのは私の願いですが、その点も含めて諮っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

暫時休憩をお願いできますか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 審議をするのには余りにも日にちが足らないので、もう少し時間をいただいて、ほとんどの人の同意を得られるような、そういう方法をとったほうが適策じゃないかと、こんなふうに思っているもので、きょう今すぐこのことで採決をするのではなしに、もう少し後に順序を変更したらどうかということを諮っていただきたいと思います。

それは、休憩中やであれですが、私は個人的に恨みつらみがあるわけでも何でもありませんが、議会という1つの組織から考えると、皆さんが、ああ、これならいいなという方法をもってやるのが一番いいと思うんですよ。それぞれ異論があったもので、あえ

て私が代表でお話しするわけですが、私は3人の方をよく存じ上げていますし、何ら異論があるわけではありませんが、それなりの日数が必要ですので、それを皆さんに諮っていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（横山哲夫君） 今、山崎議員から日程を変更するという動議でしたけれども、日程第9、10、11、質疑、討論、採決を先延ばしにするという御意見がありました。

ここで山崎議員の動議に対して賛成の方は御起立を願いたいと思います。

〔賛成者起立〕

〔「再開してやってもらったほうがいいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 今、開会中ですよ。

〔「再開したの、もう」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） ええ、再開しております。

〔「私、言いたい意見がまだあるんですが。みんな知らん顔をしておるけど、陰でいろいろ言うよりも、今そういう手続を踏んだほうがいいんですけどね」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 山崎さん、今、採決をとりましたので。動議に賛成の方は2名でしたので、賛成少数で否決ということで決定します。

それでは、日程第9、質疑。

ただいまから、議第64号から議第66号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長にお尋ねします。

この議案については、3人のうちの1人の平野氏については、6月議会で当初、議会運営委員会には提案という形で出てきた正式なものでしたが、本会議の定例会の開会前に取り下げたという特殊な事情がありました。そして、この9月に、今度は2人の方を追加して3人の同意を求めるという議案で出てきたというのがただいまの状況かと理解しています。

まず幾つか経過などをお聞きしたいわけですが、その前に、功績調書というものを昨日、私も夕方いただいたんですけど、これについてはもう本会議が始まっていますからここで言うしかないんですけど、先ほど読んでいて、3ページ、村橋さんについての下から7行目、「子供から」という子供の「供」は漢字になっていますが、今の時代、平仮名であって、前の平野さんについては平仮名になっていますし、これは改められるべきかと思います。この調書はずっと今後ついていくものですから、やはり訂正すべきは早目にしたほうがいいという意味で、まず確認の意味で。

それから、6 ページですけど、矢口さんについての調書についての部分の中段に、2、教育施設というのがありまして、この段落の5行目、真ん中あたりに「地域の父兄から強い要望」というふうにありましたが、今の時代、父兄という言葉は使わないようにされている言葉ですね。いろんな男女平等とかいろんな背景の中で、言葉が修正されています。父母と使うときもありましたが、父母も実際子供たちにとってはいろんな事情で問題があるので、保護者という傾向が強いわけです。そのあたりを市長は、少なくとも父兄は変えていただきたいんですが、父母とするか、保護者とするか、あるいは他の言葉にするか。それは多分、もう提案された文書ですから、議場で修正される必要があるということで、まず事務的な確認を1つ。

それから、次に市長にお尋ねしたいんですけれども、6月に一旦提案しかけて取り下げて、9月に今度提案という形なんですけれども、それがなぜかわからないという市民の声が幾つも届いています。これは新聞に6月も出たし、この議会でも新聞に出ていますから、当然市民の方も疑問に思うことだと私も受けとめていますが、そういう市民の声に対して、どのように市長は説明するのでしょうか。

それから、もう一つですけれども、6月取り下げの説明のときに、議会運営委員会では、市長は出席されなかったけれども、総務課長とか議会事務局長が説明された。その内容はというと、取り下げに当たって、今後は人事案件については議会と事前に十分調整をして提案していきますということでおさめてほしいというような趣旨だったと記憶しています。じゃ、今回3人提案されるわけなんですけれども、本日までに市長として、いつ、誰と、どのように調整をしたのかということですね。いつ、誰と、どのように調整をして、きょう提案されたのか。そのあたりの説明をお願いします。

もう一点ですけれども、6月と比べて2人を追加されたということについてですけれども、その理由ですけれども。合併して10年ですね、山口市は。功績調書を見てもそうですが、特に追加された2人の方については、合併前の功績がほとんどという状況で記載されています。これが10年前の合併直後である、あるいは名誉市民条例ができた速やかな時期であれば、それは納得しやすいと思うんですけれども、もう10年たったので、今、出てくるということは非常に理解に苦しむということですね。さらに、6月から9月まで3カ月ですが、じゃ、この3カ月間に、追加された2人の方にどういう功績があったのかということも特に示していないし、通常考えれば、そこは特に変わったことはなかったろうというふうに想像されます。そうすると、やはり10年近くたってなぜ今、提案をされるのかという、そこは明確な説明が必要だというふうに考えますのでお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、3ページと6ページそれぞれ、子供につきましては平仮名に訂正をさせていただきます。また、6ページの地域の父兄は、地域の保護者と訂正をさせていただきます。

それから、御質問の、まず前回6月に提案させていただきまして、実際には提案はしていませんが、議運に協議をさせていただきました。そのときに、特に議会の皆様からいただいた御意見は、山口市の中でも高富の、今回の平野氏のみということで、旧の美山町、伊自良村はどうなのかという御意見がございました。そういった中で、まず私は、提案させていただいたときは、前回、前回と申しますのは、山口市が発足いたしまして、平成20年の9月の議会、山口市の条例は15年4月1日から制定されておりますが、20年の9月の議会で、山口市で初めて山田忠雄氏の名誉市民の条例案が可決されまして名誉市民となられたわけでございますけれども、私は、当初は平成20年の10月以降の方に対して提案すべきものと認識をしておりましたが、しかし、これは首長がかわったからということではございませんし、これからもそうあるべきではございませんが、首長の思いで今の名誉市民のあり方を大きく変えることはできないと考えまして、それは、今回提案しています村橋氏や矢口氏も、過去を振り返りますと名誉市民、山田忠雄氏と同じような功績のある方だということを再認識いたしました。そういったことから、今回提案させていただくわけでございます。

以上でございます。

〔「3点。2つ目は、いつ、誰とどのように調整をしたのか」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） これは余り定かには覚えておりませんが、それぞれ議員の皆様とお話しする機会があったりしたときに、どうでしょうかというお話は。また反対に、議員の皆様からこの2名のことにつきましてもお話をいただいておりますので、多くの方とお話をさせて……。いつ、どこで、誰とということまではっきり覚えておりません。

それと、3点目の6月から9月までの功績ということでございますけれども、矢口氏は、今、現職で森林組合の県の会長ということもございますし、それから全国の副会長も歴任してみえまして、特にここ1年ほど、山口市の林務関係の事業につきまして、い

ろいろと地域との調整を、なかなか産業課の職員ではできないような調整もございました、具体的な調整等もお願いをした経緯もございました。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再質問します。

まず、今の答弁で2つ目のこと、順番的に3つ目ですけど、6月に取り下げたときに、議会運営委員会では、今後は議会との調整をして人事案件は提案していきますということをお尋ねして、それが、何か議員の皆さんと集まったときにちょっと話をしたとかという程度でしたが、6月の議運の説明では、もっとしっかりと議会と調整をしていくと、人事案件については。そのような趣旨が議運に出席した総務課長ないし議会事務局長から答えられたと私は受けとめていて、この9月にもっとしっかりと事前に議会との調整があるのかと思ったわけですが、それがなかったと認識したので確認しました。

じゃ、6月に取り下げたときに、議会と十分調整をしていきますと、今後は。そういうふうに答えられたのは市長の思いではなかったのか。職員の議運向けの答弁だったのか、それとも市長の思いだったのか。市長は、じゃ、今後議会と十分協議して人事案件を提案していくということについてはどう考えているのか。先ほどの答弁を見る限り、そうとは思いませんので、そこを確認したいということ。

それから、次に、先ほども言いましたが、市民の方もいろんな声を持っています。もちろん市長もいろんな場に出られるから、市民の意見も聞いていると思うんですね。私のほうに入っている市民の声で、市民は市長に直接聞けないということもあるから確認したい、幾つかのうちの2つだけお聞きしますが。

まず、市民が思うことの1つ。私も聞いて、ああ、そうなのかと思ったんですが、名誉市民に、例えば平野市長、前市長を選任するということで、次、林市長の選挙なので、協力を頼むとか、あるいはほかへの働きかけを弱めてほしいというふうに思っているんじゃないかと。これはそういうふうに思う市民の人がいるということを私も聞いて、率直に市長はどうなのとお尋ねするしかないなと思っています。

もう一つの市民の声、まだもちろんほかにもありますが、平野さん、前の市長をやめられて数年後という速やかな状況の中で名誉市民に選任しておく、林さんが今度、いずれか多分市長をおりられるときが来ると思う。そのときには、速やかに任命を市民にしてもらえというレールを敷くという思いじゃないかという人も実はいるんですよ。それに対して市長はどのように釈明をするのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、1点目の人事案件に対します議会の調整でございますけれども、人事案件は、このほかにも監査委員さんですとか、高富の財産区の委員さんですとか、それぞれほかにもあるかと思いますが、全てにつきまして議会の同意を得て選任するということになっております。このことが、必ずしも事前に全てにつきまして議会の方と調整をして、先ほど山崎議員がおっしゃいましたように、全て満場一致でいけるような人事案件であるべきかどうかということにつきましては、人事案件の内容にもよりますけれども、事前に調整をして議会に臨むということに対する制度的な考え方もございますし、これは微妙なところがあると思いますし、また、今回特にいろんな方からいろんな意見を拝聴いたしまして、やはり調整は必要だなということは思っておりますが、全てにつきまして100%調整ができないとか、そういった思いから、調整をしないとかなということにつきましては、極力調整はさせていただきたいと考えておりますけれども、その事案によりましての対応とさせていただきたいということを考えております。

それから、市民の声の1つ目の、名誉市民に推薦したら次の選挙に協力していただけるとかいただけないかということは、全く私は考えておりませんし、この議会の方からもそういったお話を伺ったことがありますけれども、そんなことは全く考えておりません。

それから、次に自分が名誉市民にという、そういった前提での、前提と言っていいんでしょうか、こうした提案ということは、私はあくまでも、山県市になってから名誉市民を選任してみえますし、そして、それ以前の高富町時代も伊自良村時代も名誉市民を、同じような功績の方を名誉市民としていますので、そういった過去の流れの中から同じ判断基準で選定をしたいということで、今回提案させていただいたわけでございます。首長がかわりまして、名誉市民の、そうでないと過去に選定させていただいた方を否定することになりますので、私はそういう思いではおりません。また、私につきましては、新たな方がそういう思いであれば、選任していただけるのかいただけないのかは、全く私の判断の及ぶところではございません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、再々質問しかできないのでここで最後ですけど、市長にお聞きします。

今、調整は極力ということでしたけれども、それから、市民の声に対して、そうじゃ

ないよという趣旨だと受けとめました。否定すればするほど逆に聞こえるという市民がいるのも事実ですので、そこはいろんな受けとめ方があろうかと思います。

お尋ねしますけれども、名誉市民、山県市の場合、行政関係者とか政治的な立場にいた人ということがほとんど受けとめるわけですね。他の自治体を見ると、文化的な方だとかスポーツだとか芸術だとか、そういう人が多いと私は受けとめているんですが、じゃ、山県市で今回3人の方が提案されているわけですが、こういう人たちが名誉市民になった場合に、それ以降、山県市内において政治的な活動を、当然法律上の制約は誰もないんでしょうけれども、自粛すべきという立場と、条例に定められて市長の提案、議会の同意ですから、そういうふうな位置に置かれるのかなと考える向きもあります。そのあたりは林市長としては、名誉市民になった人が、政治的には自粛した動きをすべきと考えるのか否か、いかがでしょうか。

それから、もう一点ですが、今後の方向について、先ほど申し上げたように、他の自治体によくあるように、文化的だとか芸術的だとかスポーツだとか、そういったような貢献の高い方を選んでいくという、いわば行政や政治的な人からそちらに移るということが必要ではないかと私は考えるわけです。特に行政や政治的な人たちは別なところから、国やいろんな団体からの表彰ということもありますから、そういう軸足の変更が必要かと私は考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず1点目の政治的な活動ということでございますが、制度的には特段規制があるわけではございませんが、それはあくまでも名誉市民となっていた方の判断に任せるしか、私からどうしてほしいとか、名誉市民の称号を贈るからこうしてほしいとか、そう依頼できる立場ではございませんので、相手方の判断で行われることだと思います。

そして、今後の、今まで行政経験ですとか政治的な方が対象として多かったわけですが、文化と芸術にかかわらず、私は今回、先ほどの議会との調整のほかに、今後におきましては、提案する前に、役所の中で第三者的な委員会のようなものの中で、そういったところでよく審議をしていただいて、そして行政もその中で私どもが判断させていただきながら進めさせていただきたいということを思っております。特に文化、芸術等の振興は今後においても大変大切なところでございますので、そういったところにも視点を当てた選定の方法をもう少し考える必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 市長にお尋ねしますが、こういう質疑をするということが、受理していただく方に大変失礼なんですわ。ですから私は順序の変更をお願いしたんですが、そう思われませんか。やっぱり拍手喝采で受け取っていただくというのが名誉市民の本来の姿なんです。こそこそと出てきて、四、五日でぱっと決めてごり押しでやるんじゃなしに、相談してくだされば、何もあなたの言うことを何もかも反対するという意味ではありませんので、今、寺町議員がおっしゃった、私が今、お話しする、ほかの人たちも今は黙っていらっしゃるけど、外ではいろいろな意見があるんですわ。ですから、その意見を集約するために私は順序の変更をお願いしたんですが、そうごり押しをしても、彼ら3人の人たちは立派な人ですから、そんなふうに思わないかもわかりませんが、どうせ受け取っていただくなら気持ちよく受け取っていただくような、これが行政の仕事なんです。ですから、そこら辺を私は履き違えてもらってはいかんと思うんです。前日は市長が個別で議員の反対者のところを回られたという話なんです。当然私のところには見えませんが、個別で回られたら審議への圧力になるんです。だからそんなことは困るということですから、市長の口から今後はそういうことをしないということをおっしゃっていただきたいし、それから受理していただく方たちにも喜んでいただけるような方法を今後はとるということを約束していただいて、再度審議に移っていただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

まず、私がるる説明申し上げておりますように、今回提案させていただきました。そして、前回と申しますか、20年に同じような議案が提出されておまして、私は提案の段階では、皆さん御賛同いただけるものという前提で提案させていただいたものでございます。

そして、個別ということでございましたけれども、6時ごろでしたか、功績調書の内容について、少しおくれたわけですが、配付をさせていただいて、その中で説明を申し上げたほうがいいなと思う方に対しましては、その内容につきまして説明をさせていただいたわけですが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、お尋ねをします。

先ほど寺町議員の答弁のときに、市長が過去に名誉市民を受賞された方というお話をされました。それで旧高富町、美山町、伊自良村、その3カ町村で、過去に名誉市民、名誉町民、名誉村民になられた方が一体どういう方がなられていて、それで、その方々はこういった功績でそれぞれ名誉町民、名誉村民になられたのか、わかる範囲で結構ですのでお聞かせをください。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 過去、山縣市合併前ですね、過去といいますと。まず、高富町では矢崎義一氏、平野孝一氏、杉山直一氏、玉井治郎市氏。首長ではこの後2人の方が首長となってみえまして、それぞれ高富町の町長さんということでございました。そういったことで、首長としての多くの功績に対する高富町の名誉市民の称号を贈っていたということで理解しております。

そして、伊自良村でございますが、古い順に申し上げますと、上野文一氏は県会議員だったということを聞いております。それから鳥澤一郎氏と佐野作一氏、船戸耕三氏、このお三方は伊自良村の村長さん、首長さんということでございました。その後に島戸繁氏、これは画家の方でございまして、伊自良の美術館に絵画を寄附していただいた方だということを聞いております。

それから、表彰の年代はちょっと不明でございますけれども、旧美山町時代には大野伴睦氏を美山町の名誉市民といたしておりました。御存じのように、国会で御活躍をされた方でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第64号から議第66号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号から議第66号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議第64号から議第66号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第10、討論。

ただいまから、議第64号から議第66号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第64号から議第66号までの討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第11、採決。

ただいまから、議第64号から議第66号までの採決を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 採決に当たりまして、退席をお願いいたします。

〔山崎 通議員、杉山正樹議員 退場〕

○議長（横山哲夫君） 議第64号 山県市名誉市民の選定について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第65号 山県市名誉市民の選定について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第66号 山県市名誉市民の選定について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時49分休憩

〔山崎 通議員、杉山正樹議員 入場〕

午前11時10分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔「議長、入場許可手続を先に」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議第67号から日程第23 議第76号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第12、議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について、日程第13、議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第17、認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第19、議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第20、議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、以上12議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました12案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する

条例につきましては、防災多目的広場を平常時における防災訓練場、災害時における防災活動の拠点施設として整備いたしましたので、設置及び管理に関する条例を定めようとするものでございます。

次に、議第68号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法が改正され、不在者投票の公正な実施のための努力義務規定が設けられたことに伴い、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬に関する規定を追加するものでございます。

次に、議第69号 山口市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正され、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し、公的年金からの特別徴収制度の見直し、延滞金等の利率の見直し、住宅ローン控除の延長、拡充、金融所得課税の一本化の見直し、東日本大震災に係る特例等の改正が行われたことに伴い、市税条例において関係条文の改正を行うものでございます。

次に、議第70号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことに伴い、国民健康保険税の所得割算定方式についての規定を整備するための改正をするものでございます。

次に、議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方税法が改正され、延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、関係する3条例、山口市介護保険条例、山口市後期高齢者医療に関する条例、山口市法定外公共物の管理条例について、納期限後に保険料等を納付する場合の延滞金の割合等に関する条文の整理を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、認第1号 平成24年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成24年度山口市水道事業会計決算の認定につきましては、一般会計及び特別会計のいずれも実質収支は黒字となり、水道事業会計では、純利益が955万3,000円となっております。

一般会計につきましては、厳しい財政運営を強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たって効率的な予算執行方法等を模索しつつ経費の削減に努めたことにより、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4―3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

また、当該決算につきましては、本市の監査委員により慎重な決算審査を行っていた

だき、その結果につきましても、別冊の資料ナンバー４―２、審査意見書として提出させていただきますいておりますが、今般、監査委員から御指摘をいただいております事項を十分検討いたしますとともに、適正かつ効果的な行財政の運営に、引き続き最善の努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、資料ナンバー６、議第72号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第４号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,571万3,000円を追加し、その総額を126億2,669万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、歳出の款ごとに順次御説明を申し上げます。

まず、８ページの民生費では、全体で779万1,000円の増額でございます。

福祉医療費につきましては、前年度に受領済みの県補助金の精算分で、次の障がい者福祉費は、前年度に受領済みの障害者自立支援給付費等に係る国庫負担金と県負担金の精算分でございます。

児童措置費につきましては、前年度に受領済みの児童扶養手当給付費に係る国庫負担金の精算分で、次の母子福祉費は、前年度に受領済みのDVから救済する際の緊急保護に係る国庫負担金の精算分でございます。

保育園費につきましては、伊自良保育園の調理室のエアコン取りかえ工事と、みやま保育園の屋根の防水シートの張りかえ工事費の追加でございます。

児童館費につきましては、子どもげんきはうすの火災通報装置の落雷による障害を修繕するための工事費でございます。

衛生費は財源更正だけで、農林水産業費は、全体で2,031万1,000円の増加でございます。

農地費につきましては、県単補助による、高富の杉森地内と、伊自良の松尾地内のかんがい排水工事費でございます。

林業振興費につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を受ける活動団体に係る事務費と、野生鳥獣被害防止助成金の追加でございます。

治山林道事業費につきましては、県補助を受けて行うせせらぎ橋の点検・診断委託料でございます。

次に、11ページの商工費は、全体で507万6,000円の増額でございます。

商工振興費につきましては、恋洞地内の企業立地推進のため、東西道路を新設するに当たっての用地買収費と、その測量・分筆登記経費の補正でございます。

観光振興費につきましては、伊自良湖ステージ南のトイレ等に係る水源用ポンプの取りかえ工事費でございます。

教育費は、全体で253万5,000円の増額でございます。

小学校費につきましては、高富小学校の給食棟、体育館と、梅原小学校体育館のトイレ改修工事に係る設計委託料でございます。

文化施設費につきましては、図書システムのOSを切りかえるための経費でございます。

続きまして、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、分担金につきましては、かんがい排水事業の1割相当分でございます。

県支出金につきましては、小中学校給食の食農教育実践支援事業費補助金、かんがい排水事業に係る2分の1、せせらぎ橋の点検・診断委託料の2分の1、里山林整備等の森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金、大桜グラウンドトイレ設置工事に対する、すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修補助金を追加計上するものでございます。

基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金は、今般の補正で余剰となる財源分の減額で、介護保険特別会計繰入金は、前年度に一般会計からの法定繰り出しした分の精算に伴う繰入金でございます。

諸収入につきましては、子どもげんきはうすの落雷に伴う保険金でございます。

続きまして、議第73号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に20万7,000円を追加し、その総額を37億4,520万7,000円とするものでございます。

歳出は、社会保険診療報酬支払基金に納付する前期高齢者納付金の追加補正で、歳入には、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議第74号 平成25年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,525万円を追加し、その総額を26億6,605万5,000円とするものでございます。

歳出は、国県補助金と支払基金交付金、一般会計からの繰入金の前年度精算分で、歳入は、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議第75号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、その総額を9億9,759万4,000円とするものでございます。

歳出は、前年度の決算により、消費税の中間納付分が必要となるための追加補正で、歳入には、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー7、議第76号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきまして

は、平成22年度に議決いただきました同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議決を求めるものでございます。

変更内容を御説明申し上げます。

2の産業振興では、日屋洞林道（改良）の追加と、ソフト事業として、賑わいの生まれる山県市山里再生事業を追加しております。

次に、3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、円原中切橋（改良）、下坂橋（改良）と、辻石2号橋の改良を追加いたしております。

次に、4の生活環境の整備では、消防の指揮広報車の名称変更、小型動力ポンプつき積載車等の台数を変更いたしております。

次に、5、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進では、青波福祉プラザ耐震補強事業を追加いたしております。

7、教育の振興では、スクールバスの定員変更、柿野交流センター体育館改修工事を追加し、ソフト事業として、美山中学校のパソコン台数を変更いたしております。

9、集落の整備では、文章を加筆、訂正し、集落支援員・地域おこし協力隊設置事業を追加いたしております。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項では、国の様式変更に対応した用語を追記いたしております。

11、過疎地域自立促進特別事業一覧表では、ただいま御説明申し上げましたソフト事業を再掲いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす4日より9月9日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、あす4日から9月9日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時29分散会

平成25年 9 月10日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成25年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 9月10日（火曜日）

○議事日程 第2号 平成25年9月10日

日程第1 質 疑

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議第77号 都市宣言の制定について

日程第3 議第78号 財産の処分について

日程第4 質 疑

- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第5 委員会付託

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第72号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	都市宣言の制定について
議第78号	財産の処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第67号	山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
議第68号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第72号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議第77号 都市宣言の制定について

日程第3 議第78号 財産の処分について

日程第4 質 疑

議第77号 都市宣言の制定について

議第78号 財産の処分について

日程第5 委員会付託

議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について

議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第77号 都市宣言の制定について

議第78号 財産の処分について

○出席議員（13名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	5 番	石 神 真 君
6 番	杉 山 正 樹 君	7 番	寺 町 知 正 君
8 番	尾 関 律 子 君	9 番	横 山 哲 夫 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君
14 番	後 藤 利 瑗 君		

○欠席議員（1名）

4 番 上 野 欣 也 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	教 育 長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市 民 環 境 課 長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健 康 介 護 課 長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会 計 管 理 者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	横 山 智 君	学 校 教 育 課 長	渡 辺 千 俊 君
生 涯 学 習 課 長	佐 村 光 仁 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第1、質疑。

質疑は、9月3日に議題となりました議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例についてから議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についての12議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので通告順に順次発言を許します。

通告順位1番、石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書のとおり質疑をしますのでよろしくお願いします。

まず1点目、資料4－3、23ページ、産業課（企画財政課）と書いてありますが、この名山めぐり事業についてお尋ねをいたします。

県支出金31万、一般財源78万5,000円ということで、109万5,000円で山県市及び3名山をPRした事業でございますが、この事業では、成果説明書によりますと、イメージキャラクターなどはきちっとできておるということで私も納得しておりますが、あくまでも登山客の増加というだけであって、私は、これだけ一般財源で78万5,000円も使うのであれば、登山客だけでなく、それも日帰りだけではなく、市内の宿泊施設、料理旅館などをやってみえるところ、また、あるいは山県市で指定管理に出されましたキャンプ場など、こういう施設を利用していただくようなアピールなどは全然していなかったのか、あくまでも山へ登っていただく、山県市へ来ていただくためだけにこれだけの予算を抱えてやったのかお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

名山めぐり事業につきましては、議員も御承知のことと存じますが、本市の北部地域等の活性化のための施策の一つでございます。すなわち、健康志向の一環といたしまして、登山が市街地に住む人々のにわかなブームにもなっており、そうした地域からの来訪者をふやして交流人口を図ろうとしたものでございまして、そのきっかけづくりをしたものでございます。

具体的には、市内にはすばらしい山々がたくさんございますが、中でも比較的初心者

でも日帰り登山が可能な舟伏山、相戸岳、釜ヶ谷山の3つの山を取り上げまして、そのPRのシンボルとして山県さくらというキャラクターを設定いたしました。このキャラクターを活用した看板をそれぞれの山頂に設置いたしまして、登山のインセンティブをふやそうといたしました。

内訳でございますが、109万5,000円につきましては、そのキャラクターを設定するための経費でございます、これを活用した看板、ガイドブック、ポスターなどの経費でございます、県補助金は、森林・環境税を活用したものでございます。

こうしたことによる登山客の効果等につきましては、名山に関する問い合わせや、名山に関するホームページの閲覧件数の増加のほか、岐阜市内等でのスポーツ店からも大変反響をいただいております、そういったことを考慮いたしますと、現時点で、その当時、相当の効果があったものと考えております。ただ、こうした反響は、単に名山めぐり事業だけの効果とは言い切れません。複合的な北部地域の活性化施策によるものと考えられます。

そうしたこともありまして、現段階で定量的なデータにつきましては、私どもでは持ち合わせておりません。またこれをきっかけとして北部活性化に努めてまいりたいと思っています。

なお、今年度の具体的な状況につきましては、産業課長のほうから答弁をさせていただきます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 続いて、今年度の名山めぐり事業の具体的な活動などの状況につきましてお答えします。

先ほどの3つの山を登山した写真を提出していただきますと、認定書、ポストカードとゴールドの缶バッジを進呈する山県市名山めぐり認定事業を行っております。

ことしの認定者の目標を100人としていましたが、既に8月末でちょうど100人達成をしました。100人の方の住所を見ると、市内の方は10人で、岐阜市34人、各務原市11人など県内の方が84人、愛知県5人、静岡県1人の県外の方が6人でございました。

また登山者数ですが、舟伏山が平成24年度421人に対して、平成25年4月から7月末までの4カ月間で761人。釜ヶ谷山が平成24年度930人に対して、平成25年4月から7月末までの4カ月間で731人と、おおむね3倍に伸びておりますので、市内へ来られる方は大きくふえているものと考えられます。

しかし、議員御質問の市内の商業施設や宿泊施設への効果ですが、宿泊施設であるグ

リーンプラザみやまや美山の宿泊できるお店に尋ねましたが、登山者の方々は日帰りのため、宿泊されての登山は、年によくあっても一、二件ぐらいでめったにないとのことでした。市内の商業施設や宿泊施設への今の効果は、ごくごくわずかと思われます。今回いろいろとお店に尋ねていましたところ、登山の帰りにうちのお風呂に入ってもらいたいなどの御意見もいただきました。また、北部地域活性化対策で神崎に北山農家レストランも間近にオープンされます。

これらの情報を集め、認定登山者へ観光パンフレットなどを発送すると同時に、登山をされた感想や御意見などのアンケートに協力をしていただこうと考えております。

また、本年は、観光プロデュース事業にてナッチャルくんと山県さくらを活用して、市内の観光資源や特産品をPRし、本市の認知度を上げるのを目的に実施しています。

内容は、失業者2名を専門員として雇用し、イベント会場等で本市のPR事業を積極的に遂行していただくものです。先月の8月11日日曜日に岐阜メモリアルセンター長良川競技場で行われたFC岐阜山県ホームタウンデーを初め、名古屋市の中日ビル、刈谷ハイウェイオアシスや川島サービスエリアなどで開催された観光展にも、本市の観光や特産品をナッチャルくんや山県さくらを活用してPRいたしました。また、山県市公式フェイスブックを活用してのPRも行っています。

いずれにしても、平成24年度に作成した山県さくらの等身大のパネル、名山めぐりのリーフレットや山県さくらポストカードなどを活用して、登山客による市内の商業施設や宿泊施設へ少しずつでも効果が出るように対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 企画財政課長と産業課長と2名にいろいろと詳しく御説明いただきましたが、やはり、確かに去年、単費で環境基金事業という形で補助金でやって、今年度はまた違う形で山県市をPRしていくという話でございましたが、やはり今、課長の答弁の中にもありましたが、お店の方に聞いたら、帰りに風呂に入ってもらいたいというような、そういうお話もあったということでもありますので、やはり市内業者さんにも、こういう事業をやりますから、アピールしていただくような資料がありましたらということで取り寄せて、一緒にアピールしていただければ、本当に山県市の、こういう企画を練ったから山県市の商業施設も皆さんに寄っていただくようになったと、そういうふうな形をとっていただければ、補助金以外の一般財源で使ったお金が今度は税金として帰ってくるように、そのくらい使ったお金が、そんなようなアピールの仕方をしていただければ、今後、補助事業に対してはうれしいかなと私自身は思います。

もう一点は、北部地域活性化対策で、北山農家レストランも間近にオープンされますということでありますので、これはまた今回の案件と違いますが、これに対しても、やっぱり皆さんに来ていただくためには、ここだけではなく、地元のほかのところにも寄っていただくというようなことも考えてアピールしていただきたいということで、この件は終わります。

2 件目、成果説明書、資料 4—3、ページ87の有害鳥獣防止柵設置助成事業ということですが、ここで電気柵が 8 件減った理由と、具体的に見ても、予算現額から見ても事業費が減っているのは、予算現額を大きく見ていたからなのかということで、お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

電気柵が平成23年度と比べると 8 件減少していますが、柵の種類は設置者が選択されるものですので、年度によって種類の件数にはばらつきがございます。ちなみに、平成25年度は、既に27件の申請があります。そのうち電気柵は20件ですので、平成24年度の電気柵10件は、平成23年度に比べ、たまたま電気柵の助成申請をされる方が少なかったためでございます。

次に、本事業の予算額ですけれども、平成24年度の予算額は、1 件当たり 2 万円の30 基分の60万円で、平成23年度は57万7,000円です。平成24年度は、平成23年度より 2 件申請件数は多いものの単価の低いネット柵が多かったことから、事業費が前年度と比べると減少をいたしました。予算額は前年実績などを考慮して計上しておりますので、予算額を大きく見ていたわけではございませんので、御理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 石神 真君。

○5 番（石神 真君） この有害鳥獣の防止のところと、ずっと後ろにあります、駆除のほうと見ますと、駆除のほうは金額が物すごく大きくなっていて、あくまでも、これは本当にぱっと見た感じは少なくなっていると、だから鳥獣被害がなくなったのかなというようなとり方をしましたので、このような質問をさせていただきましたが、やはり、まだまだ鳥獣被害が大きいので、こういうことができるのであれば、ある程度、もうちょっと積極的に皆さんに勧めていただきたい。かかる費用はしょうがないけど、猿やイノシシ、鹿に食わせるものをつくっているのではありませんので、自分たちが自給自足に向かうために一生懸命やっているんで、こういう対策だけには、しっかりとしたPRとか指導をしていって進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 石神 真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、恩田佳幸。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、発言通告のとおり4点についてお尋ねいたします。

1点目、資料4—3、平成24年度の成果説明書、ページ数が17、18ページで、広報やまがた発行について3点お尋ねいたします。

1点目、広報やまがたの配布目標数はどの程度か。ただ単に配布するのではなく、具体的に情報源として手にとっていただいたり、持って帰っていただく部数をどの程度と位置づけているのか。

2点目、現在9,000部、自治会配布8,249部、コンビニ配布161部、公共施設窓口配布590部とありますが、月にどの程度、読まれずに破棄されているのか。

3点目、配布数をふやすための努力をどのように行ってきたのか。また、今後どのように行っていくのか。こちら、配布数をただ単純にふやすのではなく、実際に市民の方々に手にとっていただいたり、持って帰っていただく努力をどのように行ってきたのか。

以上、3点について企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の配布目標数ということですが、配布数の目標というものは、特段想定はいたしておりません。配布数ではなく、議員もおっしゃられましたが、ごらんいただく機会ですとか、熟読度の増加を目指しておるところでございます。

2点目の9,000部のうち、どの程度廃棄しているかということに関しまして、今お話がありました、公共施設窓口配布590部とありますが、このうち200部程度、各家庭というんじゃないくて、当方のほうでは、そのうち200部程度、毎月大体廃棄させていただいている実情でございます。

3点目のふやす努力等、また今後どのようにしていくかということにつきまして、冒頭でも申し上げましたが、配布数をふやすという努力をしているわけではございませんが、ごらんいただく機会等をふやす努力といたしまして、支所ですとか中央公民館などの公共施設、それと市内のコンビニエンスストアにラックを設置させていただき、自由にお持ち帰りしていただけるようにいたしているところでございます。

今後、ごらんいただく機会等をふやす努力といたしましては、本年度当初予算で御説

明申し上げましたように、先般、広報のアンケート調査を実施したところでございます。ただ、御案内のように、広報紙は市のホームページでもごらんいただけるようになっており、広報紙の配布状況だけで市の情報発信量を推しはかることは困難でもございますが、今回のアンケートはそこら辺のところを、要はホームページでの広報のごらんいただいた状況については分析いたしておりません。

ちなみに、アンケート結果につきましては、現在集計中ではございますが、有効回答数542のうち9割近くの方が毎月読んでいるとお答えいただいております、そのうち3分の1の方が毎月ほぼ全てのページを読んでいただいているとの回答を得ております。その中で半数以上の方が、ありがたいことに読みやすいと回答をいただいておりますが、ただ、どちらとも言えないという回答をしていただいた方も4割ほどいらっしゃいまして、そのほかにもさまざまな御意見をいただいております。今後、市民の方々の御意見を踏まえまして、より効果のある広報紙づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

周知方法などを伺うと、広報かホームページと回答される機会が非常に多いと思われませんが、本市の主要な情報発信源であります広報やまがたであるのであれば、なおさら配布数をふやす、先ほど答弁にありましたように、配布数をふやすことを目的じゃなくて、実際に手にとっていただいて、実際に自治会加入者以外の方々にもより多く読んでいただけるような機会をつくっていただければと思います。

実際に、平成23年、24年と印刷、発行部数は9,000部配布していると成果説明にはありますが、この成果説明の配布数は、平成24年5月1日現在と伺っております。ホームページから平成24年5月1日現在の世帯数を確認すると1万211世帯となっておりますので、印刷した時点で、既に全ての世帯の方が読みたいと思っても、必ず読めない方が出てしまうのが現状だと思われれます。先ほどの答弁にもあったんですが、再度お尋ねいたしますが、自治会に加入していない世帯への広報内の情報をホームページ以外でどのように取得できるのか、また、行政としてどのように周知すべきと考えるのか。

2点目、これまで、先ほどの答弁にありましたように、公共施設などにも配布や設置していただいているというふうには伺いましたが、児童館や保育園、小学校など自治会に加入している方、していない方かわらず、足を運ぶ機会が多いような施設には、今後設置する予定などはあるのか。

2点についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、1点目の自治会に未加入の方の普及方法ということですが、まず、1万世帯を超えております方から自治会加入を差し引きしたのが単純に自治会未加入者とは、私どもは認識いたしておりません。と申しますのは、例えば2世帯住宅等の場合、1戸に配付すれば2世帯分が見られることがありますし、例えば福祉施設ですと、特別養護老人ホームですと、施設に配付、数部しているんですが、二、三部、それは50世帯とかいうふうにカウントしていません。単純ではないんですが、ただ、現に自治会に加入していらっしゃらない方が多くおられることも、当然認識はいたしております。そうした中で、どのようにしていくかということなんですが、2点目のお尋ねでありましたように、他の施設、今ないところでも、よくごらんになられるところにつきましては、今後、需要があれば、私ども、分析いたしまして、少しでも拡張していくようにしたいと思っております。それと、特に若い世代の方ですと、紙で見るよりもホームページでごらんになられる方も結構多いと思っておりますので、よりホームページでも見やすいように工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

できるだけ周知していただき、貴重な情報源として位置づけるのであれば、より多くの方に読んでいただけるような努力をしていただきたいと思います。

続きまして、資料4-3、平成24年度決算の成果説明書、ページ数24ページの事業仕分け事業について5点ほどお尋ねいたします。

1点目、対前年度一般財源比192万3,000円の削減効果額は、当初の目的を達しているのか。事業成果には、前年度一般財源比で192万3,000円の削減効果と記載されておりますが、実際に大きな削減額であります山県市いきいき高齢者推進事業は、名称は変更になったものの、山県市げんき高齢者祝金事業として対象年齢、使用期間、利用店の変更などがあったものの、対象者の多くの市民の方々は類似した事業と捉えており、902万3,000円の削減と記載されておりますが、山県市げんき高齢者祝金事業として480万円を平成25年度計上しております。

また、花咲きホール公演事業では、予算反映なしでの改善と事業仕分けでも結論が出されていますが、削減額にも含まれております。

疑問に感じる事業の合計額を改めて述べませんが、141万9,000円の予算額で実施した事業仕分けに対し、削減効果額は当初の目標に達しているのか、お伺いいたします。

2点目、削減した事業によるメリットとデメリットについて伺います。

消火栓整備事業や花咲きホール公演事業や学習支援員配置事業など、個人の価値観によって大きく左右される事業と見受けられます。実際に予算を執行しつつある現在で、メリットとデメリットでどのように影響していると捉えているのでしょうか。

3点目、市民の行政参画意欲促進に効果があらわれたと事業成果にあります。市民公募行政委員以外にはどのような意欲促進があったのか、また、事業仕分けにより行政参画意欲促進に効果があったとするのであれば、今年度の事業仕分けの市民判定人の応募数も増加すると考えられますが、応募数はどの程度増加しているのか。

4点目、職員の意識改革は、どの程度できたと認識しているのか。また、これまで職員の意識改革をどのような場面で見受けられ、どのような効果が見受けられたのか。

5点目、今後事業仕分けはどの程度継続していき、どのような成果を期待していくのか。

以上、5点について企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、1点目の効果、削減効果額に関する御質問でございますが、確かにこの事業の成果説明としまして、誤解を招くような表現をしてしまっているかもしれませんが、傍聴しておられた恩田議員なら御理解いただけるものと考えておりますが、本市の事業仕分けの目的は、経費の削減ではございません。目的の一つは、外部目線からのコメントによる意識改革でございます。そして、職員が市民の方々へ説明するためのスキルアップという研修的なもの、それと行政への市民参画の促進といった面を重視して実施したものでございます。

なお、事業仕分けの結果をホームページで公表いたしておりまして、その表には、議員の御発言の効果額の一般財源の合計として192万3,000円の減少としておりますが、この効果額というのは、議員も御発言がありましたように、考え方により異なり得る数値でございますし、仮にこれ、今減額になっていますが、これが仮にプラスになっていた場合にも私どもは、先ほど申し上げたような目的もございまして、当方としては全く成果がなかったとは思えないようにするものでございます。

次、2点目の削減した事業によるメリット、デメリットに関する御質問に関しまして、事業仕分けの結果は最終判断になるものではありませんとお断りいたしておりますが、その場に出された御意見等は当然十分に尊重しておりまして、結果的に予算等が増減したのもございます。ただ、こうした改善に関しまして、私どもでは、メリット、デメリットといった考え方はいたしておりません。

例えば今、議員も御発言がありましたが、8番の山県市いきいき高齢者推進事業につきまして、これは再構築、再検討、凍結という判定結果となっており、本年度から廃止といいますか、名称を変えたという、制度を変えたという、再構築したということでもあります。ただ、これは対象年齢も変わっておりまして、これを本来であればいきいき高齢者推進券を受けられていた方にとっては、当然なくなりましたのでデメリットと言えましょうが、逆に対象になっていない方にとっては、それがほかの福祉サービスに回るといことでメリットになり得るというもので、その判断は、申し上げるまでもなく、個々によって違うから、メリット、デメリットという表現はなるべく用いないようにしておるところでございます。

行政といたしましては、より効果的な予算配分となったかとか、より必要な予算への予算配分となったか、そういった視点で検討するわけですが、多くの予算において、それを判断するのは困難な実情にもございます。

次、3点目の市民の行政参加意欲に関する御質問に関しましては、議員も御承知だと思いますが、事業仕分けの直後に、自治基本条例策定委員の市民公募の応募数に飛躍的变化があったことは御案内のとおりであります。ただ、その後につきましては、現時点では、じゃ、そのまま飛躍的にずっとほかの公募が伸びているかという、たまたまこのときはそうでしたが、そういうことは言えない場合もあります。ですので、それ以外にどのような市民参加の効果があったかとなりますと、これは大変主観で申しわけないのでありますが、例えば、その後のアンケート等において、先ほど申しました広報なんかありますが、そういった広報の自由意見記述欄を通常アンケートに設けますので、そこを拝見いたしますと、かつてに比べて、主観的であります、こうするべきだとか、建設的な意見がふえたのではないかなというふうには感じております。申しわけないですが、客観的には分析いたしておりませんので、私ども実施主体による希望的な偏った捉え方なのかもしれません。

次、4点目の職員の意識改革に関する御質問につきまして、私は人事を所管する部局ではございませんので、これも私の主観的な答弁になりますことをあらかじめ御承知申し上げます。

私自身が受けた影響で申し上げますと、より多角的な視点で物事を適正に判断できるよう、もっと他の自治体での先進例ですとか失敗例、さらには過去の教訓等をもっと生かし、より最善の方法を取り入れていかなければならないということを痛感したところでございます。

また、より多くの市民の方々に市政に参加していただくためにも、正しい情報を知っ

ていただけるよう、そういった情報提供をし、市政により関心を持っていただき、正しい御認識の中で、市民個人としての判断をしていただけるような環境づくりがもっと必要であるということを改めて痛感いたしましたところでございます。

そうしたこともございまして、今般提出いたしております決算の成果説明書には、写真ですとか図ですとかグラフ等の視覚的なデータを掲載させていただいたところでもございます。また、自己評価ではございますが、事業成果という項目も追加させていただいたところでございます。さらに、先ほどお答えいたしましたように、広報のアンケートの実施も、そういった意見を伺いたいということ等から実施したものでございます。

私の、今、主観ですが、他の職員に関しまして、これは職員個々にさまざまだと思います。ただ、その中で私がどう感じるかと申し上げますと、当方のほうへは各課から出されてくる書類等がございしますが、その書類の論点等が以前より多少は明確になり、例えば庁内会議がちょこちょこありますが、そういった場合にも、以前よりも多角的な検討ができるようになったのではないかと感じておりますが、これも先ほど申し上げましたように、事業仕分けの私は所管課でございますので、そういった希望的な偏った捉え方なのかもしれません。

最後に、5点目のどの程度継続していくのかという御質問に関しましては、私は効果が期待できる限りは続けられていくべきものと考えております。どのような成果を期待していくかとのことでございますが、冒頭で申し上げましたように、外部目線からの意識改革、市民の方への説明力アップ、市民の方の市政参加を促進するといったような効果を期待いたしております。

なお、今後継続する場合にも、全く同じ手法で実施するのではなく、より効果のある方法を検討してまいりたいと考えております。ちなみに、本年度につきましては、市民の方の市政参加促進をもっと図るために、事業仕分けの全時間を有線テレビにて放映することとしておりますが、次年度以降実施することになった場合には、現在、事業の選定は行政のほうで実施しておりますが、これを市民の方の御意見を踏まえた選定にしていきたいなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございました。

歳出削減が一番の目的でないということは、委託している構想日本の事業仕分け、他市のを比較してみても、そういうふうに同感に感じられます。事業仕分けの実施前の歳出削減を目的としている自治体が48%で、実施後の効果で歳出と挙げる自治体が39%と

も伺っております。しかし、歳出削減は重きを置いていないというのはものの、学習支援員配置事業など10月に担当課で予算を作成し始める時点には、既に住民生活に光をそそぐ交付金の期限を迎えることにより学習支援員の4名の減が想定されることから、県の加配教員を要望すると同時に市の単費で学習支援員の配置を計画しているなど、事業仕分けをやってから、変化が具体的に内容の面でも予算の面でも見られないような事業の中には見えます。それが見られるのか、見られないのかという価値観は、また人それぞれ違うと思うんですが。

先ほど何点か挙げられた、事業仕分けを行った結果によって、問題解決の方法として、手段として、取り入れているというふうには見受けられますが、実際にこういった問題があつて、それを解決するための事業仕分けで、それを解決したらどう変わるんだというところが、非常に抽象的だからわかりにくいんだと思います。だから今、本市において、端的にどのような問題があり、山県市事業仕分け事業を解決方法として実施していくのか、その方法を取り入れたことによって、どういった具体的に、1つでもいいので、これが解決できる、こういったいい結果になるというものを具体的に挙げていただければありがたいです。

その1点、再度お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、即効的な、議員は、この事業仕分けによって効果が期待できるということがあればよりわかりやすい、事業仕分けをする価値があるのではないかという御発言がそこにはあるかと思いますが、私自身、例えば事業をとりましても、私どもがふだん感じていないような新たな課題が発見され、それがよりいろんな意見から、よりよいものになっていかないかということで、問題があるから事業仕分けにかけるとなっているというふうには思っておりません。問題があることは、やっぱり、別なそれを目的とした委員会ですとか、議会のほうでお諮りしながら解決していくべきものでありまして、事業仕分けは、問題をよその外部の人も入れて山県市のことを検討しようとする趣旨ではありません。ですので、そういった何か問題をここの仕分けで検討していただこうと、それはやっぱり議会が本筋だと思いますので、私はそう考えておりません。

それと、やはり課題意識ということで、私のところで捉える課題意識と、市民の方の多くが捉えられる課題というのは、視点が違う部分もあると思っております。ですので、私はちょっと踏み込んだ発言になるかもしれませんが、こういった課題があるのかというのは、私ども行政が思うものよりも、市民の方の意見を取り入れて、来年度はその事

業、何をやるかというのは市民の方の関心が高いものを、全部かどうかわかりませんが、一部取り入れてまいりたいなという意向を持っておるという答弁でございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございました。

私自身も事業内容に反対しているわけではないので、ぜひ効率的というか、効果的に事業を実施していただきたいと思いますし、少なくとも昨年度やって、今年度もやって、市民判定人はどんどんふえていくような、そういった事業にできればしていただきたい。テレビ放映されるので、周知の率は非常に高くなると思いますけれども、それ以外にも、より中身のある事業仕分けになるように努力していただきたいと思います。

続きまして、資料ナンバー4―3、平成24年度決算の成果説明書85ページの緊急雇用創出事業について、大きく3点について質問いたします。

緊急雇用創出事業で3種類の調査を行ったと記憶しております。1点目、企業誘致の可能性を訪問調査。東海地区を100社程度。2点目、企業アンケート調査で企業誘致の可能性を探る。中部、近畿、関東地域を800社。3点目の調査で、市内の企業が求める企業支援の方法の調査。以上の3種類の調査、訪問の結果について、内容についてお尋ねいたします。また、調査、訪問を行った結果にて、どのような効果があったのか。

2点目、今現在どのように企業誘致や企業支援に調査結果が生かされているのか。また、今後どのように生かしていくのか。

3点目、各企業の調査、訪問を行った結果、いつごろに企業誘致や企業支援の結果が出てくるのか。具体的に企業誘致の企業数なのか、企業誘致をした結果の雇用数なのか、企業誘致をした結果の税収増なのか、具体的に何かあれば、いつごろまでに結果が出るのか。

以上、3点について企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、1点目の御質問でございますが、今般は製造業を主体とする企業を中心に調査等をいたしております。今お話もありましたが、その概要を御報告申し上げます。

まず、市内企業につきましては、アンケート調査を実施いたしました。98社へ送付いたしまして、約86%に当たります84社から回答を得ております。この中では、半数以上の企業の方が設備投資計画があると回答されており、そのうち計画が5年以内、または現在進行中と回答していただいた企業の方が83%となっております。

次に、市外企業につきましては、アンケート調査と訪問調査を実施いたしております。アンケートにつきましては、東京、神奈川、大阪、愛知に事業所がある一定規模の800社へ送付いたしまして、約43%の340社から回答を得ております。この中で、岐阜県内への新設、移転計画があると回答された企業は、残念ながら2社ほどでした。また、本市へオーダーメード型で移転する場合には、どのように考えられるかということを知りたいと思いますが、インターチェンジから10分以内のところを希望する企業の方が3割。8割の方は20分以内のところを希望するという回答をなさってみえます。

そして、企業訪問につきましては、愛知、岐阜に工場がある一定規模の100社を、東京商工リサーチのほうと進出見込みがあるところを選考いたしまして、ノベルティグッズ、ちょっとした山県市を宣伝するグッズを配付しながら、本市の魅力をPRしつつ、ヒアリングを実施させていただきました。ここではそういったように、手応えがありそうなところを選考したということもありまして、約73%の企業の方が設備投資計画があるとの回答を得ております。投資がありそうだという元気な会社を選んでおりますので、比較的高い73%の方が設備投資計画があると回答しております。そのうち、先ほどと同様、5年以内、または現在進行中と回答した企業の方は、86%を占めております。

また、企業訪問によりその中で、100社の中で山県市から改めて職員が行って、連絡させてもらってもいいですかという問いに対しては、12社の方が、はい、来てもらっていいですよというお答えをいただきました。そこで、いろいろやりとりする中で、最終的には本市の職員2人が直接3件、私は行っておりませんが、訪問いたしました。前向きな話もありますが、現時点で具体的に進出するという話までには至っておりません。

また、この訪問によりまして入手したデータは、今後の企業の戦略等にもお答えいただいております。法人情報になりますので開示させていただくことはできませんが、貴重な行政情報として保管いたしております。

なお、本事業、この事業は、そもそもは緊急雇用という趣旨でございまして、2人の失業者の方を半年間ほど雇用することができましたし、そのうち1名の方は、そのまま就職にも結びついたと聞き及んでおります。

2点目のどのように生かすかという御質問でございしますが、今後の企業誘致や企業支援を踏まえた都市計画等の施策を検討する際の貴重な情報として活用してまいりたいと考えております。その効果の一つとしまして、これも緊急雇用事業を活用してのお話になりますが、各企業のニーズに対応し、有益な情報を発信したり、ビジネスのマッチングを主体としたホームページのサイトを立ち上げようと準備しているところは議員も御承知のところでございます。

次、3点目の調査や訪問の結果が出る時期との御質問に関しまして、これは直ちに結果が出ることもあるかもしれませんが、私どもとして、いつまでに結果を出すといった趣旨では動いておりませんので、御理解いただきたいと思います。ただ、これは私見ではございますが、東海環状自動車道のインターチェンジの開通や、それを踏まえた都市計画の見直し時期には一定の成果が出てくるとよいものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再度お尋ねいたします。

緊急雇用創出事業で2人の方を雇用したというのは、本来の事業の目的の趣旨に合っているのかなと思うんですけども、当然事業内容を確認すれば、企業誘致のためや市内の企業支援に結びつくために行ったのではないかと推測されますし、当初の計画、この事業の計画を説明いただいたときにも、当然のことながら、調査する前から企業に来てもらおうとは直結に思っていないですよという説明はないと思いますので、当初もそういう説明があったと思われます。やはり、確かに緊急雇用創出事業なので、2人の方を雇用できたからいいという観点はあるかもしれませんが、市長の公約にもありますように、企業誘致は公約にもあったと思いますので、ぜひ具体的に、このような取り組みを行ったから、いつごろまでを目標に企業誘致や企業支援、雇用の新たな創出ができるとか、具体的なスキームを立てていただけると、実際に次から同じような、同様の予算を組むときにも、いつまでにできるからこういう予算を組まないといけないと再度認識できると思いますので、具体的な時系列で目標がないということですので、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、資料4—3、平成24年度決算の成果説明の112ページ。道路改良工事について、建設課長に3点お尋ねいたします。

1点目、入札差金2,815万5,000円は、妥当な金額だと考えるのか。

2点目、自治会要望等は全て実施することができていないが、効率的な事業運営で、より多くの要望を実施することは可能ではないのか。

3点目、当初予算で計画はしたが実施することができなかった事業数は何件あり、その総額はどの程度か。また、その中に、自治会要望として上げられた事業は何件あり、総額は幾らか。予算外執行をして実施した事業は総事業中何件あり、予算額はどの程度か。

以上、3点について建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の道路新設改良費、道路改良工事の不用額における入札差金の額の妥当性についてでございますが、工事の発注に当たりましては、入札により施工業者が決定いたします。当初の予算額と入札により決定いたしました契約金額において、その差金が発生するものでございまして、平成24年度の不用額の主な理由となっているところでございます。しかしながら、入札差金の額につきましては、それぞれの工事について入札が行われた結果により発生したものでございますので、その妥当性については判断いたしかねますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の効率的な事業運営により、より多くの自治会要望等の事業実施が可能ではないかとの御質問でございますが、例年、7月から8月にかけて、次年度における道路、河川等の改良及び維持修繕事業に係る自治会要望箇所を自治会長さんと現地確認させていただいておりまして、継続的に事業を要する箇所や用地の測量、土地の買収等のさまざまな状況の事業要望がございます。その総数でございますが、市の建設課関係で約350から400カ所となっております。来年度事業箇所の重要な基礎資料とさせていただいております。

しかしながら、要望箇所の中には、現状が危険な状態で緊急を要する箇所、既に事業に関連した関係者などの調整、同意が図られていることから早期の着手が可能である箇所及び道路や河川敷地内での施工が可能な工事などにつきましては、入札差金などにより、来年度ではなく、当該年度内に工事を施工しております。

今後におきましても、年度内に工事完了が可能な事業箇所については積極的に対応したいと考えておりますので、その点、御理解を願いたいと思います。

3点目の当初予算にある事業のうち、未実施になった箇所ということでございますが、平成24年度当初におきましては、25カ所の工事を道路改良として計画しておりました。そのうち東海環状のインターチェンジ建設工事に係る関連工事の施工が行われることによりまして、その影響を受ける可能性があることから改良を見合わせた工事を含めまして、未施工となった箇所は3カ所となっております。その3カ所につきましてはの当初予算上の額でございますが、約1,130万ほどでございます。なお、平成24年度に予算外執行で工事を行った箇所につきましては、15カ所ということで把握してございます。額につきましては、約1,300万ほどでございます。なお、入札差金につきましては、施工の当初の予算につきましては、施工済みの箇所につきましては約1億6,000万円ほどでございます。契約額につきましては約1億1,100万となっております。差金につきましては、約4,800万ほどでございます。そのうち予算外執行等で対応させていただいて、額のほう

を、入札差金の部分を使わせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） その中で、未執行の中で自治会要望として上げられた事業の件数と総額を伺ったと思ったんですけど、今の答弁になかったので、再度、お尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 済みません。

未施工の部分でございますが、3カ所でございますして、当初の予算上は1,100万円ほどというふうで、先ほどお答えしたと思います。

〔「それは自治会要望だけなんですか」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（長野 裕君） 自治会要望の部分です。申しわけないです。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） これまで地域の皆さんから、通学路に指定されている場所が非常に危険だとか数多くの声をいただき、担当課に伝えることもありました。その際、自治会要望として上げてくださいとの回答をいただくことが数多くありました。個々の意見は伺うことはできませんとの回答でしたが、その理由は、必要性が高い事業として予算を組んでも、自治会要望じゃないと実施する際に地権者や地域の方々の理解が得られない可能性があるということを伺いました。自治会要望であれば、地権者の同意や地域の皆さんの総意だから事業に支障がないとの回答でしたが、実際には、自治会要望でも未執行の事業は、先ほどの答弁にあるように、見受けられます。

再度、建設課長にお尋ねいたしますが、自治会要望以外は受け付けることができませんとの回答をいただくことがあります。今後はそのようなことがなく、多くの市民の方々の声を受けとめていただくことは可能でしょうか。

2点目、事業内容の選択の基準は公開できる環境なのでしょうか。どのような事業がどのような内容で優先順位が高くなっているのか、さっきの質問で、多くの市民の方々の声を伺う際に、個人的な要望があるのではないかと危惧されると思いますが、事業をどのように選択していくのか、その基準さえ明確になれば、実施できなかったときにも説明もより信頼性が高まることになると考えられます。

2点について、再度、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

自治会要望以外の事業について、それが対応可能かということでございますが、緊急性とか危険性等を考慮いたしまして、自治会要望以外の工事についても施工はさせていただく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

あと、選択、自治会要望等について、事業の優先に係る基準でございますが、予算等の関係もございますので、あとは、先ほど申し上げましたが、緊急性、必要性、効率性を考えまして以前からも進めさせていただいておりますし、今後もそのように進めてまいりたいと思っております。基準につきましては、その内容についてまた精査をしながら、予算のほうで皆さんの御同意をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の質疑は終わります。

続きまして、通告順位3番、影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、1問久保田企画課長にお尋ねをいたします。

成果説明の30ページ、ここにあります自主運行バス利用実績で赤字路線、伊自良線と循環線、乾線の3つが出ておりますが、その予算額というか、1日平均のあれは、わかったら出していただきたい。この明細として中に、市民の生活に欠かせない交通手段を確保できましたとの理由の見解を、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 今、伊自良線、循環線、乾線の3つについて赤字路線ということでお尋ねがありました。

赤字といいますか、これら全て自主運行バスですので、営業でやったら全てがもちろん赤字になります。補助金を出しているものですから、何とか運行していると。営業路線につきまして、ちょっとわかりにくいんですが、上のところにあります伊自良、去年、残念ながら廃止になりました、岐大病院のほうに向かっておった、あれが営業路線でして、あれが赤字路線で、補助金として出しておったものはあれだけで、あとは自主運行バスということで、当然営業が成り立ちませんので、私どもが自主的に補助金を出しながら運行させていただいているものです。その伊自良線、循環線、乾線で赤字というか三角になっておりますのは、前年度に対して収入が減った分ということです。要は、お客さんからの売り上げといいますか、乗車賃が減った分がこの3つです。

今、この3つの路線についてお尋ねがありましたのでお答えさせていただきますが、伊自良線が、市の補助金ですけれども、伊自良線は年間1,149万6,000円でございますので、一月にしますと約95万8,000円、1日ですと3万2,000円です。循環線につきましては、年間、数字ばかりで恐縮です、1,398万9,000円ですので、一月約116万6,000円、1

日約3万9,000円。そして、乾線につきましては、年間、市の補助金、283万9,000円でございますので、一月当たり約23万7,000円、1日約8,000円でございます。ただ、これは暦で計算しただけですので、運行日数とか運行月数とかを厳密に計算しますとまた答えは違って来るかと思いますが、暦の日数で計算したものでございます。

そして、市民の生活に欠かせない交通手段を確保できましたとの意味はどのようなことでございますが、御案内のように、大変厳しい財政状況の中にありまして、市内全体で約9,100万円の補助金を支出いたしまして、延べ昨年度約19万人の市民の方に乗車いただいた上、先ほど申し上げました営業路線にも補助いたしまして、交通手段を確保したという意味でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で影山春男君の質疑を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で11時15分まで休憩をします。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番、藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議第76号、資料7番の山県市過疎地域自立促進計画の変更についての中で少し説明をいただきたいと思います。

ページ6とページ28、ページ29、ページ30とそれぞれあるわけなんですけれども、最初にページ6の10の、その他地域の自立促進に関し必要な事項の中で、イベント補助金というのは、ちょうどこの事業名のそばにアンダーラインがありましたので、変更があるかなということで書きましたけれども、これは変更がないということです。この件、イベントの補助金の内容については、これは結構です。

その次に、下段の賑わいの生まれる山県市山里再生事業についての内容等について、まず、説明を願いたいと思います。

企画財政課長、よろしくお願いします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

新旧対照表の6ページのことをおっしゃってみえられると思います。賑わいの生まれる山県市山里再生事業につきましては、平成24年度の国の補正予算関連の過疎集落等自立

再生緊急対策事業に採択されましたのを受けまして、本年の3月28日に、山県市一般会計補正予算（第7号）で、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金事業といたしまして、歳入歳出と、それと繰越明許費の議決をいただいた案件に係るものでございます。

現在、この事業を実施するため、北山、葛原、谷合、北武芸、伊自良北の自治会連合会等によりまして山県市山里再生委員会が立ち上がっており、特産品開発等の事業に取り組んでおられます。市役所といたしましては、美山支所のほうが所管しておりますので私からは詳しくは申し上げられませんが、近日オープンする北山の農家レストランなどもこの事業の一環で行われているものと認識いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 次に、ページ30の廃屋の再利用促進事業の内容についてちょっと伺いたいんですけれども、これも特別変更がないということということは聞いていますけれども、今、企画財政課長が申されたように、北山のほうでも農家を改装して何か店をやるとか、廃屋との関連性があるわけなんですけど、やっぱりこれ、何か特別具体的に、何もまだ、廃屋の程度とか、基準とか、規格とか、そういったものは、市のほうとしても何も考えていないみたいなんですけど、今後北部は大変廃屋がたくさんできるわけなんですけれども、やはりそういうものの再生利用等で、市長、何かそういった関係で、今後考え方があるならひとつ所見をお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） この計画は、まず全体的なことを申し上げますと、いろんな事業が立ち上げられることを前提に、立ち上げようとしたときに、このメニューに乗らないといけませんので、こういった形でいろんなメニューを計上しております。そして、北部地域でいろんな形で要望を聞いたりするわけでございますけれども、こういった廃屋が多くなってきておるということは、特に418沿いの葛原沿い、谷合から葛原にかけて、非常に多くがございます。そういったことも含めながら、いろんな形で御意見の中に、そういった廃屋を利用して地域の方が集まってもらえるような、一種の集会所のような施設をつくってはどうかということも聞いております。ただ、そういった場合、例えばお茶を提供されるような場合には、特に地域の中でもなりわいとして、お仕事としてやってみえる方への影響があつてはいけないと思っております。今後そういったことを除いたこういった利用ができれば、これは当然、過疎債を使って事業を計画するものでございますので、そういった観点からも、今後は必要かなということを思いますけれども、ただ、立ち上げるだけでは、後のまたランニングコストがかかりますので、そ

のコストをどう収益を上げてペイできるか、そういったことも非常に大きな課題がございます。初期投資をするだけでは継続的な運営もできませんので、そういった総合的な、トータル的な視点から、立ち上げる場合には慎重に行っていかなければいけないと考えております。ただ、今、具体的にこの事業を、何をするという計画は、現在は持っておりません。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 再三言いますように、本当に廃屋がたくさんできまして、今後やはり老朽化に伴って危険物にもなりますし、特に通りに関しましては、だから前も同僚議員の中でも一般質問されたと思いますけれども、利用計画と同時に、やっぱりそういう危険物になってはいけないから、そういう辺を今後、これ、ちょっと質疑とはかけ離れているかわかりませんが、関連性がありますので、そういった点で今後考えていたきたいということを要望しまして、私の質疑は終わります。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず、議案書の14ページですけれども、議第69号で山県市税条例の一部改正の条例ということです。

これについては、一応一通り目を通して見るわけですが、改正の部分が非常に多いということ、特に税務関係はわかりにくいですが、大変わかりにくく感じました。そこで、まず今回の改正の要点、どんなことと、どんなことなのかをかいつまんで説明してほしいということですね。

それから、ともかく延滞金というのが明確に出てきますので、これに関する部分というのは特に市民生活と関係が深いように映ります。そこで質問しますが、滞納という場合に、法律と、これに基づく条例の14.6%という高い利子が適用されてきたわけです。それは今のサラ金よりも高いという批判もあったわけですが、これがどのようになると受けとめてよいのか、概要の説明を求めます。

現在、延滞者の人数はどの程度かということ、その人数や額から推測して、今回の延滞金の利率低減によって、市税の年間総額という見方でいいと思いますが、およそ幾らぐらい、市民の側の負担の軽減となるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 質問にお答えします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、山縣市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額にするなどの公的年金からの特別徴収制度の見直し、現在の低金利の状況に合わせた延滞金等の利率の見直し、平成25年度までの住宅ローン控除を平成29年までに延長するなどの住宅ローン控除の延長と拡充、金融商品に係る損益通算を拡大し、公社債等に対する課税方式の変更、少額上場株式等に係る非課税措置の拡大などの金融所得課税の一本化の見直し、東日本大震災に係る特例等が一部を改正されたことに伴い、市条例において関係条文の改正を行うものでございます。

次に、延滞金につきましては、地方税法や市税、山縣市の税条例の規定により年14.6%、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは7.3%でございますが、の割合で計算した額が延滞金となります。しかし、平成12年1月1日以後につきましては、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は、7.3%と前年の11月30日を経過するときの日本銀行法に定められている商業手形の基準割引率に4%を加算した率のいずれか低い割合が適用されており、平成24年度は、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは4.3%。納期限の翌日から1カ月を経過する日の翌日以後までは14.6%となっております。

今回の改正により、納期限の翌日から1カ月を経過する日までに加えて、納期限の翌日から1カ月を経過する日の翌日以後までにつきましても特例がつくられまして、あわせて特例基準割合が、前年の11月30日を経過するときの日本銀行法に定められている商業手形の基準割引率に4%を加算した率から、租税特別措置法第92条の規定により告示された割合に変更されました。これによりまして26年1月1日からは、現在の貸出約定利率が1%と前提とした場合に、現在の納期限の翌日から1カ月を経過する日までは4.3%が3%に、納期限の翌日から1カ月を経過する日の翌日以後の利率が14.6%から9%に引き下げられることになります。

次に、現在の滞納者につきましては、9月6日現在でございますが、過年度分だけで、1,052名でございます。

延滞金については、納期ごとの納める額が納期限までに完納されていない場合に、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じた割合で計算した額を納付していただくこと

になっておりますので、平成24年度の特例基準割合が3%と9%と仮定した場合ですが、あくまでも概算であります700万円ほどになるのではないかと思います。平成24年度の市税の延滞金は1,192万7,000円ほどでございますので、492万円ほど延滞金が減るものと思われま。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 項目的にどんな点かを最初に説明いただきました。それから、延滞金についての部分ですけど、納期限後1カ月、2カ月で何か変わっていくということもあって、非常にわかりにくく聞き取れたんですが、基本的には現行の14.6%というのが基本は9%、あるいは9.3%程度になるという認識でよいのかなと受けとめますが、そのことの確認。

それから、もう一点ですけど、今回、国のほうが主導的に延滞金の率を下げたというふうに受けとめるわけですね。これはこのように決まったということで、地方も考えるとして、じゃ、もうちょっと先の、中長期的にどうなっていくのかということもやはり市民の立場からは気になると思うんですが、そのあたり、専門の皆さんはどんな情報を持ってみえるか、今回はこのように下げられたけれども、もうちょっと先はどうなっていくんだろうと、そのあたり、何か情報とか見解があればお伝えください。

○議長（横山哲夫君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

14.6%が9.3%に下げられた、これは、先ほど言いましたように、租税特別措置法第93条の2項の規定により告示された割合とありますので、これが11月30日に発表されますので、その額がおよそ今1%程度ではないかということでございます。

あと、それから、これ以後の予測でございますが、これ以後の予測につきましては、この延滞金が前回改正されましたのは12年1月1日になっております。10年以上前になりますので、これにつきましては、予測等何も把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 将来のことはまだわからないということ、いたし方ないとも思います。

では、次に行きますけれども、これも議案書の22ページですね。国保の税条例の改正ということで出てきているわけですが、これは先ほどと違って延滞金というところが見当たらないということを思いました。

続いて次の25ページを見ると、71号ということで、延滞金の割合の見直しということで、こちらには他の関連する条例を一括して整理していきたいという条例と受けとめまされども、このあたりについて、1つはまず、国保ではなぜ出てこなかったのかなと、延滞金はね、というところの確認ということと、それから71号の整理条例のほうでは3つの条例がここに列記されているわけですけど、じゃ、山口市にたくさん条例があって、いろんな賦課徴収というのにもかかわると思うんですけども、その中で、この3つで全て網羅されていて、他には関連するものがないと考えてよいのかということですね。改正されないわけですから、改正されなくてよいということの理由づけを示してください。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問の内容が複数の課にわたりますので、私のほうから一括してお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険税条例を改正しない理由は、現行の同条例、第26条になりますが、におきまして、市税条例の規定を準用しているところによるものでございます。

また、本市では、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、延滞金の利率等を定める条例は、今定例会に上程しております4つの条例を除きまして、6つの条例がございます。

その事例ということでございますが、山口市奨学資金貸付けに関する条例第11条では5%と規定をしております。また、山口市道路占用料徴収条例第7条では10.75%と規定をしております。この2つの条例につきましては、その利率の設定の根拠を道路法など地方税法とは異なった他の法令に置いておりますので、各所管課において今般は改正しないことといたしました。

また、国民健康保険税条例を含みますその他の4つの条例は、いずれも各条例の関係条文におきまして具体の利率の定めはなく、山口市税条例の規定を準用していることから、こちらにつきましても各所管課において改正しないことといたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 国保では市税条例、先ほどの分、これを準用するというのと、今の方のほうの答弁でも、国保その他もそうだったことでした。国保その他も大体は理解できたんですが、そうすると、今のお話にあった6つの条例、残る6つの条例のうちの奨学金とか道路法を根拠ということでしたけど、5%あるいは10.75%、市民から見れば延滞金が低いほうがありがたいわけですが、高いほうの10.75%、市税その他がおおむ

ね9.何%になる、そういうような状況の中で、10.75というまだ高い率が残るということは、これは道路法が根拠であるがゆえに全く、各自治体、市の条例、山県市の条例で、例えば市税に倣うというふうに改めていくことができないのか、手続的に、あるいは自治体の裁量でできるのか、そこはどのように考えたらいいのでしょうか、延滞金について。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 道路法のお話が出ましたけれども、根拠は道路法の第73条第2項の規定を準用しているところでございますけれども、これ、14.5%以内を上限として条例で定めるということになります、本市におきまして10.75%という設定をしておりますのは、岐阜県の道路占用料の徴収条例がございます。御案内のとおり、市内には国直轄道の国道はございませんので、県道、それから市が管理します市道という道路が整備されておるわけでございますけれども、県の徴収条例のほうが10.75%を適用しているということでございまして、県道と市道のバランスをとっているということで10.75%を設定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁の趣旨からすると、山県市においては市税ほか国保関係も一定の形、9.幾つで整うということですけど、逆に道路法の関係で、14.5%が上限という法律だからそれ以下はいいという趣旨の答弁だと受けとめました。ただし、県の占有の規定などが10.75だからそのようになっているのであろうということでしたが、裏返せば、やっぱり自治体の裁量はできますよということの答弁でもあるわけですね。

そこで市長にお尋ねしますが、県道は県の管轄、県の条例は県知事提案で県議会でするかということで、いわば向こう任せですから、その10.75についてここで議論、答弁は求めないし、できないけれども、少なくとも山県市の分について、市長の管轄ですから、他の国保とか市税、ベーシックなものに倣って、残る今の道路法で高いもの、低い奨学金はいいですね、高いほうについては、やはり山県市は一律に9.幾つでいきましようということを市長の裁量として手続上できるわけですので、今回はとにかく、今後速やかに市長の判断として一本化していただきたいということが、当然市民から出ると思うんです。そのあたり、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまのは、手続上はできるということでございます。ただ、道路といいますのはつながっているものでございまして、そこを境にしまして状況が変わっていること等もございまして、今回の市税条例も根本は変わっていない、特例的な措置ということでもございます。ただ、一般的に市民の方からしますと、この延滞金の率の大きさ、そもそも14ですとか10ですとか、それは本当に今の金利からしますと非常にかけ離れた金利だということを考えております。そんなことからしますと、ちょっと今どうするかにつきましては、もう少し内容を精査、把握しないことには、今ここでどうするかということにつきましては、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 一応、再々質問になりましたので、次に行きます。

決算の関係で、成果説明の6ページですけれども、認第1号の決算の成果説明6ページですけれども、ここでは一般会計の前年比などが出ています。この中で市税に関して1.3%減ということであり、監査委員も、監査委員の意見書の12ページを見ますと、市税は景気の低迷などで3,903万1,887円、1.3%減少というふうにまとめています。

それは一つの過去の事実として受けとめるとして、この3月の議会で審査した25年度予算、現在執行中ですけど、このときの予算というのは、当然この24年度の決算の当時の見込み額をもとに予測をされたというふうに認識していますが、このときの予算は幾らと、市税収入は幾らと見たのかなというところが気になります。この減という数字を見たときに。そこで確認ですが、今年度の当初予算ではどのような額とか増減率を見ていたのでしょうかということ。

それから、とにかくこの決算の実績があるということで、税務関係は全て今さらどうしようもないわけですけど、じゃ、今、執行年度の今年度、25年度について、9月ということで半年近くたっているわけですけど、今年度の税収の予測というのは、おおむね今、実績に近いものが想定できるのかなというふうに思いますが、どんなふうに今年度分について考えるのか。額と増減の率、それからどんな要因でそのような数字が出てくるのかなというところの説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

平成25年度の市税の予算額でございますが、市民税の個人分につきましては、均等割を1万3,685人、1人3,000円でございますが、見込んでおります。所得割につきましては、平成24年度課税状況に基づく変動予測調定額を11億2,000万円と見込み、収納率を98%として11億3,800万円を計上しております。これ、ちょっと済みません、24年度との比較になりますが、330万円で3%ほどの増額となっております。

法人分につきましては、均等割は661件、法人税割では法人の課税標準額を7億4,000万円と見込み、税率の12.3%と収納率の99.3%として1億5,100万円を計上しております。これは平成24年度でございまして、130万円、1%ほどの減となっております。法人税につきましては、平成24年4月1日の開始事業年度の法人税の税率が30%から25.5%に引き下げられておりますので、法人市民税も同様に減額しております。

固定資産税につきましては、土地の地目ごとに課税標準額を算出し、家屋につきましては、前年度の課税標準額から取り壊し家屋、免税点未満を除き、新築家屋を加えて算出し、償却資産につきましては、98億3,300万円の課税標準額を見込んでおります。収納率が97%として13億5,100万円を計上しております。平成24年度より1,070万円で1%の減額となっております。固定資産税につきましては、平成25年度から土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますが、の減額を行っておりますので、それが1,000万円ほどと見込んでおります。

軽自動車税につきましては、原動機付自転車を1,107台、小型特殊自動車を665台、軽自動車を9,373台、二輪小型自動車を367台と見込み、収納率97.21で6,135万を計上しております。平成24年度より157万円で3%ほどの増額になっております。

次に、25年度が半分近く経過した今、おおむねの概算ができる段階だがどんな状況かということでございますが、市民税につきましては、予算額が11億5,651万6,000円に對しまして、調定額は11億9,458万4,000円で3,806万円、約3%の増となっております。固定資産税につきましては、予算額が13億7,504万円に對し、調定額が13億9,030万5,000円で1,526万円、約1%の増加となっております。軽自動車税につきましては、予算額が6,235万1,000円に對して、調定額は6,347万3,000円で112万円、約2%の増加となっております。

しかし、これはあくまでも、先ほども言われましたように、9月現在の調定でございますので、まだこれから変動いたしますし、当然収納率も掛けなければならないということで、若干これよりは落ちることになると思います。

また、要因につきましては、市民税につきましては、均等割の分は、人数は少なくなってきたので、細かい分析はしておりませんが、1人当たりの所得金額が増加

したのではないかということだと思っております。

固定資産税につきましては、先ほど言いましたが、土砂災害特別警戒区域による減額や土地の下落等がまだ続いておりますので時点修正というのを行っておりますが、それで600万円ほど減少しているのではないかと見込んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 特に今年度の現状の実態を説明していただいて、この決算では4,000万ほど減っているということでしたが、逆にざっと計算すると5,000万ほどふえていくのかなというのが今の状況ということで、今後に期待したいと思います。

では、通告の次に行きたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 寺町君、休憩をしますので、昼からにしていきたいと思えます。

暫時休憩をします。再開は13時からということでお願いします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお聞きします。

次も決算ですけど、成果説明書の11ページ。ここの中段の2番の財政指標というところで、いろいろな指標が出ています。その中の経常収支の比率のところをちょっと注目したいということと、監査委員も意見書の12ページで指摘しているわけですけど、この経常収支が2.2ポイント上昇したということですね。前年度は0.5ポイントの上昇だったわけです。これについて監査委員も、財政の硬直化の傾向にあるというふうには指摘しています。このことの主たる原因の分析と、それから今後3年間の予測というのはいかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この経常収支比率が2.2ポイント上昇した主たる要因につきましては、1つには公債費ですとか扶助費が大きな要因になるかと思いますが、特に平成24年度につきましては、介護保険や公共下水道等の特別会計への繰出金に係る経常経費への一般財源の充当額が大きな要因になっていくと考えられます。

こうした経常収支比率につきましては、その性質上、予測することが困難でございますが、現段階、御質問の今後3年間の具体的な数値を申し上げることはできませんが、今後におきましては、扶助費等の増加を考えますと、扶助費の増加が当然考えられますので、24年度決算の数値よりも若干、今後増加していくのではないかと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁ですが、経常収支というのは予測しにくいところがあるというようなことを言われてしまいました。私は再質問で、じゃ、5年後どう、10年後どうというふうに質問したいと思っていたんですが。というのは、ずっと以前、高富町のころからでもそうですけど、山縣市に合併してからでも、将来、ずっと先の将来はよくなるんですよという話を僕は財政の人たちから聞いてきたような記憶がありますし、いろんな財政指標の予測の中でも、もっと3年以上先についても一応想定はされているというふうに受けとめているわけです。その辺の認識のずれがあるのかなと思いますが、とりあえず3年後について、予測しにくいけれども若干増加していくのではないかという趣旨でしたが、じゃ、3年以降、もうちょっと先について、中期的なことについては市長はどのようにイメージを持って今臨んでいるのか、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後1時03分休憩

午後1時03分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど申しましたように、特に扶助費等の増加が今後、国におきましても、そういったことが言えてまいりますので、この数値が大きく改善されるといふ、経常収支比率が大きく下がってくるといふことは考えられません。

そうしますと、先ほど申し上げましたように、3年間におきましては若干増加していくのではないかと、それ以降につきましても、特段税収が大きくふえることがあればまた別でございますが、今の見込みとしましては、今の現状からいたしますと、大きく改善されるということとはございません。少しずつ悪化していくのではないかと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、堂々めぐりになりますので次に行きますけれども、同じく決算の関係ですけれども、成果説明の4ページですが、このページの中段から基金と、

P 14ページ参照というふうで基金などについて総括されています。14ページということで、14ページを見ますと、上のほうは一般会計の各基金について、下のほうは特別会計の基金について分類されて示されているわけですが、この中で一般会計が15本、特別会計が6本ということで、この担当する各課も分かれているということで、関係の課長に、あるいは市長にお聞きしたいというふうに思いますけれども。

まず、地方財政法の第7条というところで、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、生じた翌々年度までに積み立て、または地方債の繰上償還に当てなければならないという旨が規定されています。同じく第7条の3項において、公営企業は、第1項の規定にかかわらず、一般会計または他の特別会計に繰り入れることができるとされています。この規定の要点はといえば、公営企業の特例を除けば、一般会計及び特別会計のそれぞれの剰余金は向こう2年間、翌々年度ですから向こう2年度のうちに2分の1以上を基金に編入することと義務づけられているというふうに解されます。もちろん、お金に何年度の色というのはつかないわけですが、法律が翌々年度までにと規定することで、3年間の剰余金の額、それから積み立ての額、これを並べてその変動を計算してみれば、基本的な状況が認識できるというふうに考えます。そこで各課長に質問しますが、この成果説明14ページの各特別会計の基金について、平成21年度から24年度までの年度ごとの剰余金の額、それから基金への編入額と剰余金に対する比率を明らかにしていただきたい。

それから、市長にお尋ねしますけれども、私が見る限り、この規定というのは、山県市においては一般会計では一応守られてきたわけですが、特別会計では全く無視されてきたというようなふうにも映ります。違法状態が続いているというふうにも映ります。市長の法律の解釈、地方自治法、あるいは地方財政法の解釈、これはどのように、現在の特別会計における事実というのをどのように認識し、どのように対応していくのかというところをお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、平成21年度の剰余金は1億5,385万4,000円、全額を繰越金として基金への編入はいたしませんでした。22年度は2億4,279万2,000円、うち41.2%に当たる1億円を基金に編入いたしました。23年度は2億9,236万7,000円、うち51.3%に当たる1億5,000万を基金に編入いたしました。平成24年度は1億5,707万2,000円で全額繰越金といたしましたが、25年3月補正で5,347万9,000円を基金に繰り入れておりますので、割合は25.4%となります。なお、基金に編入できなかった年度につ

きましては、国庫補助金の償還金と医療給付費の見込みによるものでございます。

次に、高額療養費支払資金貸付基金につきましては、合併当初に基金といたしましてからは、年度の剰余金からの編入はございませんでした。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

介護保険特別会計の21年度の剰余金の額は3億9,181万6,000円、平成22年度は3億8,949万9,000円、平成23年度は2億3,192万8,000円、平成24年度は1億6,382万3,000円でございます。

また、基金への編入と剰余金に対する比率につきましては、平成21年度剰余金は、基金への編入はしておりません。平成22年度剰余金は1億6,000万円編入して、比率は41.1%でございます。平成23年度剰余金は9,000万円編入して、比率は38.8%でございます。平成24年度剰余金は、基金への編入はしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 次に、簡易水道基金でございますが、基金への積み立ては簡易水道基金条例の規定により行っております。平成21年度から24年度までの剰余金と比率でございますが、21年度が剰余金2,366万5,000円、基金への編入額3,043万1,000円。これは、平成20年度の剰余金によるものでございます。その比率といたしまして、68.8%。22年度は剰余金1,790万2,000円、基金への編入額509万6,000円。これも前年度の剰余金に対する比率でございますけれども、21.5%。23年度が剰余金1,349万5,000円、基金編入額5万4,000円。これは基金の利息でございます。比率としましては0.4%でございます。24年度1,503万4,000円が剰余金で、編入額が5万円。これも基金の利息ということでございます。比率にしまして0.3%でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えいたします。

高富財産区特別会計の平成21年度の決算剰余金の額は71万4,000円。以降、22年度は83万2,000円、23年度は117万1,000円、24年度は106万1,000円となっております。全額を翌年度に繰り越ししておりますので、したがいまして、21年度から24年度におきまして基金に繰り入れた実績はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 答弁をさせていただきます。

地方財政法は、地方財政の運営等の基本原則を定めることにより、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することが目的だと理解しております。そうした趣旨を勘案いたしますと、この同法の制定当初、第7条の規定は、主といたしまして一般会計を意識して規定されたものではないかとも考えられます。

確かに、この第7条を厳格に文理解釈いたしますと、公営企業として位置づけられない全ての会計が対象になるものと考えられます。しかし、そういたしますと、例えて申しますと、今般、介護保険特別会計などでは、前年度に過収入していた分の国と県の返還金や一般会計への繰出金などを含んだものも対象にするのかといったことが不合理にも感じられます。また、剰余金は翌々年度までとなっておりますが、この間に、逆に基金から取り崩した場合はどうなるかといった場合の明快な運用等も示されておられません。

こういった状況がございまして、そこで、今後におきましては、国または県にも相談いたしながら、この地方財政法の趣旨に基づき、より適正な方法を検討し、運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、関係課長に答弁いただいて、一応答弁は5つの特別会計に関する基金だったと思いますけれども、それを年度ごとに縦に答えられた課長とか、項目別に横に答えられた課長もあって非常にわかりにくいかなと。そこは想定しましたので、私も表をつくって、今ずっと数字を書き込みました。こうして一覧表にぱっと見ると、金額でいえば介護保険の関係が3億9,000万円、21年度。この金額で基金はゼロということですから、もし半分とすれば1億9,000万円以上が基金に入れられるべきところ、入れていないというようなことが出てきていますし、その他、実際に2分の1以上という規定を置いて、基金にまず入れるということだけ捉えても、年度と会計の数でいえば20のうち半分もいっていないわけですね。しかも、2分の1を超えるという率であったのは国保の23年度の51%、それから簡易水道の、額は数千万円ですけれども、ともかく率は21年度の68%ですね。この2つだけですよね。市長は、一応文理解釈すれば確かに特別会計も含まれると、財政法の規定は、そのようにおっしゃってみえて、それが年度掛ける会計のことでいくと、2つということは1割ですよ、ちゃんと法律を満たした基金というのは。そういう実態ということで、これは法律上、私は文理解釈が、市長のとおり、特別会計も含むという、私ももちろんそう解釈したから問いかけているわけで

すけど、そうすると明らかに違法状態であり、かつ24年度はほとんど総倒れに近いというような状況もあるわけですね。とすると、現在の山口市もこの立場を強くしている、傾向としてはより強くしているということも感じましたので、余計明らかにしなきゃいけないと思ったわけです。

そこで、これは市長に確認しますけれども、文理解釈は特別会計も含むということでしたけど、実際には一般会計だけを想定したものではないかというのがさきに答えられたわけです。確かに、実務上はそう読み取りたいという気持ちはわからないわけではないけれども、やっぱり法律上は文理解釈しかないわけなので、そこは例えばうちはやっぱりやりにくいからということは、通用しないわけですよ。例えば一般会計の介護保険だったら繰り出しがあるとか、補助金の将来返還があるとか、そういったことは当然想定されていて、翌年度じゃなくて翌々年度という幅をつけたんだらうと私は想定するわけです。繰り出しだとか返還というのは翌年度の中で調整できるわけですから、だから法律は翌々年度までにちゃんとやりなさいよというふうに初めから射程を広くしているんだらうと。その範囲だからこそ、これを脱するのはまずいんじゃないかなというふうに私は捉えています。

それで、山口市がそういうふうに来てきた、これからもやってくる可能性があるということ、それから他の自治体でも特別会計について、そういうようなところがあるということを私は認識しているわけですけど、他の自治体がやっているからといって、決してよくはならないよね。赤信号、みんなで渡れば怖くないということは絶対許されないわけでもん、特に行政の場合は。そのあたりが、先ほどの市長の文理解釈では両方含まれる、だけど一般会計を念頭に置いたものではないという答弁は、矛盾しているとか、どちらに立ったらいいのという疑問が答弁自体の中にもあるわけです。

私も今回、これを質問するのに、本当にどういう考えがいいのかということで、インターネットでいろいろと調べました。ある自治体が数年前に、議会の特別委員会で財政について議論をしている記録が出てきて、その自治体もやっぱり問題になるから、当然基金を積んでいなかったわけですから、ということで、その答弁を見ますと、過去のケースを調べたら、その自治体が、行政側が、不適切であるというようなことを総務省、あるいはその自治体の所管する県の中ではあったということで、やっぱりまずいんじゃないというのが総務省とか県から指摘があったというふうに、一応これは委員会の答弁録としてされています。市長が先ほどの最後に国や県の見解も聞いてということでしたが、聞いても多分状況は一緒だろうという気はするわけです。その中で、この決算認定、それから進行形でいろんな業務も進んでいるわけですけど、そのあたり、財政法の規定

について、とりあえずはきちっとこのとおりにいきますと答えるべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、特に最後のほうにお答えさせていただきましたように、国、県とも十分相談しながら、この法律の、地方財政法の趣旨に基づき適正な方法で運営していきたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、市長、改めて問いますけど、一応国や県と相談するのはいいとして、とりあえず私は、先ほど今後と言ったけど、過去の分については、先ほど言ったように翌々年度という規定だから、3年内では調整すればいいんですよ。去年の決算で確かに組まなかったとしても、その前の分まで含めて、今後調整できる年度の範囲ですよ、翌々年度ですから。そういう意味では、私はやっぱりより潔癖にするために、この決算、ことしの24年度決算に、去年が上がってなくてもいい、翌々年度のうちだから。

〔「何ですか。24年度の決算」と呼ぶ者あり〕

○7番（寺町知正君） 今回の決算の中で、きちっと積まれていなくてもいいわけですよ、翌々年度という幅がつくってあるから。そういう中では過ぎた分についても調整することは可能な段階なので、これからどうするかということの相談とともに、済んだものもすっきりするように、今回の決算はこれはこれとして、過去の分も3年の範囲で、いや、ちょっとおくれましたがというだけで済むわけですからそのように適法性を確保してほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 地方財政法の趣旨に従いまして、適正に運用してまいります。

それは議員御発言のことも十分考慮させていただきながら運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） それでは、次に行きますけれども、同じく決算のことで、成果説明の36ページ。ここに市税の収納率とか不納欠損の一覧表ということで、ここ何年とかはずっと出していただいていますけれども、これをずっと見ていて幾つかお尋ねしたいということをお願いします。

まず、その中の過年度分というところで、不納欠損というふうにして処理した法令上

の位置づけ、それぞれ理由があると思いますが、これはどのようなことでしょうか。

それから、過年度分について、収納率の低下の原因というのはどのように分析されているのでしょうか。

それと、現年度の固定資産税の不納欠損が、前年より大幅に増加したわけですね。このこと、それから現年分の市民税と軽自動車税の不納欠損の理由というのは一体何だったのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

不納欠損とした法令上の位置づけにつきましては、地方税法第15条の7第4項にございます納税義務者に滞納処分する財産がないとき、滞納処分をすることによりその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、または、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であると認めるときは3年間の滞納処分の執行を停止しますが、その間に納税義務者の納税力の改善が見られるものについては、停止を解除し徴収を行います。改善が見られずそのままの状態のものについては、その執行の停止が3年間継続したときは、納入の義務は消滅します。この該当により不納欠損としたのが4件で37万9,900円でございます。

次に、地方税法第15条の7第5項でございますが、納税義務者に滞納処分する財産がないことにより執行停止した場合において、地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納入し、または納入する義務を直ちに消滅することができるものです。その該当により不納欠損したものが29件、378万3,501円でございます。

続きまして、地方税法第18条でございますが、地方税の消滅時効でございますが、徴収金の徴収を目的とする地方公共団体の権利は、原則として法廷納期限の翌日から起算して5年間行使しないことにより時効にて消滅します。この該当により不納欠損としたのは221件、1,646万6,967円でございます。

次に、過年度の収納率の原因につきましては、競売事件などの物件は交付要求を行っております。交付要求を行っても無配当が増加しております。平成23年度には13件の交付要求を行い、配当が940万円ほどありました。平成24年度は31件の交付要求を行っておりますが、配当は200万円程度となっております。また、23年度は高額納付が数件あり収納率がよかったことなどにより、平成24年度の滞納繰り越しの調定額が3,600万円ほど減少しております。それに加えて、徴収困難な案件が残ったことなどが大きな要因ではないかと分析しております。

次に、現年分の固定資産税の不納欠損につきましては6件、うち4件につきましては、死亡された無財産で相続人もいない方、残りの2件につきましては、破産された法人で清算等が終了し、交付要求の配当以外の部分で146万8,000円ほど。

市民税につきましては、2名の方、外国の方ですが、帰国されたことによるもので6,000円。

軽自動車税につきましては、2件でございますが、死亡された無財産で相続人もいない方の部分で7,200円となっております。

現年分の不納欠損につきましては、地方税法15条の7第5項により、納付する義務を直ちに消滅しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 昨年の状況は大体わかりました。

通告の次ですけれども、同じく決算ですけれども、成果説明で見てもということですが、特別会計も、一応この書面に出ています。そこで不納欠損というようなところ、本体にも出てきますけど、そのあたりで特別会計の中で不納欠損がある場合に、なぜ不納欠損としたのか、その理由、あるいは法令上の理由というのはどのようなかということですね。それから収入未済というのも特別会計の中ではあるところがあります。この収入未済の原因は、どのようなかということ。それから収納率について現状とか過去との比較、将来の見込みはどのように考えてみえるのかということをお尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

国民健康保険特別会計の不納欠損処分につきましても、地方税法の条項により不納欠損として処分したものでございます。滞納処分の執行を停止し、3年間継続して消滅したことで不納欠損としたものは、5人、148万8,000円です。

次、滞納処分の執行を停止し、徴収することができないことが明らかであり、徴収金を納付して、または納入する義務を直ちに消滅したことで不納欠損としたものは、34人、232万3,000円でございます。

次に、法廷納期限の翌日から起算して5年間行使しなかったことによって、時効により消滅したことで不納欠損としたものは、78人、1,376万5,000円でございます。

次に、収入未済額の原因でございますが、これはさまざまな被保険者の御事情で納めていただけなかったということでございます。収入未済額のうち7割に当たる1億2,546万円ほどが滞納繰越分といったような状況でございます。

続いて収納率ですが、平成21年度の現年度分93.29%、滞納繰り越し分は22.51%。22年度の現年度分92.58%、滞納繰越分は23.62%。23年度の現年度分93.96%、滞納繰り越しで29.61%。24年度の現年度分は94.05%、滞納繰越分で26.18%でした。

将来の見込みといたしましては、この収納率が極端に変動することはないと思われます。収納率を上げられるよう、保険税を納付していただくよう窓口での口座振替の勧奨や納付相談、電話での納付呼びかけなど、早期対策で収納率向上に努めてまいりたいと思います。

次に、後期高齢につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定により、2年を経過した保険料につきましては不納欠損処分としております。不納欠損処理の対象となられる方は、保険料を年金から天引きができない普通徴収により賦課された被保険者の方です。年金から天引きとする特別徴収に関しては、収納率は100%でございます。

この制度は、平成20年4月より施行しております。不納欠損として処理したのは、平成22年度で47万7,000円、6名分です。23年度は1万7,000円で、これも2名分です。24年度は9万6,000円で2名分でございます。

次に、収入未済となる原因でございますが、やはり後期高齢者の方の生計の主は、年金収入によるものでございます。生活費にお金がかかって保険料が支払えないといった理由で納めていただけないことによるものでございます。

収納率につきましては、普通徴収の収納率でございます。平成22年度現年度分が99.07%、滞納分は32.96%。23年度は現年度分で99.59%、滞納分が74.82%。24年度は現年度分96.51%、滞納分が25.1%でした。

将来の見込みとしては、後期高齢医療対象者は、制度がスタートしてから毎年約70人ほど、約360人ほどの増加にありますが、保険料の収納につきましては、最初の年度は普通徴収ですが、次年度からは年金天引き、口座振替に切りかえていただいておりますので、96%台以上の収納率が確保できると考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

不納欠損した理由でございますが、納期限から2年間経過しておりますので、不納欠損といたしました。

法令上の位置づけにつきましては、介護保険法第200条第1項でございます。保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、またはその還付を受ける権利及び

保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅するという事になっております。

次に、介護保険料の収入未済額の原因は、どのようなことですが、年金収入が少ない被保険者の方は、介護保険料だけでなく固定資産税や国民健康保険税などの収入未済額がある場合がございます。そうしますと、差し押さえや医療費の全額負担等々を避けるために、どうしてもそちらを優先され、介護保険料の収納未済額が残ってしまうことなど、また、人それぞれの諸事情による原因ではないかなと思っております。

次に、介護保険料の収納率でございますが、平成22年度から24年度まで収納率を報告させていただきます。平成22年度は、収納率は97.6%でございます。平成23年度は、収納率は97.5%でございます。平成24年度は、収納率は96.9%でございます。過去との比較につきましては、以上のように毎年約97%の収納率で推移しております。また、将来の見込みはどうかでございますが、過去5年間の収納率が約97%で推移しておりますので、今後も収納率は97%で推移していくと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 今回、不納欠損しましたのは、農業集落排水事業特別会計、決算書で申しますと235ページの農業集落排水施設使用料で、平成19年度調定の1名、1万8,375円。居所不明で、地方自治法第236条第1項の規定により、5年が経過し時効となりましたので不納欠損としたところでございます。

次に、各特別会計の収入未済額の原因と収納率についてでございますが、先に収納率について御報告申し上げます。

各特別会計ごとに、平成24年度と平成23年度決算の比較で申し上げます。

簡易水道事業特別会計では、水道使用料、平成24年度現年度分が98.97%、過年度分が66.09%、合わせて97.76%、平成23年度現年度分が97.84%、過年度分が60.50%、合わせて96.37%で、対前年度比1.39ポイントの増加でございます。

農業集落排水事業特別会計では、施設使用料、平成24年度現年度分が98.85%、過年度分が68.10%、合わせて97.94%、平成23年度現年度分が98.30%、過年度分が45.50%、合わせて96.93%で、対前年度比1.01ポイントの増加でございます。

公共下水道事業特別会計では、下水道使用料、平成24年度現年度分が98.78%、過年度分が45.20%、合わせて98.00%、平成23年度現年度分が98.28%、過年度分が67.33%、合わせて98.11%で、対前年度比0.11ポイントの減少でございます。

受益者負担金につきましては、平成24年度現年度分が94.17%、過年度分が14.78%、

合わせて84.22%、平成23年度現年度分が92.40%、過年度分が22.01%、合わせて82.18%で、対前年度比2.04ポイントの増加でございます。

収入未済額の中には、諸事情があつて滞納になっている方もおありかと存じますが、今後におきまして、現状の収納率を維持しつつ、過年度分につきましては徴収の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、関係課長からそれぞれ答弁をいただきましたけど、具体的な数字は毎年点検したいと議員として思っているんですが、今それぞれ答弁をいただいて、特に水道は水道でまた中が幾つか分かれていくわけですけども、例えば先ほどの36ページの税務課の収納率とか不納欠損の一覧表、従来はなかったけれども何年か前に決算にきちっと出してもらったんですけど、こういったものも、各特別会計のほうも見やすい形で、過年度の経過がわかるようにしていただきたいなということを今回思いましたし、今の答弁を聞いていても、やはり控え切れないので、ぜひ所管のところで次の決算からはわかりやすいものをつくっていただきたいと思いますと思いますが、これは、答弁はなくてもいいですか。じゃ、そのようにやっていただけるということで、次に行きます。

決算ですけども、認第2号、水道の関係ですけども、決算書の10ページ。ここの中段のあたりに、8行目ですけど、ボイラーの補償金823万1,492円と、前年度は485万3,885円ということで、これが大幅に増加したというふうになっています。この関係のところの額が大幅にふえたということですけども、今後の見込みと対策、それから基本的な市の方針というのは、どのように理解したらいいのでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 棚橋水道課長。

○水道課長（棚橋和良君） 御質問にお答えいたします。

ボイラー等の補償金は、平成19年度から支払いを始め、年度によって増減はあるものの、補償件数、補償金額とも増加してきたところでございます。

今後の見込みと対策でございますが、これまでどおり他の水源池より水をブレンドし、補償を軽減させる対策をとりながら水道水を供給してまいりますが、給水を開始し10年が経過しており、ボイラー本体が故障する割合が多くなってきておりますので、毎年の補償金額としては、平成24年度と同程度になると見込んでおります。

基本的な対応方針としましては、カルシウムを除去する電気透析等の硬度処理が必要なことから、来年度以降、基本調査等を実施し、適正な浄水方法を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、議第72号の補正予算ですね。資料の6ですけど、ここの11ページですが、11ページの下段のほうに教育費の小学校費ということで、小学校管理ということで出ています。この230万円について、何についてなのかということと、この額からは一定の事業費が想定されているのかなというふうにも見えますが、本体の事業費というのは、いつごろ、どの程度必要というふうに考えたらいいいんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

この230万円は、高富小学校体育館と梅原小学校体育館のトイレ改修のための設計委託料でございます。改修工事は、平成26年度実施予定となっております。

また、本体事業費は、今年度実施のトイレ工事費の平米単価から概算しておりまして、約4,000万円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の補正に上がってきたということは、当初予算になかったわけですね。そのあたりの3月と今9月の時期のずれと、それから事情はどういったことで今になっているのかというところを説明してください。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） トイレの改修工事につきましては計画的にやっておりますけれども、震災等がございました関係で、学校等の施設は非常災害時の避難施設となるということでございますので、その計画を、この件につきましては、2年間前倒しをいたしまして、早急に取り組んでおるという事情がございます。

以上で答弁とします。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再々質問ですけど、今の説明ですと、いろんな災害のことの経験もあってとか、避難所になる小学校だということもあって、2年前のものを前倒しということですが、震災後のいろんな状況で、各自治体や国もいろんなことを先駆けてやろうとしているわけですけど、今の答弁だと、山県市は、この3月以降、そういうことは初めて考えたのかなとか、あるいはどこかから指示が来たから補正で出すのかとか、そのあたりの背景が見えてこないんですが、これは当初予算に上げなくてもよかった状況

が、今上げなきゃいけない状況になったのか、それとも山口市が防災対策として本質的に方針を変えたのか、そのあたりの経過などを説明してください。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時46分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

森田教育長。

○教育長（森田正男君） 申しわけありません。

先ほど課長のほうから説明しました2年前倒しということについてですけれども、震災ということは大変大きなスパンで動いておるわけですし、整備は文科省のほうの補助の問題もあって、一応前倒し、文科省が指摘しているという状況で、実際にはことしの6月ごろに、さらに進めるという状況におきまして、来年度も早くやりたいということから補正に出すという形に、今の理由としてはなるんですが、実際には耐震につきましては、御存じのとおり、ずっと進めてまいりまして、24年度に耐震のほうは、全体が終わりました。建物のほうですか。それから落下物等に関するほうで、フィルム、これも一昨年終わったと思います。そして今、トイレということもございまして、一つは震災からくる、いわゆる耐震関係と安全ということと、それからくる避難所というのはまたその後につくものでございますけれども、文科省のほうとしては、いわゆる耐震の安全を図るという大きな流れの中の、今、動きとしてトイレのほうも入っておりますので、私どもはそれを前倒しさせていただいて始めているという状況でございます。

若干ややこしくなりましたが、以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 済みません。休憩のときにちょっと言ったけど、大変申しわけないんですが、民生費のところ、これ、どうしても企画財政課長に聞きたいもので、委員会に付託されるということは十分承知でお尋ねするんですが、成果説明書の49ページ、この上段の民生費の椿野苑の4,985,000万、これを一括償還されたわけですが、それで、

その下のところには、187万2,230円利息が助かったという意味のことが書いてあるんですが、これは、私が心配するのは、わざわざない財布からその先に払えばいいものを払うというのは、財政が豊かで借入れも何もないと、裕福だからということなら、のめる話ですが、財政が大変厳しく、市長がいろいろやりくりしておるというような説明を聞く中で、わざわざこんなふうにして払わなければならないという理由が、払うという理由が知りたいということが、まず第1点ですが。

それから、この椿野苑というのは、24年ほど前に、あそこはまるごと福祉健康村構想というのがあって、福祉の施設をどんどんどんどんつくるという計画があって、その当時は、今の椿野苑みたいな特別養護老人ホームというような、ああいう特養を請け負ってくれる人がなかったわけです。それで、山県郡の参加町村が何とかやってほしいということで現在の人にやっていただいておりますが、その間、もうずっと毎年一千何百万円というお金をあそこに負担金として投資してきたわけですが、これは償還してしまうと、椿野苑と市とのかかわりは今後どうなるのかなということが聞きたいんです。

というのは、ただ今までお金を払ってきたというだけではなしに、今後も幾久しくこの山県市のために御尽力いただく、あるいはこちらからもいろいろアドバイスをするというような相互関係ができるというのが必要不可欠なことだと思うんですよ。だから、そういうことを思うと、これを手放しにするということは、いかななものかなということだと思うわけですが。それで、ちなみに単純計算で20年間払ったというと2億6,000万円にもなるわけですが、今は特養をつくろうと思っても、なかなか補助金も何もありませんし、もちろん地方自治体もそんな大層なお金は出せるところはありませんが、そういうことを思うと、そういうようなことをどうお考えかなということを伺いたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、償還金の繰り上げにつきましては、ちょっと今、手持ち資料がないものですから金利が幾らだったかというのはわかりませんが、今山県市は、御案内のように、借金の比率が高くあります。ただ、他方で貯金もあります。だから貯金を崩して繰り上げしてもいいではないかという発想もあるんですが、返せるもの返せないもの、返すことによってデメリットがあるものがありますので、そう簡単にはいきません。そんな中で、去年の補正予算でお願いしたものでありますが、もう一つ、緑資源関係のものも繰り上げさせていただいたと思います。そこは繰り上げしても問題ないということでしたので、それを踏まえまして、そのときにこれを同時に内部的に議論したものです。当然、借入

先は本市ではなくて福祉法人のほうでしたので、そちらの意向を踏まえながら、また、借入先のほうを踏まえながら、何のペナルティーもないということで、利息計算しますと、ここに書いてあるような金額が、もちろん繰り上げせずにそれを貯金にしておけば、一定の利息収入はありますが、それよりも支払う利息のほうが多いものですから、これは一括して繰り上げたほうが有利であるという判断で、繰り上げさせていただいたものでございます。

それを踏まえまして、2点目で、議員御発言のように、やっぱり福祉施設として、おっしゃられるとおり、旧3町村が深くかかわって設立されたものであるということは認識しております。あそこの関係は、私の口から申し上げるのは、ちょっと一部分になっちゃうかもしれませんが、私が認識しておる限りは、底地が山口市が貸し付けておる土地であるということで、一つには、そこの地主という関係は切れませんし、それ以外にも福祉の関係で、当然向こうは独立した存在、私のところはあそこに関してはもう手出しができないとか口出しできないという関係に、これを繰上償還したことによってなることはないと思っております。

そもそもこの繰り上げは債務負担行為で、払った分は私のところがお支払するという債務負担行為のもとにやっていたので、これを繰上償還したから、もしくはそのまま債務負担行為をしてあっても同じ、何も向こうとの関係が変わるものはないと私は認識しております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 大まかわかりましたが、そのお金があると、今負担金として払うお金をこちらに持っていれば、貸方になるのか借方になるのかわかりませんが、簿記上でいうとバランスがそのまま残るということだと、山口市全体の財政を見たときに、5,000万という結構な金額ですから、これがどちらに残るということになると、見た目だけではいけませんけれども、財政もかなりいい方向に向かっているんだなという判断ができるわけですが、何かにつけばんぼん返すと、一括償還するということは、そういうバランス的なことが大丈夫かということが聞きたかったもので、そんな点も今後踏まえて財政を見てほしいということをお願いします。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第67号 山口市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例についてから議第76号 山口市

過疎地域自立促進計画の変更についての12議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 議第77号及び日程第3 議第78号

○議長（横山哲夫君） 日程第2 議第77号 都市宣言の制定について、日程第3 議第78号 財産の処分について、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー8、議第77号 都市宣言の制定につきましては、合併10周年を迎える中で、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示す都市宣言を制定することについて追加提案するものでございます。

宣言内容につきましては、自治基本条例策定委員会で検討を重ねていただいたものでございます。自然の恵みを大切にしながら地域に根差した産業を育成し、活力あるまちづくりを目指すべきという自治基本条例策定委員会の議論を踏まえまして、本市初の都市宣言を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第78号 財産の処分につきましては、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

本件は、東海環状自動車道建設のための代替地として、市が所有する大字大森字恋洞238番6の一部、6,351.73平方メートルを大山善三氏に、契約金額5,404万6,870円で売却する契約を締結しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第4 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第4、質疑。

ただいまから、議第77号及び議第78号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第77号及び議

第78号の質疑を終結します。

日程第5 委員会付託

○議長（横山哲夫君） 日程第5、委員会付託。

ただいま議題となっています議第67号 山口市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例についてから議第78号 財産の処分についての14議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

11日、12日は総務産業建設委員会、13日、17日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時00分散会

平成25年 9 月19日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成25年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月19日（木曜日）

○議事日程 第3号 平成25年9月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	5番	石 神 真 君
6番	杉 山 正 樹 君	7番	寺 町 知 正 君
8番	尾 関 律 子 君	9番	横 山 哲 夫 君
10番	武 藤 孝 成 君	11番	藤 根 圓 六 君
12番	影 山 春 男 君	13番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（2名）

4番	上 野 欣 也 君	14番	後 藤 利 環 君
----	-----------	-----	-----------

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	教 育 長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市民環境課長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健康介護課長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建設課長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	横 山 智 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	佐 村 光 仁 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 林 強 臣
書 記 大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（横山哲夫君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、2点お伺いをいたします。

まず最初に、市長に財政改革健全化についてお尋ねをいたします。

市の財政難に伴い、非常に厳しい生活が強いられているとのうわさが飛び交う本市も、市民の方々から山県市は本当にどうだろうかという声が届いております。支出面においても毎年ふえるようで、収入源がふえることも見込めない現状だと思いますが、財政は今後も苦しくなる一方で、市民の方々が不安を考えることが税金、保健、水道料金の見直し、それに加えて補助金の助成額打ち切り等、厳しくはならないか、市政健全化に伴う行政運営の努力と市民との協働が必要と思うのですが、限られた財源の中で健全な財政を維持できているのでしょうか。今後財政改革をするのか否か、予定はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいまの財政改革健全化についてお答えをいたします。

本市の財政状況が厳しくないということはございません。ただ、こうした厳しい状況は、国の財政を初めといたしまして、他の自治体においても同様でございまして、本市が他の自治体等に比較して、突出して厳しいというわけでもございません。そこで、本市の現在の特徴的な財政状況につきまして、主なポイントを御説明申し上げます。

まず、本市の地方債の残高につきましては、人口・予算規模に比較しまして高い数値となっておりますが、これは合併後、15年の合併後でございますけれども、新市まちづくり計画に基づき、主要なプロジェクトを精力的に進めてきたことによるものでございます。このため、地方債残高のピークは平成22年度に過ぎておりまして、償還額は今年度、25年度が償還額のピークの年でございます。今後はこの償還額も減少の一途をたど

っていくことになるものと考えております。

ただ、地方交付税につきましては、現在は、合併特例制度によりまして、旧の3町村の合算額が交付されておりますが、平成31年度には新市での額、これを一本算定と申しますけれども、新市での額となります。その差額は、今年度と比較いたしますと、およそ10億円ほど減少するものと見込んでおりまして、これが来年度から6年間かけまして漸減していくことになります。また、他方では、保健ですとか福祉関係の経費などは当然ふえていくものと考えられます。

自治の視点が拡大しまして、重要視されてきている中で、本市が発展し、より多くの市民の皆様が幸せに暮らしていくためには、議員御発言のように、市民の皆様方との協働での取り組みが重要なキーワードになってくるものと、私も考えているところでございます。今後は、こうした状況を市民の方々に御理解いただきながら、ともに魅力ある住みやすいまちづくりを目指してまいります。

なお、財政改革につきましては、行政といたしましては、先ほどのお話にもございましたように、不足分を補助金のカットや使用料等の値上げだけに対応するという単純なものではなく、多元的な手法を視野に入れまして、不断の努力を続けてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、市長に再質問いたします。

そもそも市税収入の伸び悩みは近年の状況から予測できたし、交付税の合併算定がえにより減少することは最初からわかっていたはずであると思います。また、市は中期財政運営方針の中で、今後も地方財政を取り巻く環境は好転が見込めないとしていることから、好転が見込みにくい環境下において、もっと危機感を持って財政構造改革をすべきであると思います。今の中期財政運営方針を見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、市税や交付税、地方交付税の減少などにより財源不足が生じるため、自主財源の確保が必要だと思うのですが、市は雇用や地域産業の活性化による税基盤の充実を図ることだが、その具体的な取り組みについての考えはいかがでしょうか。

3つ目、市民ニーズが多様化する中、サービス提供主体の検証を行い、民間事業を活用した行政サービスを推進し、民間でできることは民間でとし、行政が担わなくてもよいサービスは廃止または民営化する行政サービスの判断基準についてのお考えはいかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず1点目の財政改革につきましては、議員御発言のように、地方交付税の算定がえは、これは合併前からわかっておりましたし、市税収入の状況につきましては、現下の情勢は予想の範疇にございまして、合併後、そうした中で行財政運営に努めてきたと考えております。

今後につきましても、時勢の動向を見きわめながら、真に住みよいまちづくりを目指した行財政改革を進めつつ、現在策定を進めています第2次総合計画の中で、適正な中期財政計画の策定も進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の自主財源の確保につきましては、今年度から新しく企業・起業支援室を設置するなど、市外からの企業誘致だけでなく、市内の企業の支援等にも積極的に推進しているところでもございます。また、前回の補正予算、今回の補正予算にもございますように、そうした成果も見えているところでもございます。ただ、仮に税収が4億円ふえましても、地方交付税が3億円減るとというのが、現下の山県市の地方財政のシステムの状況でございます。ですので、起業支援等は、税収の拡充以外にも、雇用の場の確保等にもつながっていくとよいものと、そういった観点からも積極的に推進しているところでもございます。

次に、3点目の民間との関係につきましては、私も議員御発言の趣旨に賛同いたします。民間に期待するかどうかの具体的な判断基準を持ち合わせてはおりませんが、しかし、民間には民間ならではの優位性がございますので、サービスの民間への移管や、指定管理者制度の活用などにつきましては、それぞれ個々のサービスごとに、中長期的な視点からもそういったことも視野に入れながら、個々具体的に検討し、民間の活力を生かしてまいりたいと考えております。

また、真に住みやすいまちづくり、住みよいまちづくりを目指していくためには、行政には限界がございますので、今後におきましても、市民の方々との協働にも力を入れてまいりたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 第2次総合計画の中で財政計画の策定も進めていると、また、民間の活力を生かしてまいりたいということで期待をいたしておきます。

それで、次の質問に入ります。関谷総務課長にお伺いをいたします。

自治会活動の活性化について。

自治会活動につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災と、平成23年、東日本大震災がありました。このような折の被災者の方が、まず第一にどこが頼りになったのかといいますと、最終的には御近所の方が一番頼りになったとのこと。それはすなわち、自治会活動であったのです。このように、災害等が起きるたびに自治会活動の重要性というのが叫ばれております。災害に遭った方々は、そのような自治会活動の重要性というものを認識されておられるのです。

自治会というものの役割でそのように見直されている防災の機能がございすけれども、防犯とか地域の美化、お年寄り、子供の身の守りとか、いろんな形で行政と密接な関係にありながら、今よく言われている、自助、公助の間の共助という形のものとして見直されているのではないかと思います。

そこで、次に5つの質問をいたします。

1、本市の自治会の現状と課題は。

2つ目、自治会と市との関係。

3つ目、自治会に加入していない方への取り組み、また、加入促進はしているのか。

4つ目、自治会活動への市職員の貢献度が少ないと思うのですが、いかがでしょうか。

5、自治会活動を含めていろんな市政共助の部分を推進するために、市民協働を推進する部署というものが各自治体にあると思いますが、本市では共助推進体制はどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の本市の自治会の現状と課題についてでございますが、現在、単位自治会が156組織あり、上部組織としまして14地区の自治会連合会がございす。課題につきましては地域によって異なりますが、高齢化が進む中、自治会会員の高齢化により役員選出や活動に苦慮しておられると認識しております。

次に、2点目の自治会と市との関係についてでございますが、単位自治会につきましては、市政の円滑な運営、住みよいまちづくりを目指すため、防犯・防災対策、社会福祉の啓発や道路、水路の維持管理、ごみ収集への支援及び自治会内の行政要望等の聴取、調整等をお願いしております。

また、自治会連合会としましては、各地区自治会連合会長による定例会議を毎月開催し、所管します単位自治会での問題点や要望等を協議し、市へ提言していただいております。さらに、市と単位自治会との間の調整役として御尽力いただくとともに、広聴にも御協力をいただいているところでございます。

次に、3点目の自治会に加入していない方への取り組み、加入促進についてでございますが、現在は、自治会長が加入していない方や転入者へ、加入していただくよう御尽力してみえます。また、加入の取り組みや加入促進につきましては、市自治会連合会の会議でも協議案件として取り上げたことがございましたが、新たな取り組みまで至りませんでした。しかし、市としましては、市政への円滑な運営に当たって、自治会の役割は大変重要であると認識しておりますので、今後、市としましても加入の啓発ができるよう、自治会連合会とも相談しながら検討してまいります。

次に、4点目の自治会活動への市職員の貢献度が少ないのではについてでございますが、市職員であっても一市民でありますので、世帯として地域の自治会へ加入しており、自治会行事へも参加していると考えているところでございます。

市としましても、自治会活動を初め、地域活動への参加は、地域課題等の把握だけでなく、活動への参加を通して得られる一人の市民としての目線を日々の業務に生かすことができると考えておりますので、今後も積極的な参加について奨励、啓発してまいります。

最後に、自治会活動を含めた市政共助に関する市の推進体制についてでございますが、現在、本市においては市民協働を専任で担当する部署はございません。

しかし、地域に根差した課題の解決、安全・安心な社会づくりなど意見交換の場として、市民座談会の開催、事業仕分けの実施、さらには審議会等の公募委員による市政への参画など、各課の業務を通して議員御指摘の市政共助を実践しているところでございます。

今後も、関係部署と連携を密にして、市民協働に欠かせない自治会の活動などを支援してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、総務課長に再質問いたします。

自治会の重要性、言ってみれば、行政推進業務におけるパートナーとして一番大きな役割だと思います。例えば、防災とか何かの面でどのように評価するか、もっともっと活動を強化しなければいけないところもあるという評価なのか、もうこれ以上強くなってもらわなくても十分なのか、その辺のところはいかがでしょうか。

2つ目、加入の取り組みや加入促進については自治会の会議でも協議され、新たな取り組みまでは至らなかったとのことですが、他の自治体を調べてみますと、いろいろなパンフレット、転入された方には同時に自治会とは何かの内容を知らせて加入を勧める

ような冊子をつくり配布している自治体もあるそうですが、本市もそのような取り組みはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の自治会活動の評価についてでございますが、その活動内容を例えば防災という視点で見えますと、防災の基本であります共助の実践には、全ての単位自治会に設置されています自主防災会の活動の活性化が本市の防災力の向上に大きく寄与することから、市としましては、自主防災訓練時には、必要経費の一部を補助するとともに、消防本部とも連携の上、訓練の支援を行っておりますが、その実施状況は、地域によりさまざまであると認識しております。

一方では、これらの活動は、地域の主体的な取り組みが、より持続可能な活動を可能にするものと考えております。

市は自治会活動を評価する立場にはありませんが、自治会には、地域の公共的な活動の担い手として、行政と市民を結ぶ組織として、さらには行政サービスを協働で行う大切なパートナーとしてなど、さまざまな役割を期待しておりますので、主体的な活動が実現されるよう、啓発・支援に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の自治会への加入促進に向けた具体的な取り組みの実施についてでございますが、毎月開催される自治会連合会会議において、県内の他市の取り組みを参考に、ホームページ上での活動内容の紹介や、開発協議申請時や転入届け出時などに配布できる加入促進用のチラシの作成など、具体的な取り組みを提案し、自治会連合会の皆様と協議の上、御賛同が得られた場合には、順次、実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再々質問として、市長にお尋ねをいたします。

市政共助を専任で担当する部署はないとの答弁でしたが、やはりこれからの自治体の運営の中で、それだけ重要なのだという位置づけで、自治会活動を含めボランティア活動、そういうものを市民活動で進めていく部署を強化していくような思いは市長にあるのか、そのあたりはどうかと思います。市長の御答弁をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

市民の活動を推進する担当部署の強化についてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、現在、本市における行政組織に、市民協働を所管として掲げる

組織はないのが現状でございます。

また、一方、県内他市の状況を見ますと、市民協働や市民活動といった名を持つ、そうした冠をつけました行政組織を有するのは21市中8市ございました。そこで、各市の所掌事務を見てみますと、自治会ですとか地縁団体、男女共同参画、地域交通、広報、交通安全、防犯、消費生活、生涯学習、まちづくり計画の策定及び各種市民団体の支援など多岐にわたり、本市の各課で取り組む施策が多いのも事実であります。そうした組織のあり方は、それぞれ各市の考え方もございますし、市のそれぞれの自治体の規模によりましてさまざまでございます。

また、各種行政サービスの推進に当たって、市民協働はとても重要な手段ではあると考えますが、目的ではないものと認識をいたしております。

他方、本市におきましては、議員御指摘の自治会だけでなく、福祉ですとか青少年の健全育成、地域交通ですとか男女共同参画などの各分野において、各種施策を市民の皆様と協働により取り組んでおりますが、今後もそれぞれ各所管を通じまして、この取り組みの幅を広げることですとか、市民の皆様が行政のパートナーとして一緒になって各種施策に取り組むことができる仕組みづくりを加えまして、市民の皆様が主体的なまちづくりに取り組める環境づくりなどにも、今後またより一層、努力、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、指定金融機関についてお尋ねをいたします。

指定金融機関制度とは、金融取引の専門的機関である金融機関に地方公共団体の公金の収納もしくは支払い事務を取り扱わせることにより、公金取り扱いの迅速化、公金取り扱いに関する事故防止、公金取り扱いに要する経費の削減等に資することを目的としているもので、地方自治法及び地方自治法施行令に明文化してあります。

合併前の3町村の指定金融機関の指定状況は、高富町が岐阜北農業協同組合と十六銀行を年ごとの輪番制で、伊自良村、美山町は岐阜北農業協同組合を指定金融機関として指定しておりました。

合併後の指定金融機関は、平成15年4月から今日まで十六銀行を指定しております。

そこで、県内20市が指定している指定金融機関の種類は、銀行が2銀行、信用金庫が6金庫、農業協同組合が2組合、信用組合が1組合となっております。

また、輪番制を採用している市は11市あり、その内訳は、輪番制2年ごとが9市、3年ごとが1市、4年ごとが1市、金融機関数は、4つの金融機関を指定している市が2市、3つの金融機関が3市、2つの金融機関が6市という状況であります。

そこで、次の3点について会計管理者に質問いたします。

1点目に、指定金融機関の選定基準及び選定委員会はあるのか。あるとしたら、その内容は。

2点目に、平成15年4月から十六銀行を指定しているが、その根拠と今日まで同一金融機関が続いているが、その間見直しを検討されたのか。

3点目に、定期及び臨時に指定金融機関の公金収納または支払いの事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないが、平成24年の検査の状況は。

以上。

○議長（横山哲夫君） 遠山会計管理者。

○会計管理者（遠山治彦君） 御質問にお答えします。

1点目の選定基準及び選定委員会につきましては、指定金融機関の選定基準は、地方自治法などには具体的に示されておりません。したがって、各地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて決定をしております。

本市では選定基準及び選定委員会を設けてはおりませんが、指定金融機関を選定するに当たり、合併当時には、歳計現金と資金の取扱量の増加、会計事務の複雑多様化が進む中、より一層の迅速、適正な事務処理を求められるようになってきていること、地方銀行協会加盟64行の中でも特に経営、財務の健全性が高く、国内外の金融機関にも精通し、公金を取り扱う十分な信用を有すると思われる十六銀行を当市の指定金融機関に指定することが望ましいとして現在に至っております。

なお、指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第2項において、市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができることとなっております。

2点目の指定金融機関の見直しを検討につきましては、1点目でお答えいたしましたとおり、十六銀行は現在も公金を取り扱う十分な信用を有すると思われるので、検討は行っておりません。このまま指定金融機関をお願いしたいと考えております。

3点目の指定金融機関の検査につきましては、平成25年2月25日に、検査員、会計課長補佐、立会人、会計管理者におきまして、公金の収納及び支払いに関する事務について、公金の収納及び支払いに係る係数報告について、預金及び基金残高について、諸帳

簿及び帳票類の整理、保管について、以上４点につきまして検査を行った結果、提出された書類の係数、公金の収支に関する事務及び帳票類の整理、保管は、いずれも適正に処理されていると認められました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君） それでは、再質問をいたします。

指定金融機関の選定基準及び選定委員会については、地方自治法に具体的に示されていないからと、市としては地方銀行協会加盟６４行の中でも特に経営、財務の健全性が高く、国内外金融機関にも精通し、公金を取り扱う十分な信用を有すると思われる（株）十六銀行を当市の指定金融機関に指定することが望ましいと、現在に至っておりますという漠然としたお答えでしたが、県内２０市が指定している金融機関は、銀行２行、信用金庫５銀行、農業協同組合が２組合、信用組合１、各金融機関を指定している、特定の金融機関を指定するにしても選考結果がきちんと説明できるようにしていく必要があると思います。そのためには、しっかりとした選定基準及び選定委員会を設けておく必要があるのではないかと考えます。例えば、各種工事の業者指名選定基準や指定管理者の選定、それ以外についても基準要項及び選定委員会等が設けられており、その基準に基づき選定している。そこで、指定金融機関の選定を適正に行うためには選定基準及び選定委員会を設置しておく必要があると考えるが、今後整備する予定はあるのか。

次に、指定金融機関の検査は、今年２月２５日に検査員が会計課課長補佐で、立会人が会計管理者で実施したとのことですが、地方自治法施行令によれば会計管理者が検査しなければならないとしているが、会計管理者が検査に同席しており検査しない、これは法律的にも違反しているのではないか。また、収納代理金融機関等についても検査することになっているが、検査の状況は。

以上３点について、会計管理者に再質問いたします。

○議長（横山哲夫君） 遠山会計管理者。

○会計管理者（遠山治彦君） 再質問にお答えします。

１点目の選定基準及び選定委員会の設置につきましては、県内の各市の状況は、下呂市１市がことし４月１日、指定金融機関選定委員会設置要綱を施行しました。

指定金融機関の選定には、市民の方の理解を得るためにも、選定基準及び選定委員会設置について検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目の会計管理者の検査実施につきましては、さきの質問で立会人、会計管理者とお答えいたしましたが、実施に関しましては会計管理者と課長補佐におきまして

検査を行っておりますので、同席のみではございませんので御理解を賜りたいと思います。

なお、今回の検査におきましては、会計管理者を検査員として実行していきたいと思っています。

次に、3点目の収納代理金融機関の検査につきましては、本市の収納代理金融機関はゆうちょ銀行のみで、現在検査は行っておりません。

指定代理金融機関の大垣共立銀行、岐阜信用金庫、ぎふ農協につきましては、ことし2月に収納金計算書、基金現在高調書を提出させ、指定金融機関との整合性の検査を行っております。

今後におきましては、ゆうちょ銀行に関しましても指定金融機関、指定代理金融機関同様、検査を行ってまいりますので、どうか御理解をお願いいたします。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） いろいろ質問していますが、今の十六銀行がいけないというわけじゃなしに、あらゆる金融機関が、またこういう選定委員会を設けて、そういうチャンスというか、メリットがあれば多分申し出られるので、そういう意味でこの質問を行っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、市長に再質問をいたします。

先ほど来、会計管理者からの答弁で、平成15年4月からきょうまで、公金を取り扱う十分な信用を有すると思われる（株）十六銀行が指定金融機関に望ましいと思われる、現在に至っておるということですが、今後も指定金融機関としてお願いしたいとの回答でした。

県内20市の輪番制の状況は、約半数の市が2年から4年ごとで交代されている状況です。岐阜県は約50年間も同一金融機関が指定金融機関となっており、2年ごとに契約更新されています。そのため、県議会でも議論されている状況であります。週刊東洋経済『金融ビジネス銀行総合ランキング2011』版に、全国112の銀行ランキングが掲載されています。県内では2つの銀行が対象で、本市の指定金融機関は総合順位67位、一方、もう一つの銀行は総合順位41番という結果が掲載されています。このようなことから、市としては何を基準として十分な信用を有すると判断されているのか、選定基準を示す必要があると考えるが、どう思われますか。また、市として指定金融機関の契約はどのようなか、5年、10年とかがあれば、県と同様に2年ごとで切りかえてはどうかと思いますが。

以上２点について御答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

まず、１点目の判断基準につきましては、十六銀行は、さきの新聞でも報道されていますように、県は12日、2015年度から５年間の指定金融機関に引き続き十六銀行を指定する議案を、19日に開会する県議会定例会に提出すると発表されております。

また、県内の21市、この指定金融機関の状況は、先ほどの輪番制を含めまして、まず十六銀行が15市、大垣共立銀行が８市、信用金庫が９市、農協が３市と、その中でも十六銀行が一番多く引き受けていただいております状況でもございます。こうしたことから現在の指定金融機関の十六銀行が信用を有すると思われまして、先ほど会計課長が答弁をいたしましたように、経営ですとか財務の健全性の高さですとか、そういったものが基準と考えます。

次の御質問の選定基準につきましては、より明確にするためには、やはり選定基準の作成と、指定金融機関選定委員会の設置を今後は進めていきたいと考えております。

次に、２点目の御質問の契約の期間につきましては、現在１年ごとの契約の更新となっておりますので、市といたしましては、このまま１年の契約で継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位３番 吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君） お許しをいただきました。２点につきまして御質問をさせていただきます。

まず１番目の質問ですけれども、奨学資金貸し付けの拡充について教育長にお尋ねをします。

奨学資金の拡充と申しましたけれども、これは拡大と言ったほうが正確かも知れません。現在の奨学資金貸し付けの対象を高校生だけではなく大学生までに拡大して、その金額を増額してはどうかと考えて、質問をいたします。

奨学金につきましては、日本学生機構の奨学金が一般的ですけれども、これは大学生、大学院生らが対象で、無利子型の第１種、そして有利子型の第２種とございます。ちなみに、無利子型の第１種というのは、高校３年間の学業の成績が５段階評価で3.5以上、つまり10段階ですと７以上の平均の点数を持っていないと受けることができません。これはいずれも給付ではなくて貸与という形をとっております。月額３万円から借りるこ

とができて、2012年度の貸与実績は第1種が約40万2,000人、第2種が91万7,000人となっています。第2種には3%の利息がつきますので、仮に例えば毎月5万円を借りた場合、卒業してからそれを15年で返済しようと思いますと、利息分として約60万円余分に返済をしなければなりません。余分にと申しますのは、第1種で借りた方に比べて60万円余分にとのことでございます。

ここで、下記の表で、近隣自治体の奨学資金の貸し付けに関して申し上げますけれども、これはいずれも無利子であります。例えば岐阜市、国公立大学生に対しまして3万7,000円、私立大学生に対しまして4万3,000円、国公立の高校生に対して5万円、これは一時金であります。入学するときの一時金ですね。私立の高校生に対しては10万円、これも入学時の一時金であります。以下、大垣市、大学生は2万5,000円、高校生1万3,000円、関市は大学生3万円、高校生1万円、郡上市は大学生5万円、高校生2万円などとなっています。

ここで、別枠でちょっと申し上げますけれども、瑞浪市の場合、非常に手厚い奨学資金制度がございまして、高校生が1万円、大学生が3万円で、これはいずれも給付型になっています。貸与ではなくて給付するという、返済の必要がない奨学金であります。なぜ瑞浪でこういう奨学資金制度ができたかと私、非常にすばらしいなと思って瑞浪市役所に確認をしましたところ、全部で60人ぐらいの奨学金を受けていらっしゃる方がありまして、年間の予算は大体1,000万円ぐらい給付という形で奨学金制度を出しているということでした。財源になっていきますのが、実は〇〇〇〇さんという方が瑞浪市に多額の寄附をされました。3億円瑞浪市に寄附をされました。その運用益なんかで奨学基金をつくって、そこで奨学金制度をやっているということでした。

もちろん同じことは本市ではできませんので、参考までに申し上げたまでですけれども、学生の授業料、大学生の授業料に関しましては、年額で国公立大学年間53万5,000円、私立大学はもちろんいろいろ安いところから本当に高いところまでございますが、大体150万円程度だと思います。下宿をしている子供さんの場合は、これに家賃等の生活費が加わるわけですので、1年間にしますとかなりの費用がかかるということになります。

そこで、山県市奨学資金貸付けに関する条例では、学業優秀であって、かつ母子家庭等、学資に乏しい世帯の高校生に月額1万円の奨学資金を貸し付けるとなっています。もちろん貸し付けるわけですから返済の必要もございます。これは施行日が平成15年4月1日の合併当日になっていますので、恐らくそれ以前にできた条例が引き続き山県市になっても条例として制定されたということになったと思います。ですから、現在の社

会情勢とかなり合わなくなっている部分があるような気がします。

ちなみに、昨年度、平成23年度の岐阜県の大学進学率は、男子学生が50.6%、女子が40%、全体として45.5%の方が大学へ進学をしています。これは全国平均が49.9%なんですけれども、全国平均に比べると下回っているんですが、都道府県別に見ますと、これは福岡県と並んで実は19番目なんですね。進学率は結構高いほうなんです。東京都が突出して70%を超えていますので、突出して東京都が高いものですから全体の進学率を上げているわけですね、平均を。

そこで、こうした面で、今後、自治体の行う無利息の奨学金を、何とか今の高校生だけではなくて、何とか大学生まで拡大をして、これは新たな条例制定ということになるかもしれませんが、山県市だけではなく、本当に日本の未来を担う子供たちのために、何とか山県市独自の奨学金制度を、大学生に対する奨学金制度を拡大するということができないものかどうか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

山県市奨学資金貸付けに関する条例による本制度、この利用者でございますが、利用者数につきましては、平成15年の合併以降、利用実績がございません。

また、平成25年度の予算額についてということでございますが、現在まで利用実績がなく、また、平成22年度より公立高等学校の授業料が無償化となったこともございまして、利用者1人分の年額に当たる12万円の計上というふうに今現在はなっております。

本制度の充実についてでございますけれども、本市は高校生については、先ほどもありましたように、月額1万円の貸し付けを行うこととなっており、他市と比較しましてもほぼ同水準のため、私としては、現行制度でよいというふうに今現在考えております。

大学生についてでございますが、それぞれ進学先独自の利便性の高い奨学金制度が現在整っており、また、日本学生支援機構や岐阜県などの公的または民間団体等の奨学金制度も広く利用されておるようでございます。現段階で本市が現行の制度を拡充する、先ほど拡大という言葉を使われましたけれども、拡大する必要はないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、この貸し付けが、議員がおっしゃるように、将来社会に貢献し得る人材を育成するという目的でございますので、制度の拡充、拡大ということは必要になってくるのではないかなというふうに思っております。今後の社会情勢、また、県とか他市の状況等も注視してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございます。財政状況も厳しい中ですので、なかなか大変だと思いますけれども、どうか御検討をお願いいたしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

教育ローンに対する利子補給について、今度は市長にお尋ねをします。

先ほど奨学金の拡大についてお尋ねをしましたけれども、奨学金には毎月の生活費という役割がありまして、あくまでもその返済は卒業後に本人が働きながら行くと、そういう性格がございます。それに対して教育ローンは、入学時の身の回りの品を調べたりする、もちろん入学金をそれで支払うと、そうした一時金の役割を持っておりまして、その返済は本人ではなくて保護者が行くと、そういう一面もあります。もちろん教育ローンを本人が返済していると、そういう方もいらっしゃると思いますけれども、保護者がお支払いをしているという方のほうが多いというふうに思います。

日本政策金融公庫の教育一般貸し付け、いわゆる教育ローンですけれども、これは所得制限等ございますが、利息が2.55%で300万円までの融資が受けられます。そのほか市内の金融機関も、金利はまちまちですけれども、教育ローンを扱っていらっしゃいます。

県内では郡上市が利子補給制度を創設いたしました。限度額が300万円、それで2%を補給するというものでございます。例えば、先ほどの日本政策金融公庫から融資を受けた場合は、御本人が負担する金利は2.55%のうちの0.55%の金利を借りられた方が負担するという形であります。したがって、郡上市の場合は300万円を借りて2%ですから、年額6万円までの利子補給ということになります。また、所得制限、利子補給を受ける際の条件であります所得制限ですけれども、それは生活保護法における生活保護基準額の3倍未満というふうになっています。

ちょっと蛇足になるかも知れませんが、先般、地元の金融機関の支店長とちょっとお話をさせていただきました。山口市には利子補給ではありませんけれども、市の小口融資制度に対しての保証料の助成というのがございます。これは20万円までだったと思いますけれども、支店長に言わせると、非常にすぐれた制度だと、県内でも手厚いほうじゃないかというふうにおっしゃいました。私もいろいろ調べましたけれども、非常に手厚い部分だと思います。したがって、小口融資でお金を借りられた方は、たしか利息が0.8%だったと思いますので、その0.8%の利息だけ負担して、もちろん原本はお返しをしなければなりませんけれども、0.8%の金利負担だけでお金を借りることができるということになります。それで、そのときに、郡上市は教育ローンに対する利子補給をやっているよというようなお話をしたら、それはもう素晴らしいですねというよう

なお話でした。何がすばらしいかというと、ほかではやっていないからということで、郡上市しか県内ではやっていません。今回の一般質問で、議会の事務局に大変優秀な事務局員がいて、教育ローンの利子補給をやっているところがあったら調べてほしいというふうにお話をしましたら、もうその日のうちに県内どころか県外まで非常に多くの例を拾っていただきました。

そこで、私が今さら申し上げるまでもないんですけれども、教育に対する投資というのは、非常に長い年月をかけてコツコツとやっていかなきゃいけないというふうに思います。これは決してばくちではなくて、いつ成果が上がるかわかりませんが、必ず成果が出るというふうに思っています。先ほども申しましたが、人づくりはやっぱり行政の行う本当に大事な部分だと思います。それによりまして、今のはやりではないですけれども、将来にわたって倍返しどころか何百倍返しになって、山口市だけではなくて日本中に貢献できるような人材を育成するということが、小さなことかも知れませんが、できるような気がします。そのあたり、市長に、利子補給制度の創設、そのことに関してお尋ねをいたします。お願いします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 教育ローンに対する利子補給について、御質問にお答えをいたします。

大学等に進学すれば、入学金や授業料等の経費が必要になることは理解されているところであります。また、進学する場合の資金をどのように都合するかは、保護者ですとか御本人が主体的に判断するものと考えております。

また、民間金融機関等から資金の借入れをすれば、その返済についてまた利子が発生することは当然でございますし、借入金額は利子も含めた返済可能額とすることが大切なことであると考えております。

また、一方では、教育ローンに対する利子補給とは、民間の金融機関等から教育資金を借り入れている方に対して、その利子補給金を交付しまして経済的負担の軽減をするものであります。経済弱者の救済の理念は理解するところでもございます。したがって、教育ローンの利子補給につきましては、少子化対策の一環となり得ると思いますし、また、議員先ほどの御発言のように、教育への投資、また、人づくりに大きな力にもなると思いますので、今後この本制度の創設、先ほど県内では郡上市1市ということでございましたけれども、次年度から、来年度でございますけれども、本制度の創設に向けまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時15分まで休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 藤根圓六君。

○1 1 番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、今回の質問事項は、山県市教育行政充実に向けての取り組みについてを、森田教育長にお尋ねしたいと思います。

今日の学校教育は、国、県などの基本方針に基づき、開かれた学校づくりの推進、確かな学力向上を最重点課題とする特色ある学校づくり、魅力ある学校づくり、心つながる学校づくりが求められています。少子高齢化や情報化など社会情勢の変化に伴い、学校が地域に果たさなければならない役割や学校への要求は増すばかりです。そこで、本市が目指す学校教育について、次の点についてお尋ねをします。

1 点目、平成25年度全国学力・学習状況調査における本市の小中学校の成績状況はどうだったのでしょうか。

2 点目、土曜日授業の復活が、今、国の検討課題となっております。本市の考え方はどうでしょうか。

3 点目、旧美山町の富波小学校を現在は教育センターとして再利用しておりますけれども、その役割と今後についての方針はどうでしょうか。

4 点目、特色ある学校づくりの中で、今、小中一貫校についての検討が全国的になされております。本市においてはどんなものか、教育長の所見を伺いたい。

5 点目として、今後 5 年間の本市の小中学校の児童数の推移はどうなっているのでしょうか。

以上 5 点についてお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1 点目の、平成25年度全国学力・学習状況調査における本市の小中学校の状況についてでございますが、国語及び算数・数学の知識 A、活用 B の 4 項目の総合的な評価でお答えをいたします。

小学校全体では、4 項目中 3 項目で岐阜県の平均値を上回っており、中学校全体では

4項目全ての項目において岐阜県の平均を上回っております。総合的に見ると、個人的な課題はありますが、基礎学力向上の本市の取り組みが成果を上げつつあるというふうに認識をしております。しかし、新聞報道であったとおりでございますが、小学校の県平均は全国的にはやや下位となるということから、さらなる努力が必要と考えております。また、中学校の県平均は全国的にも大変よい位置となりました。新聞にも大々的に出ていたかと思いますが、本市の場合は、それ以上高い平均値となっております。生徒たちの努力の成果が出ているというふうに私は見ているところでございます。

2点目の、土曜日授業の復活についてでございますが、さまざまな議論があります。学校週5日制が定着した今日、土曜日授業の復活の目的が学力向上一辺倒となり、いわゆる詰め込み教育復活となるのではないかと危惧されたり、社会や家庭での週休2日制の定着や、教職員の勤務体制での法改正など多くの課題があると言われております。本市におきましては、美しい自然環境、温かな地域や人間関係の中で、学校教育だけでなく、地域とともに子供を育てる豊かな心の育成を目指した教育を推進してまいりました。

さきの学習状況調査の成果を見ましても、必ずしも授業数を増加させることが学力向上につながるものではなく、今現在、復活は考えていないというところでございます。しかし、各教育委員会の判断で特別な必要がある場合には、これは国の認めているところでございますが、特別な必要がある場合には土曜授業が実施できるとされております。さらに、学校教育法施行規則を改正して、実施しやすくする動きもございます。体験活動や総合的な学習の時間、特別活動など、地域に根差した活動を土曜日に集中的に行うなど、教育課程全体を見ながら工夫していくことが大切なことだと思っております。今後、国の動向を見詰めつつ、本市が取り組んでいるコラボレーター事業とも絡め、本市に合った方法を工夫していきたいと考えております。

3点目の教育センターの現在の役割と今後についてでございますが、平成22年度に、先ほど話がございましたように、旧富波小学校に教育センター機能を統合し、今年度で4年目となります。その間、教職員の研修施設として整備を行い、また、非常勤職員として常駐の教育センター次長や教育嘱託員を置くなど人的にも整備されてまいりました。その結果、昨年度は研修や各種事業で292回、延べ人数で4,800人の利用がございました。そのうち教職員の研修関係では、研修数104回、参加教員数、延べにいたしまして2,342人となり、市内教職員が校内研修や県の研修以外に平均10回以上教育センターでの研修に参加していることとなります。また、生涯学習リーダー研修会、スポーツ少年団研修会、民生委員児童委員協議会、学校コラボコーディネーター会、ゲートボール役員会、PTAの研修会、保育園の活動など、学校教育以外での活用は24回、延べ352名が利用を

いたしました。さらに、職員構成が充実した、センターの職員構成でございますけれども、充実したことにより、教育センターから出て直接課題を抱える学校に出向いて助言に当たるなど、機動力を発揮した活動も活発となっております。今後も、教職員の研修機関として、目まぐるしく変化する教育環境や教職員の研修ニーズに応えるべく、研修事業の充実に努めてまいります。

4点目の、特色ある学校づくりと小中一貫校についてでございますが、市内12校ではそれぞれの地域の特性を生かした特色ある学校教育を進めております。その活動は学校内にとどまることなく、自治会や見守り隊、学校コラボレーターなど地域住民の皆さんを巻き込んだ、いわば地域一体型の活動が主流となっており、この点は小規模な本市の特色であると考えております。

小中一貫校につきましては、小中学校の児童・生徒が同じ校舎に学ぶという、いわゆる同一型一貫教育は、実現の可能性は低いと考えております。しかし、私は、かねてより保小中、3つですね、保小中学校の一貫した教育の必要性を強く感じ、できる範囲内でその施行に努めてまいりました。例えば、中学校教員と小学校教員の交換授業、中学校の英語科や数学科の教員が小学校で教える出前授業などがございます。また、小学校と中学校の学校行事を通じた連携や、小中を一貫した聞く、話す活動など学び方の系統的な指導、保育園と小学校を結ぶスタートカリキュラムの開発などを行っています。これはいわば連携型の一貫教育であります。広い意味で、市内全域を対象とした小中一貫教育であると考え、推進してまいりましたが、今後は、指定地域または指定校というものを設置して、実践的に研究を進めたいと、こんなふうと考えております。

5点目の、今後5年間の本市の小中学校児童・生徒数の推移についてでございますが、本年度の小中学校の児童・生徒数は、5月1日現在で2,346名、5年前の平成20年度は2,660名でございました。これから後の5年後の平成30年度には1,894名となり、10年間で約770名減、率にして30%の減少となり、今後5年間に限りますと約450名減、率にして20%の減少となります。少子化は想像以上の速さで進行して、さらに進行するであろうと推計を思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） それでは、再質問を森田教育長にお願いいたします。

1点目、平成25年度全国学力・学習状況調査について、今、静岡県知事が発表できないということで、校長名だけでも出せないかということで、今、問題になっております。

全国と岐阜県における本市の成績順位は、ここでは教えていただけないのでしょうか。
また、本市の小学校が、岐阜県で平均点、4項目中1項目が平均点、下がっているというのですが、その内容について教えてほしいと思います。

2点目の土曜日授業の復活については、本来、土曜日休日の目的は子供たちにゆとりを持たせるためであったはずが、現実には子供たちは塾漬け、カリキュラム達成で一部であるけれども疲れ切っている教師もいると聞いておりますが、本市の状況はどんなものなのでしょうか。

3点目、教育センターの役割については、ただいまの答弁で教師の研修施設など十分果たされていると理解しましたが、次の点についてはどんなものなのでしょうか。

1つ目、3階部分に旧乾小、旧富波小の思い出写真、記念品などの遺物がそれぞれ棚に、段ボール箱に入れられて積み込まれている状況にあります。それぞれを地区公民館に移動して展示したほうが、公民館の利用、あるいは活用度が高まると思いますが、どうでしょうか。

2点目は、教育のまちづくりの推進の観点から、センター内に家庭教育あるいは地域教育力を上げる講座などを設ける余裕はないのでしょうか。

4点目については、5点目と関連性がありますので交えて質問します。

今後5年間で450名の児童数減ということは、恐らく今の美山町の小中学生の数に匹敵すると思いますが、率にして20%は当然危機感を持って、新たな対策が既に検討される時期に入っていると思うんですけれども、その点はどうか。

以上について再質問を行います。お願いします。

○議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の、全国学力状況調査結果については、都道府県別の調査結果は公表されましたが、文部科学省の通達で、過度な競争原理が働くことが予想されるため、市町村別の結果は公表されておりません。したがって、他市の数値も入手できませんし、比較することはできません。

また、小学校において県平均を下回った1項目は、国語の知識Aであります。内容では特に、話す、聞くということになります。そういう項目が低い結果となりました。

2点目の土曜日の授業についてでございますが、その判断は各自治体に委ねられておりますけれども、現在は特に必要がある場合とされております。本市においては、週5日制のもと、地域スポーツクラブや各種スポーツ少年団の活動、子供会や各家庭での体験活動が定着しているのが現状だと考えております。また、議員御指摘のような体験活

動や地域に根差した活動は大切なことであり、教育活動全体の中で本市が目指す教育の方向ということでもあるかと思っております。このことに関しましては、現在動きつつある国の動向や先進市の動向を見詰めつつ進めていきたいと考えております。

3点目の教育センター所蔵の旧乾小学校や旧富波小学校の写真等の活用については、本年度、夏の乾地区の夏祭りに展示され、好評を得たと聞いておりますので、地域からの要望があれば貸し出していきたいと考えておりますし、将来的には、必要があれば各地区の公民館に長期貸し出しまたは委託するという事も視野に入れながら考えてまいりたいというふうに思っております。

また、現在、学校教育に関する研修だけでなく、生涯学習リーダー研修やPTA研修会等にも活用されていますので、利用者拡大のために生涯学習課とも連携をして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

4点目の、統合あるいは小中一貫校についてでございますが、先ほど述べましたように、市内の児童・生徒数の減少は想像以上の速さで進んでおります。平成17年度から平成19年度まで適正規模検討委員会で審議され、答申を受けまして、本市の方針として提出をいたしました適正規模推進基本方針に基づいて検討委員会を立ち上げ、審議していきたいと考えております。その際には、教育センターも活用し、保護者を初め地域住民の声や各地域の歴史や文化、地理的条件等を十分に配慮して行うべきものと考えております。また、そうした審議の過程において、小中学校の一貫教育にも触れ、現在進めております、いわゆる連携型の一貫校のあり方について検討を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 藤根圓六君。

○11番（藤根圓六君） 再々質問を本日のまとめとして、市長に所見を伺いたいと思います。

日本は古来より人づくりは国づくり、現在では、人づくりはまちづくりにつながると言われている、その言葉のゆえんだと思います。

大分県豊後高田市、ちょうど2万4,000人ですから、山口市より少し少ない市です。昭和のまちづくりで私も五、六年前に視察したことがございます。そこでは平成15年に県内において学力調査が行われ、その結果が23郡市中最下位に近い22位だったことにより、時の市長、教育委員会職員が、学校の成績が悪いのは子供の責任じゃなく、教師や我々公務員の責任であると発奮し、その後10年間は県内で首位、九州でも最高位であると聞いております。

この夏、文部科学大臣が学びの21世紀塾事業の講座を視察され、全国の土曜日の扱いのモデルになると評価されています。そこで、これは私の提案ですが、総合学習の時間の一部を土曜日に当てたらどうでしょうか。授業の内容は農業科という科目です。

福島県喜多方市、ちょうど5万2,000人、面積にして約山県市の倍ぐらいの市ですけれども、そこでは17ある全小学校で3年から6年まで4年間、全て農業科を設けまして総合学習の中でやっていると聞いております。その生徒があるとき、通学路沿いにある田んぼの稲を見て、去年よりも実の数が多く稲穂が一層深くおじぎをしていると、鋭い観察力で教師を驚かせたと聞いています。手間暇かけて農産物ができることを知り、給食を残さなくなったと、そんな話も聞いております。学んだことが日々の生活の中で生かされている結果です。農業を通じ食物の大切さ、命のとうとさ、作業を通じて共生や協力、思いやりの大切さを肌で感じて学んでいるのです。今の子供たちには何よりもこのことが必要なのです。学校も家庭もこのことに気づいてほしいと思います。農業に関心を持つ子供がふえれば、日本の農業の存続につながります。支援員は、地域に住む農業経験豊富な高齢者がたくさんおられます。この中でも、市長や私も多分農業のことに関するなら十分支援者になれると思います。ぜひ、山県市の特色ある教育の位置づけに、総合学習の中に農業授業を取り入れることを提案します。

市長の勇気ある、積極的な意見を期待しまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

土曜日の授業の復活についてでございますが、去る9月17日の報道によりますと、下村文部科学大臣が、来年度、25年度の予算の概算要求に計上した土曜日授業の教育活動推進プランなどを通じ取り組みたいと述べられております。また、文部科学省の検討チームにおいては、地域と連携した体験活動や、地域人材を活用した道徳や特別活動などを想定しているとの情報を得ていますので、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

また、議員先ほどの御指摘のように、山県市は中山間地でございますが、この緑豊かな、そして伝統ある農業と林業のまちでもございます。そうした多くの経験を積まれた人材も多くおみえになります。そうしたこの地域の人材を大いに活用させていただきまして、地域の連携ですとか体験的活動による人間教育をより一層充実させ、そしてまた、従来から御支援していただいております学校コラボレーター事業の拡充を進めながら、それぞれの各地域での伝統行事の伝承活動や農業体験活動等を推進させていただきたい

と考えておるところでもございます。豊かな心、強い心、働く心、共存の心を育むような教育も非常に大切なものでございます。ひいてはそれが豊かな山県市のまちづくりにつながっていくものと考えております。

そういった点におきまして、先ほどから教育長が答弁させていただいておりますように、国の動向等を注視するとございますけれども、私はここ1年ほど、特に職員に指示しておりますのは、モデル的にですとかいろんな、新しく国、県なりそういった制度を積極的に活用するように指示しております、こうした待ちの姿勢ではなくて、積極的なそういう制度に乗っていけるような、私どももそういった支援をしていかなければいけないと思っておりますが、教育委員会においてもそういった思いで、国の動向を注視して進めていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

通告順位5番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長のお許しをいただきましたので、質問番号1番、インターネットの活用方法について、学校教育課長にお尋ねいたします。

新聞報道等ではインターネットの活用方法について利便性や問題点、各自治体の取り組みなどが連日のように報じられております。本市でも8月20日に開催されました山県市人権教育講演会での「ネット社会における人権教育」にもありましたように、インターネットの普及で利便性の向上とともに睡眠障害や心身の不調など多くの支障も生じています。そのほかにもいじめの要因や犯罪に巻き込まれるなど急速に変化していくインターネットを取り巻く環境を、誰もがコントロールできていない状況でもあります。

8月1日には厚生労働省研究班によるネット依存の調査結果が発表されました。全国の中高生約14万人に学校を通じて調査票を配布し、約9万8,000人が回答した調査で、病的な使用と判断され、ネット依存が強く疑われる生徒は8.1%との結果が発表され、この結果から、全国の中高生の約51万8,000人がネット依存との推計も発表されました。

しかし、利用することによるデメリットがある一方で、現代社会の中では多くの場面でインターネットを活用し、業種によってはインターネットやパソコンの使用する知識やスキルは必須ともなっております。メリットとデメリットの両面から活用方法について十分検討していく必要があります。

インターネットを活用するため習得すべきスキルと、依存による障害についての両面から現在の小中学生のインターネットの活用状況について、5点について質問いたします。

1 点目、小中学校の授業等にてインターネットを活用するためのスキルを身につける授業等の時間はどの程度あり、授業等の時間に対してどの程度習得ができてしているのか。また、その達成度はどの程度か。

2 点目、インターネット利用のモラルについて、小中学校にてどのような指導をどの程度行っているのか。

3 点目、小中学生のインターネット依存の実態と学校外でのインターネットの利用状況についてどの程度把握されているのか。

4 点目、市内における小中学生によるインターネットを活用した犯罪に巻き込まれるなどの問題等はどの程度発生しているのか。

5 点目、インターネット依存やインターネットでの問題等についてどのような対応策を講じているのか。

以上 5 点について、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

1 点目の、小中学校におけるインターネット活用のスキルを身につける授業時間とその習得状況についてでございますが、どの学校も授業の時間や朝学習の時間にパソコン室を利用しており、小学校 6 年生では年間平均 31 時間活用しております。各学校においては、指導計画や全体計画を作成し、学年、発達に応じて重点化し、技能と活用の指導に当たっております。

中学校では、特に技術科において情報に関する技術が必修の学習内容として位置づけられており、他の教科などとあわせて年間約 30 時間パソコン室を活用しております。また、パソコン部のある中学校では、部活動として年間約 100 時間活用しております。

習得状況では、例えば 6 年生の国語や特別活動の時間に卒業文集をパソコンのワープロ機能などを活用してデジタルで作成する学校があります。これには、低学年から積み上げた技能が必要ですので、この小学校最終段階で、6 年生のローマ字入力の習熟度は、大体自分で打てると答える児童が 85% でした。また、中学校においては、ローマ字入力ができると答えた生徒が 96% となっております。その他の学校のパソコンやソフトの基本操作の技能についてはどの児童・生徒も大変興味を持って学習し、基本的な技能も習得しつつあると捉えております。

2 点目の情報モラル教育については、どの学校においても、児童・生徒対象、職員対象、保護者対象にそれぞれ指導や研修を行っております。主な内容は、パソコンの利用あるいはパソコン室の利用、情報セキュリティー、インターネット、携帯電話、ゲーム

機の危険性やトラブル、肖像権などです。

まず、児童・生徒については、情報モラルの指導を繰り返し行っております。情報教育のパンフレットや情報モラルチェックシートを使って児童・生徒、教職員に定期的の実施し、指導や研修に生かしたり、保護者に配布し啓発したりしております。さらに、多くの学校で毎年、家族参観や家庭教育学級に外部講師を招き、情報モラルに特化した講演会や学習会も実施しております。

3点目のインターネット依存や学校外での利用状況についてですが、まず、市内中学校3年生における携帯電話またはインターネットができる携帯機器の保有率は約5割ほどです。また、県の調査では、家庭で自分用のインターネット接続可能なパソコンがあると答えた中学3年生は8割強という結果が出ております。こうした状況の中で、市内においてもオンラインゲームや無料通話メールアプリなどの日常的な使用が流行となっている状況があり、携帯電話やパソコンが気になって仕方がないという携帯電話、ネット依存の生徒がいることは容易に推測できます。

4点目の市内における問題状況についてですが、本市では大きな犯罪事例はありませんが、以前はインターネット上の掲示板、現在は無料通話メールアプリ等への書き込みで不快な思いをしたと本人や保護者が訴える事案が数件ありました。これらの多くは、本人が訴えない限り表面化しないというインターネットの負の特性によるため、潜在する問題もあると考えております。

5点目のこれらの諸問題の対応策についてですが、さきにお答えした情報モラル教育の継続と内容の工夫とともに、県警が新設したサイバー犯罪110番の事例のように、インターネットに関する問題解決に向けて関係諸機関の取り組みも活発化しておりますので、それら諸機関との連携強化を進めてまいります。

学校の指導計画に沿いながら、さらにネット安全・安心利用関連サイトなどを活用し、議員御指摘のインターネットを取り巻く環境の急速な変化の中で、誰もがコントロールできない状況、これを少しでも改善、克服すべく、バランスのとれた適切な情報教育を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、再度、学校教育課長にお尋ねいたします。

1点目の質問にて、どの程度習得できているか、達成度を伺いましたが、確認方法として、聞き取り調査の方法が本来ふさわしい確認方法なののでしょうか。資格を取得する際、聞き取り調査でできたと回答しても資格が取得することはできないように、本来で

したら確認方法はテストや実技を行い、正確に確認すべきではないでしょうか。

また、小学生85%、中学生では96%と、逆に言えば小学生では15%、中学生では4%が習得できていない現状です。このような現状はどのように克服していくのか、もしくはどのように個人の努力で克服できると現場の先生方は認識しているのでしょうか。

ローマ字入力ができる、できないとの内容にこだわるつもりはございませんが、パソコンの操作するスキルやインターネットの活用方法のスキルを身につけるための努力ができるかどうかは、学校内での教育を除くと家庭環境に大きく左右されるのではないのでしょうか。各家庭にパソコンを保有していなければ、そのスキルを個人で努力して身につけることはできません。インターネットの環境下になれば、インターネットを活用するスキルを身につけることもできません。

2点目の、モラルについての答弁にありましたが、外部の講師を招き児童・生徒、保護者や教職員に対し講演会を実施するなど必要なことかもしれません。しかし、講師の先生がいつも相談に乗っていただけるわけではありませので、やはり一番大切なことは、児童や生徒と身近に接する教員が、児童や生徒、そして保護者よりもパソコンの操作するスキルや、インターネットに関する知識や情報モラルに精通していて、児童や生徒や保護者に適切な指導や相談に乗ることができる環境を整えることが必要なのではないのでしょうか。

3点目の答弁にあるように、ネット依存の生徒が推測されることは問題ですが、同時に山口市で5割程度、県内では8割強と、同じ調査内容ではありませんので一概に比較することはできませんが、市内では5割の生徒しか常にインターネットに接する機会がなく、他市の中学3年生は8割以上が接する機会があるという状況です。この状況では、個人のスキルにも当然差が生じてしまいます。このような家庭環境の差で習得できるスキルや知識に差が生じてしまう環境は、一つ一つ解決していかなければなりません。

市内において、インターネットを活用した犯罪に巻き込まれるケースなどがないことは幸いですが、本人が不快な思いをしたケースがあったと訴えない限り表面化しない、確認できないということは、確認作業として明らかに努力不足ではないのでしょうか。先生方が、学校内や家庭で児童や生徒に問題がないか、ふだんから注意して見ているはずで、それが人と人が接する現実社会か、インターネットの環境下の違いですので、先生方にもインターネットに関するいじめや犯罪に巻き込まれる児童や生徒を発生させたくないという思いがあるのであれば、積極的にインターネットの環境に身を投じ、児童や生徒がどのような環境なのか、いま一度確認していただきたいと思います。

パソコンの操作やインターネットの活用方法と同時に、情報モラルについて再度4点

お伺いいたします。

1点目、授業等にて、市内小中学校にてパソコンの操作やインターネット活用に対する最低限の知識、スキルをより多くの児童・生徒に習得できる環境を整えることはできないのか、習得できていない児童15%、生徒4%に対してどのような指導方法をとっていくのか。

2点目、学校内に配置されたパソコンを授業等や部活動以外には活用することができていませんが、空き時間など児童・生徒に利用できる環境を整えることはできないのか。

3点目、指導する側の小中学校の先生のパソコンを操作するスキルやインターネットに関する知識、情報モラルについてどの程度精通しており、指導できるのか。

4点目、学校以外の公共施設にて、小中学生が自由にパソコンを操作できる、インターネットを活用できる環境はあるのか、また、今後整えることはできるのか。

以上4点について、再度、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 再質問にお答えします。

1点目の、パソコン操作などにかかわる最低限の知識や技能の習得についてですけれども、限られた指導時間の中でさらに知識、技能を高めていくためには、どう効率化を図るかということが重要であると考えます。また、児童・生徒がインターネットを活用することで学習が一層楽しくなり、目的に応じて検索し、情報を選択し、まとめていくという自己実現の喜びを感じ、インターネットに興味を抱くことが技能習得の意欲につながると考えます。

そこで、効率化と学ぶ喜びの獲得のために、国語、算数、社会、生活など各教科において活用できるサイトを学校教育課や情報教育部会で整理し、各学校に紹介し、インターネット活用の便宜を図りたいと考えております。また、児童・生徒の基本的技能習得についての実技評価や個別指導の方法等については、情報教育部会の議題として協議してまいりたいと考えております。

2点目の、技能習得が不十分な児童・生徒を含めた、全ての児童・生徒が自由に活用できる環境整備については、現在、パソコン室と図書室が直結している学校が3校あります。そこで、これらの学校において、図書整理員の監督のもとで昼休みなどにパソコンを自由に使用する試みを実験的に行い、活用状況を把握してまいりたいと思います。

3点目の、指導者の知識、技能、モラルについてですけれども、多岐にわたる教育内容の中で、パソコンやインターネットの知識や技能のみに精通することを教職員に求めることは困難であると考えますが、常識的に世の中で求められている技能は習得してお

ります。それ以上に教職員や保護者に求められるのは、どんな行為や言葉遣いが人を傷つけ、人権を侵すものであるのか、また、犯罪に巻き込まれる危険があるのかを指導できる鋭い人権感覚と指導力であると考えております。

4点目の、学校以外の公共施設での環境整備でございますが、現在のところ、山県市図書館と高富中央公民館の図書室、みやまジョイフル倶楽部の図書室の3カ所に、自由にパソコンを活用できる環境が整備されております。今後、主管課と連携し、児童・生徒や市民の使用頻度や活用状況、ニーズなどを把握していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございました。これまでの質問にておおむね伺うことはできましたので、これ以上の答弁はいただきませんが、ぜひインターネット依存やインターネットの危険性、そして情報モラルと同時にパソコンの操作スキルやインターネットの活用方法の両輪で適切な指導を行っていただくことを重ねてお願いいたします。

特に習得が不十分な児童・生徒への適切な指導や、みずから努力をして学び、習得しようとする向上心のある児童や生徒には、自主的に学習できる環境整備を試験的に実施する3校の結果を勘案して、他校にも普及していただくことを重ねてお願いいたします。

この質問を行う際に、市内の小中学校全てを、学校教育課の職員の方に同行していただき、パソコン教室の環境も拝見させていただきました。そうした中で、現場の先生方の声も数多くいただけて、伊自良南小学校では特色ある学校教育活動にて、ほぼ全児童がローマ字入力を行うことができることも伺いました。特色ある学校教育活動は素晴らしいことだと思いますし、各学校でこれからも進めていただきたいと思います。現実的に、山県市内の各小学校区で生まれ育った児童となる子供たちは、他の小学校区には基本的には通うことができないと伺っておりますので、ぜひ山県市内の他の小学校区でも基本的な基礎学力、これは今回のインターネットの活用方法については各論ではあるんですけども、基礎学力の向上に努めていただきたいと思います。

先月の人権教育講演会にも、ほかにも高富小学校区の青少年育成会主催の事業では、中学生がみずからインターネットの危険性や情報モラルについて講演を実施していただきたいと申し出があったと伺っております。校区の児童や生徒、そして保護者や、もちろん学校関係者の皆さんもインターネットの活用方法について熟慮を重ねてみえると思いますので、再度6点だけお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

1点目、現代社会における必要とされるパソコン等の操作やインターネットの活用方

法の知識、スキルの習得。

2 点目、情報モラルの普及とネット依存に対する適切な指導。

3 点目、家庭環境に左右されない教育レベルの徹底。

4 点目、地域間格差が生じない教育レベルの徹底。

5 点目、みずから学びたいと思う向上心のある児童・生徒への学校内でのインターネット環境の整備。

6 点目、習得が不十分な児童・生徒への適切な指導を通じて最低限の知識やスキルの習得。

以上の 6 点、ぜひ山県市内の全小中学校で参考にしていただき、教育に取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの質問は終わらせていただき、次の質問に入らせていただきます。

質問番号 2 番、要支援者を取り巻く環境について、健康介護課長にお尋ねいたします。

社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、平成24年11月から平成25年の8月にかけて20回にわたり会議が行われ、報告書が8月6日に取りまとめられました。

また、8月21日には、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づき、法制上の措置の骨子について閣議決定されました。骨子案の中には、少子化対策や医療制度、公的年金制度、そして介護保険制度改革などについて自助や自立を基本とした社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期の国会冒頭に提案するとされております。

しかし、その一方で、新聞報道等では、社会保障制度改革は2015年をめどに要支援者を介護保険サービス対象から切り離し、市町村事業に移行し、ボランティアやNPOなどを活用して柔軟で効率的なサービスの実施を提案していくとも報じられており、要支援者の方々からは不安の声もいただいております。

新聞報道等の内容について、内閣官房及び9月4日から厚生労働省で実施される介護保険部会、介護保険分野を検討していく審議会の中でも、要支援者を介護保険サービス対象から切り離すことはないとの回答をいただきました。また、社会保障制度改革国民会議の報告書の中にも同様の内容は記載されておられません。

多くの市民の皆様は、新聞報道やテレビなどの報道等で情報を得る機会が多いと考えられますので、今後の要支援者を取り巻く環境について、最新で適切な情報を発信していくためにも、下記の5点について、健康介護課長にお尋ねいたします。

1 点目、山県市の要支援者数について。

平成24年の決算の成果説明書を拝見すると、要支援者1が94名、要支援者2が127名の計221名となっておりますが、221名でいいのでしょうか。

2点目、要支援者を対象とした介護保険の事業内容について。

3点目、要支援者が介護保険事業を活用しリハビリなどを行い、介護認定から外れ自立できる割合について。

4点目、介護保険事業を担うNPO法人やボランティア団体はどの程度あるのか。

5点目、新聞報道等のとおり、要支援者が介護保険サービス対象から外れることがある場合、本市ではどの程度までサービスを維持していくことが可能なのか。

以上5点について、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

まず1点目の、本市の要支援者数についてでございますが、平成25年3月31日現在、要支援1、94名、要支援2、127名で、合計221名でございます。

次に、2点目の介護保険の事業内容についてでございますが、自宅で日常生活の手助けや医師の指導のもと助言、管理等で利用されるサービスとして、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導などがございます。

また、日帰りで施設に通って利用されるサービスとして、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ。施設に短期間入所されるサービスとして、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護がございます。

そのほかには、生活環境を整えるサービスとして、介護予防福祉用具貸与、介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修。住みなれた地域で生活をするための地域密着型サービスとして、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、サービスを利用するための介護予防サービス計画給付がございます。

次に、3点目の介護認定から外れ自立ができる割合についてでございますが、本来、要支援から自立、非該当に更新申請される方はございませんので、自立された割合は把握しておりません。

しかし、何らかの介護保険サービスを利用され状態がよくなった方など、平成25年3月末現在、要支援認定者221名のうち、介護保険サービスを利用されず生活されている方が33名ございます。

次に、4点目でございますが、本市には介護保険事業を担うNPO法人やボランティ

ア団体はございません。ただし、介護保険事業者として利用者に対するサービスの提供責任を負う団体ではありませんが、本市が高齢者とじこもり予防事業を委託しているNPO法人どんぐり会や、山口市社会福祉協議会が活動を支援している、ふれあいサロンがございます。

次に、5点目の新聞報道のとおり要支援者が介護保険サービスの対象から外れることがある場合、どの程度までサービスを維持していくことが可能かとのことでございますが、議員の御指摘のとおり、8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書の中には、要支援者を介護保険サービスの対象から外される、切り離すというような記載はありませんので、現段階ではどの程度まで要支援者の介護保険サービスを維持していくことが可能かは不明でございます。

しかし、要支援者が介護保険サービスの対象から切り離された場合は、同等のサービスが提供できるような方策を考えていく必要があるものと考えております。

今後も、高齢者が住みなれた地域でいつまでもその人らしい生活ができるよう支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、再度、健康介護課長にお尋ねいたします。

1点目、2点目の質問にて、要支援者の方々の人数やサービス内容については再確認することができましたが、やはり4点目で伺った介護保険事業を担うNPO法人やボランティア団体は限られており、新聞報道であるように、地域のニーズに応じたサービスの提供を、基礎自治体がNPO法人やボランティア団体を活用して実施していくことは難しい現状だと見受けられます。

3点目の質問で自立ができる割合を伺いましたが、各介護予防事業にて、より介護が必要になることをできるだけおくらせ、その状況を維持、改善し、悪化させないようにすることは介護保険制度の基本理念にもありますが、厚生労働省の介護予防事業の大切なこととして、弱った機能を回復させるともあります。

ただ介護保険給付費の抑制の観点からだけではなく、介護保険事業を通じて再び自立し、これまで介護を必要としていた方々にも自由に行動できるような現状維持や、より介護が必要になることをおくらせるだけではなく、現状をより改善できる介護予防サービスの活用方法を検討していただくことを要望いたします。

要支援者が介護保険サービスの対象から切り離された場合は同等のサービスが提供できるよう方策を考えていく必要があるとの答弁は、要支援者認定者の方々に大変心強い

答弁だったと受けとめております。正確な情報発信と、本市の現在の財政状況で社会保障制度改革推進法が施行された場合、どの程度までサービスが維持していけるのか、要支援の対象者はもちろんのこと、広く周知していき、安心できる情報発信と正確な本市の状況を伝える必要があるのではないのでしょうか。

再度4点、健康介護課長にお尋ねいたします。

要支援者数と介護保険事業の内容から、現時点での人数、サービスを維持していくためにはどの程度の予算が必要か。

こちら平成24年度の決算の成果説明書から介護予防サービス給付費を確認すると約7,500万となっていると思いますが、7,500万円でもいいのでしょうか。

2点目、1の予算額を本市の財政状況で財源を確保することはできるのか。

3点目、要支援者が介護保険サービスの対象から切り離された場合、同等のサービスを提供できるよう方策を考えていくとの答弁がありましたが、いつごろからどのような期間で検討していくのでしょうか。

4点目、今後要支援者や要介護の方々に対し、介護保険事業を活用することのない自立できる環境への取り組みをどのように行っていくのか。

以上4点について、再度、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再質問にお答えします。

1点目の要支援者数と現時点の人数で、サービスを維持していくためにどの程度の予算が必要かでございますが、先ほどの答弁でお答えしましたとおり、平成25年3月31日現在、要支援者数は要支援1、94名、要支援2、127名で、合計221名でございます。9月4日に開催された社会保障審議会介護保険部会では、要支援に対する介護予防給付については、市町村の地域支援事業へ移行する方向で今後検討するとのことでございます。現時点では、介護予防サービスの内容等が決まっておりませんので金額は不明でございますが、平成24年度、本市の介護予防サービスの給付費は約7,500万円でございます。

次に、2点目の本市の財政状況で財源を確保することができるのかでございますが、8月21日の閣議後の田村厚生労働大臣の記者会見の中で、地域支援事業である限りは財源は介護保険から扱うということになろうと思いますと発言されておりますので、確保されと考えております。

次に、3点目の介護保険サービスの対象から切り離された場合、同等のサービスが提供できるように方策を考えていくのはいつごろから、どのような機関で検討していくかでございますが、現在、社会保障審議会介護保険部会の中で、どのような財源割合で、

いつから地域支援事業に移行されるのか、具体的な事業内容等が決定されてから取り組んでいかなければならないと考えております。また、地域の実情や市民のニーズを把握し、高齢者の施策について審議することを目的に設置されております、高齢者施策検討委員会で検討していく予定でございます。

次に、4点目の介護保険事業を活用することのない、自立できる環境への取り組みはどのように行っていくのかでございますが、虚弱な高齢者が元気な高齢者の支えで、その人らしい生活を取り戻した例もあることから、高齢者とじこもり予防事業などに要支援者も参加できるよう事業内容を検討していかなければならないと思っております。

今後も高齢者の立場に立って、高齢者が必要とする支援を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。本市の介護予防の現状と、介護予防サービスに必要な予算や国の社会保障制度改革の現状、新聞報道等との現状の違いなど、おおむね確認できたところだと感じております。

再々質問といたしまして、2点ほどお伺いいたします。

財源についてですが、ただいまの答弁ですと、具体的に幾らまでであれば財源を確保できるかということは未定ということでしょうか。

また、3点目の質問いたしました、いつごろから方策を検討していくかですが、本市の収入が数年で急増することは考えにくく、限られた財源の中で実際にどの程度まで財源を確保できるのかは、ある程度は予測できるはずです。

9月4日の厚生労働省社会保障審議会の介護保険部会の中では、要支援者の方々のサービスは地域支援事業に移行し、地域支援事業交付金の3%の上限も引き上げるとの内容を伺っておりますが、このような場合から、そうでなく介護保険サービスの対象から切り離された状況も踏まえて、担当課内や執行部の中でどのような法改正が行われても対応できる、要支援者の方々の生活が著しく変化することのないよう検討していただくことを再度お願いいたします。

4点目の質問いたしました、自立できる環境への取り組みが一番必要だと考えております。稲沢市内の施設を視察した際に、施設内はとても広く、本来介護が必要と認定されている入所者の方でも、できるところまで本人の力で生活を行い、もちろんスタッフは横について常に安全確保はできております。一見、非効率に見受けられるこのサービスも、施設内で多くのリハビリも実施され、入所された方々の中には介護が不要となり

自宅に戻られる方も、これまで数多くおみえになったとのことを伺いました。

国や基礎自治体も、限られた予算の中で持続可能な制度設計を介護の分野でも整えていかなければならないということは、共通の認識であると思います。だからこそ、介護が必要となる方々にもリハビリなどを通じて、再度自立した生活を送れるように施策を具体的に講じていく必要があるのではないかと考えております。

今後は、要支援者の方々の自立に向けた施策やスキームを検討していただくことを再度お願いいたしまして、最後の質問といたしまして2点ほど、健康介護課長に再度お尋ねいたします。

9月4日に開催されました厚生労働省社会保障審議会介護保険部会では、要支援者の方々のサービスを、先ほど申し上げましたように、地域支援事業として移行し、地域支援事業交付金の上限も3%からの引き上げも検討されているとも伺っておりますが、仮に財源が介護保険サービスの対象から切り離された場合には、予算額を本市の財源で確保することができるかどうかは、現段階では具体的にお答えすることはできないということではないのでしょうか。

2点目、新聞報道等を見聞きして、不安に感じられる要支援者の方々は数多くおみえになることと思います。そうした方々に不安を取り除くための施策を、具体的に本市として示していくことはできるのでしょうか。

以上2点について、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 再々質問にお答えします。

1点目の財源が介護保険サービスの対象から切り離された場合に、予算額を本市の財源で確保することはできるかどうか、現段階では未定ということではないかとの御質問ですが、現段階では未定でございます。

次に、2点目の要支援者の方々の不安を取り除くための施策を具体的に本市として示していけるのかとの御質問ですが、今後、社会保障審議会介護保険部会で検討され、国から詳細な内容が明らかにされた場合は、要支援者の方々の不安を取り除くために、適時示してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で1時30分より再開をいたします。

午後0時23分休憩

午後 1 時30分再開

○副議長（石神 真君） 地方自治法第106条第 1 項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 寺町知正君。

○ 7 番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市の各種団体の補助金の確認業務は適正かということで、教育長と市長にお尋ねします。

市は、山県市補助金等交付規制、これを前提に、目的ごとに補助金交付要綱を定めています。同規則の第 7 条、交付決定の取り消し等では、補助金等の交付決定の取り消し、または返還命令の場合として、規則違反、交付条件違反、不適当な事業施行、その他不正行為の 4 項目を規定しています。

この要綱を前提に、市は事業や活動分野、目的ごとに補助金交付要綱を定め、もって補助金を交付し、報告を求めるとともに、精算事務を行っています。

このうち、山県市教育振興事業補助金交付要綱に基づく芸術文化振興事業のうち平成 24 年度補助金に関して、私は、交付条件との適合に問題があったと認識しています。

2012 年度、平成 24 年の会計、出納は既に 5 月に閉鎖され、決算承認議案がこの議会で審査されています。当該事案は、補助を受けた団体が実績報告を市へ提出した後、しかも、出納閉鎖後に明らかになりました。

一般に、返還の前提となる補助金の精算は 5 年で時効と認識され、過去の点検も必要です。

そこで教育長に問いますが、まず、当該事案の概要、原因、対応の説明を求めます。

次に、芸術文化振興事業に関する補助については、団体の中でもこの数年来、問題点が指摘されてきました。補助する市として、各団体の運営の適正化のための方向性やあり方をどのようにするのでしょうか。よくある構造として、団体内部の下部の組織に対する助成金、または分配金等として利用された補助金の使途の課題も認識の上で示していただきたい。

3 つ目ですが、実績報告どおりと信じて出納閉鎖した市の側の問題もあります。つまり、補助事業の実績や補助目的との適合の点検、検証が不十分と言うしかありませんが、今後どのようにしていくのでしょうか。そもそも、今後の同種事業に係る補助金事務全体の対応をどのようにしていくのでしょうか。

さらに、以下、市長にお尋ねしますが、市が民間の団体に補助をしている場合に、先ほどの問題と同様に、交付条件不適合、不適当な事業施行等の検証がされずに実績報告などを受け取って済ませている市の姿勢に問題があると思います。この際、一斉点検すべきではないでしょうか。

次に、市長に改めて問いますが、補助金は、市の財政が逼迫している状況の中、あえて貴重な市民の税金を原資として民間団体の活動を支援するという特徴があります。よって、相手方の団体が資産や資力に富む場合、預金等が相当程度ある場合、決算の余剰金が相当程度ある場合などは、それら団体への補助金の必要性や額等を見直すべき時代だと私は考えますが、市長はどのように考え、次年度以降どのような姿勢で臨むのでしょうか。

以上、質問します。

○副議長（石神 真君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の該当事業の概要、原因、対応についてでございますが、まず初めに、芸術文化事業補助金の交付を受けた山県市文化協会の組織について説明をいたします。

山県市文化協会には、カラオケ連盟、邦楽連盟等、18連盟が所属をしております。その一つ一つの連盟のもとには各団体が平均4つほど所属しており、全部で63団体ございます。

また、文化協会の運営は18の連盟から役員及び理事が出され、役員会、理事会、総会を中心に各種大会、事業等を進めながら運営がされております。

御質問にありました団体は、この63団体のうちの一つの団体でございました。本年7月の文化協会理事会で、その一つの連盟に所属する団体に対して活動状況と補助金の交付の質問があり、8月に連盟の会長がその団体を訪問し、どんな活動がされたか聞き取りされました。

活動ではないが、活動ということではないがという意味ですが、公民館で、いこいの広場で歌を歌うなどの活動をされていたとのことでした。補助金についても、連盟から団体へ7,000円支給されていまして。

公民館での、いこいの広場での活動であったこと、会員も3名からふえていなかったこともあり、活動として認めるかどうか検討しているとき、その団体から7,000円を返還するとの申し出がございまして、総合的に見ても認めづらいという判断をされて、補助金の返還を認め、連盟より協会に返還され、協会より市に返還していただいたという経緯でございます。

市は、文化協会の会計の諸帳簿等の検査を3月31日に実施しておりましたが、団体の検査はその上部機関の各連盟にお願いしており、連盟も活動されていると思い適正に活動されていたと判断され、文化協会の決算を適当と認めたと、こういう状況でございました。

2点目の各団体の運営の適正化のための方向性やあり方についてでございますが、現在山口市では、各事業の決算時期に各団体の歳入歳出にかかわる通帳や領収書等の監査を行っております。団体に所属する下部組織の団体に対する監査は、各団体の役員に行ってもらようよう依頼してあります。また、補助金の趣旨や使い道等も、適正に使用するよう説明して渡しているところでございます。

今後は、団体役員に、より具体的に説明したり、時にはランダムに会計簿の抜き取り調査をして適正に運用されるよう指導してまいりたいと思っております。

3点目の今後の補助事業の目的や実績との適合の点検、検証等についてお答えをいたします。

各種団体に所属する下部組織は大変多く、中にはそのまた下の組織が存在する場合もございますが、こうした団体に所属する下部組織に対しても会計簿の抜き取り調査をすることや、団体役員に対して下部組織の会計簿の検査をすること、また、総会や役員会において下部組織に対して補助金が適正に使用されるよう指導していくことで、補助金の事業、事務を適正に行っていく所存でございます。

なお、決算後に不適切な補助金の使途が判明した場合は、てんまつを調査いたしまして補助金の返還を求めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、私からは、4点目と5点目の御質問にお答えをいたします。

議員が御発言のように、補助金は大切な公金によって賄われるものでございますので、本来の補助金の目的が達成されるよう、交付決定の際の審査と実績報告後の検査においては、より厳格な審査に努めてまいりたいと考えております。特に金額の多い補助金につきましては、担当の事業課の審査だけでなく、財政部門によるチェックも強化してまいりたいと考えております。

次に、5点目に関しましては、そもそも補助金と申しますのは、さまざまな市民活動団体を育成し、またはその活動事業費の不足分を補填するという視点のみでの補助にとどまらず、補助金というインセンティブを与えることによりまして、自主的な市民によ

る公益的な活動を促進しようとする趣旨などもございます。

仮に当該団体の資金力だけを勘案して補助金の額を決定していくシステムにいたしますと、公益性を高める補助金の効果が薄れてまいのおそれもございます。

また、次年度以降の補助金につきましては、必要性、公益性、適切性のほか、費用対効果ですとか経費の負担のあり方なども検討し、市民の自主的な活動を促進するなど補助金本来の目的が達成され、その効果がより高まるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁ですが、まず教育長に再質問ですけれども、先ほどの答弁では、私が最初に申し上げた、補助金の精算というのは5年で時効だというふうに申し上げたけれども、そのあたりの認識がほとんどないと受けとめます。

そこで、交付要綱には帳簿、関係書類を5年間保存と明記されていることは御承知のとおりですが、しかし、現実に民間の人たちというのは、このことは余り知らない、そういうケースが多いわけですね。

そこで、補助をしている相手の皆さんに対して、市の補助金交付規則あるいは交付要綱の再認識を図るということ、そして5年間保存であるということ、あるいは5年で時効ということを再度徹底すべきではないでしょうか。

それから、先ほどもお話があった組織の中の下部組織、あるいはその下の組織ということですが、これらについてもしっかりと同様に徹底すべきではないでしょうか。

市長に対しては、補助金に対する全般的な答弁、基本姿勢が出たというふうに思いますが、それは私から見ると非常に甘い姿勢だと。例えば資産が十分ある団体に対しても、例えば公益性を高めるということが薄れていくからというようなことでしたけれども、十分に資産、資力がある、活動する力がある、余剰金があれば自分たちの力でやってほしいということを、それは市長が別の形でお願いすることであって、市の公金の一部をお与えして活動してもらうという発想ではいけないと思うんですよ。そういう意味で、非常に時代錯誤の、遅い、古い考え方だとしか聞こえなかった、私はそのように思います。

ですが、今の答弁というのは、過去の議会でも私は議論したこともあるし、堂々めぐりになりますので答弁は必要ないですけれども、きょうは最後のほうは長い議論になりますので、ということで、まず教育長、再質問にお答えください。

○副議長（石神 真君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

補助金交付要綱の再認識を図ること、その中でも5年保存、5年時効等についてでございますが、補助金要綱に記載されておりますように、関係帳簿、書類を翌年度から5年間保管し、要綱に違反等をした場合には補助金を返還すると定められており、返還を求めています。監査請求等のない場合は、5年間で時効により補助金の返還請求権は消滅すると理解をしております。

このたびの団体の補助金に関するてんまつにつきましては、本年7月の文化協会理事会でその団体の24年度の活動実績に対して議題に上がり、連盟がそれを調査し、総合的に見ても認めづらいと判断し、補助金の返還となりました。今後は過去5年間の資料をもとに調査し、適正でなければ返還を求めるという補助金の5年時効や会計資料の5年保存についても協会を中心に下部組織、先ほども言われましたようにそのまた下の下部組織といいますか、そういった組織に対しましても再度徹底を図り、補助金の事業、または事務をできるだけ適正に行ってまいりたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 補助金に関して、教育委員会はもちろんですが、市長部局もきちっとした点検をするという厳しい姿勢を常に持ってほしいというふうに思います。

この山県市議会は、一般質問、45分しか時間ありませんので、既に30分ぐらいしか残っていませんから次に行きたいと思います。

2番目の通告は、消防団への寄附金という問題です。

私は昨年の6月、この議会で消防長に、横浜地裁の判決などを引用し、消防団への寄附金、協力金と言うこともあります、この実質的な廃止について一般質問しました。

私の割り当てる寄附金等の禁止に抵触するという問いに対して、答弁は、消防団から一方的に強制したものではない、もし消防団から協力金を強制する行為があった場合には、市としても厳格に対応するというものでした。

次に、私の市の一機関なのに寄附金として歳入されていないとの問いに対する答弁は、横浜地裁の判決によれば市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があるとしながらも、寄附の趣旨は消防団に対する慰労を目的としたものである、市は、係る公務に関連のない趣旨を目的とした金員を、用途を指定した寄附金としても受領できるものではない、そうすると、市に損害が生じたと認めることもできないと判示し、当市としても、司法と同様、適正な歳出として会計処理することは到底困

難であり、市が直接受領すべき性質の寄附行為ではないとされました。

さらに、市としても消防団員の処遇改善に努め、消防団活動に必要なものは可能な限り予算措置すると答弁されています。

私は最後に、これから1年間、協力金廃止について十分検討し対応することをお願いしました。

それから1年近く経過したとし3月の予算議会で、市の消防長から自治会からの協力金は受け取らない旨を文書で通知したと説明がありました。実際、とし3月18日付の消防団から市の自治会連合会宛ての文書には、消防団としては消防団活動に対する協力金等を要求しない、受け取らないことを議決しましたとされ、さらに、協力金の趣旨が消防団、分団、消防団活動、公務に対するものであれば、市に対する指定寄附金として取り扱わせていただきますとされています。こういった文書が出ています。私は、この受け取らないことの決定を、英断として賞賛するものであります。

ところで、山県市議会から市の自治会連合会への照会に対する、先月8月23日付の連合会の消防協力費の実態調査について（回答）という文書が議員に配付されています。

これら昨年からの経過を集計した表を、通告書の別添資料としておつけしています。議場の皆さんはお手元にあるかと思います。

この表の左のほうには、昨年の春に消防署が調査した自治会ごとの協力金の状況、例えば1世帯500円とか1,000円とかという金額。あるいは定額で70万というところもあります。それから、団員1人当たり1万5,000円とか3万3,000円とか、いろんな数字が出ています。

そして、右側には先ほど申し上げた自治会連合会が議会に回答した各地域の状況ということで、その中には今年度から中止したという回答、あるいは一部従来どおりととれる回答など、いろいろと分かれています。

このように回答が分かれているということ、一言で言えば、協力金への対応について極めて混乱していると、私には映ります。

そこで消防長にお尋ねするわけですが、自治会連合会の実態調査の回答から、消防団の協力金を受け取らないという旨が地域に正しく伝わっていると考えるか否か、いかがでしょうか。

2番目として、受け取らないと決定したわけですが、実態調査の回答から見ても、協力金の振り込みや持参は十分にあり得ると考えます。そのような場合に、消防団、分団は、としの春以降、どのように対処してきたのか、また、今後どのように対処していくのでしょうか。

3つ目として、実態調査の回答のとおり、地域や団体ごと、あるいは単位自治会において、どのように対処してよいか苦慮していることが伝わってきます。ここは、私よりも法令や制度とともに地域現場を知る山県消防長の説明が最も説得力があると考えてるのでお願いするわけですが、消防分団はどのような場合にお金等の寄附を受け取ることが可能で、どのような場合は受け取ることができないか、わかりやすく説明していただきたい。

また、消防団員が地域に暮らす一住民としての地域活動に対するお礼や謝礼などを受領するに余地につき、その範囲や趣旨、目的の設定、支払い方法などを示されたい。

4つ目として、昨年の一般質問で議論が尽くせなかった点、つまり寄附を募集しないことなどを盛り込んだ条例改正及び団員としての報酬、手当の個人口座への直接振り込みについての検討状況、あるいは検討結果はどのようなのでしょうか。

5つ目として、市長にお尋ねしますけれども、消防団から指定寄附金の余地が示されています。私は、市の補助金を受けている団体等から市への寄附金という構図、公金を還流する構造はあり得ないし、それは補助の打ち切りないし減額の状況と考えますが、市長の見解はどのようなのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○副議長（石神 真君） 横山消防長。

○消防長（横山 智君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の協力金を受け取らないという趣旨が正しく伝わっているかとされる点につきまして、当方といたしましては、平成25年3月18日付で市消防団から自治会連合会宛てに出されました通知文に対して、その趣旨が伝わっているものと考えておりました。しかし、議員が示されました平成25年8月23日付で、山県市自治会連合会長から市議会議長宛てに出されました消防協力費の実態調査回答書を拝見する限り、各自治会の認識はさまざまであり、実態を把握した上で各自治会のお考えを尊重しつつ、また、市消防団の方々とも協議し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

2点目の、振り込みや持参があった場合、どう対処するのかとされる点につきましては、寄附者側の趣旨を確認した上で受領の是非を判断していただくよう、既に消防団の方々へはお伝えしてあります。現に、振り込みや持参されたものの中で、その趣旨を確認し、消防団たる公務に対するものについては返金されたと聞いております。

また、今後につきましても、各地域の分団と自治会とが共通認識のもとに対処されますよう指導を続けてまいりたいと考えております。

3点目の、消防団はどのような寄附金なら受け取ることができ、または受け取ること

ができないかとされる点につきましては、議員も示されましたとおり、地域に暮らす一住民として、または地域に暮らす一住民で構成する親睦会等の任意の団体として金員を受領することについて、地方公務員法第4条第2項、特別職に属する地方公務員の同法適用外とする規定も踏まえた上で、受領の余地があるものと考えております。

具体的に申し上げますと、公務外の活動とは各地域でのイベント、文化活動、神事等の支援活動であり、これらの対価として金員を受領することの余地があると考えます。一方、公務となる活動とは、災害出動はもちろん、訓練、式典、年末夜警など、市消防団規則第9条別表第3に掲げる費用弁償の対象となる活動であり、公務目的、またはその対価として受領することはできないと考えております。

なお、これらの事項につきましては、名目や支払い方法などはどうあれ、寄附に係る趣旨、目的が重要であり、寄附者及び受領者の相互において、これらを明確に整理、区分、認識した上で適正に運用されることが望ましいものと考えております。

4点目の条例改正につきましては、市消防団役員会議において消防団幹部の方々が協議され、消防協力金は受け取らないと決定いただいた事項を尊重し、条例改正する必要はないものと考えております。

また、消防団員報酬等の個人振り込みの件につきましても、御指導いただく前から消防団の方々とともに検討を重ねてまいりましたが、市消防団役員会議において、平成26年度から個人振り込みとすることが決まりましたので、この場をおかりして御報告申し上げます。

今後は、消防団に対する協力金は受け取らないという趣旨が正しく御理解いただけますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、私からは、5点目の市の補助団体である自治会における公金の還流とされる点につきましてお答え申し上げます。

市から自治会連合会に対する補助金につきましては、自治会数及び戸数に応じた額の運営補助金を補助しております。しかしながら、各自治会連合会もしくは各自治会から他の団体へ何がしかの金員を支出する際において、各自治会の加入世帯からの会費、すなわち自己財源をもってこれに充てているものと想定されますので、議員の言われるような公金の還流には当たらないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、それぞれ再質問いたしますけど、まず消防長ですけど、私の1点目の質問に関して、各自治会の認識については、答弁では実態を把握した上でという趣旨だったと思います。いつ、どのように実態把握するということでしょうか。

そして、2つ目の問題については、振り込みがあった場合などについて、消防団の公務については返金されたというふうな答弁でした。では、返金されていないケースがあるのか、ある場合の額とか趣旨はどういうふうだったのでしょうか。

それから、3つ目の具体的な説明ということでした。ある程度いただいたと思うんですけども、規則に掲げる費用弁償の対象となる活動という答弁だったと思います。しかし、一般の市民の方、あるいは自治会の役員でも、その規則を見るなんていうことはまずないわけですね。ですから、最初の実態把握も兼ねて、規則の別表ということですが、その写しを関係者、自治会の皆さんに配ってはどうでしょうか。

そして、報酬の個人振り込みについてということですが、来年度、26年から個人振り込みにするという事で、私は大きな前進だというふうに評価したいと思います。

ところで、この件に関しては、従来から国や県の指導があったにもかかわらず、なかなか他の自治体では実行されていないというふうにも考えています。過去、どのような指導とか指摘が国や県からされたのか、そのあたりを説明してください。

市長は、補助金についてですけど、先ほどの1問目でもありましたが、非常に私は納得しがたい補助金に関する認識だと思います。

市長は、自治会が自己財源をもってこれに充てているものと想定されるという趣旨だと思いますが、私が去年、消防の協力金について6月に質問したときに、その後、夏ごろにある市民の方から資料が届きました。それは、消防の分団が出していて、宛名は自治会長各位。「自治会協力費の依頼」というタイトルがついていまして、1戸当たり幾ら幾ら、千何百円と書かれている。しかも、それが何年度分もずっと続いて、持ってきてくださった方がありました。この問題というのは、それほど市民の関心が高いテーマなんですね。先ほどの答弁のような市長の姿勢では、市民の納得が到底得られないだろうと私は思います。

会費というのは、財源が寄附金か自治会の財源か、お金に色をつけて仕分けするということは到底できないわけですね。ですから、市民から補助金を受けている民間の団体が市に寄附をするという、それは、市民から見たらとても耐えられない、しかもとってもわかりやすいおかしい構造だというふうに考えます。

だから、市民から監査請求がされたら、私はとてもそれは耐えられない事実だろうと、法的に耐えられないと考えますが、市長はそれで大丈夫だと本当に考えているんでは

うか。

以上、いかがですか。

○副議長（石神 真君） 横山消防長。

○消防長（横山 智君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の各自治会の認識をいつ、どのように把握するのかとされる点につきましては、時期や手法といたしまして、おおむね毎月1回実施され、副分団長以上の方々が出席されます市消防団役員会議において議案として提示し、各自治会との調整状況、消防協力金に係る趣旨の認識状況等について聞き取り調査を行い、詳細を把握したいと考えております。

2点目の返金されないケースの有無、金額及び趣旨とされる点につきましては、現時点で詳細は把握しておりませんので、先ほど申し上げました市消防団役員会議において調整したいと考えております。

また、詳細を把握して、不適切な認識や受領等が認められた場合においては、適正に指導してまいりたいと考えております。

3点目の規則の別表写しを配布との御提案につきましては、本件を市消防団役員会議において議案として提示した上で、各分団または市自治会連合会を通して規則別表に係る資料を関係される方々へ配布し、周知してまいりたいと考えております。

4点目の国や県の指導とされる点につきましては、近年では平成23年10月28日付消防災第337号、消防庁長官から都道府県知事宛てに「消防団の充実強化について」と題した通知文、最近では平成25年1月16日付消第847号、岐阜県危機管理統括監から各市町村長宛てに「消防団員に対する報酬等の取扱いについて」と題した通知文が出されております。通知内容といたしましては、報酬等は直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給すべきとされ、消防組織法第37条及び38条に基づく助言がなされております。

今後は、消防団員の方々、自治会の方々、そして行政とが相互に調整を図り、各団体活動の活性化と並行しつつ、慎重かつ長期的に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、5点目の御質問につきましてお答えをいたします。

財源を仕分けすることはできませんが、自治会経費の内訳としては活動費が大半を占め消防団協力金は一部であり、運営補助金は活動費に充てていただいていると想定しております。

また、市の補助金を受けた団体が市に寄附をすることは許されないにつきましては、

先ほど消防長が答弁いたしましたように、公務外としての寄附として支出していただいていると考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 消防長の答弁ですが、昨年来、検討をいただいて協力費をなくしたということ、これは全国的に非常に賞賛に値することだと、しかも個人口座へ振り込むということをきちっとするというこも、非常に私は立派なことだというふうに受けとめています。

それに対して市長の補助金に対する答弁、非常に先ほどから納得いかない。そこで確認ですが、市長は補助金を出した自治会側から市に寄附金を認める余地があるという趣旨にとれる。

じゃ、仮に寄附があったとして、その寄附はよく市民の方が指摘するんです、協力費が消防団で懇親会や旅行で使われていないかという。市に寄附していいんだという市長の立場からすると、いいと言った寄附が懇親会とか旅行などに充てる費用に使われていいのかどうか、その点の考えだけお聞きしたい。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、公務外の寄附としていただいた、そのお金が、お金の使途につきましてはそれぞれの分団で判断して使っていただくということでございますので、いわゆる公金ではないという判断から、私はそれぞれの使途につきましては、私からいいとか悪いとか、正しいとか正しくないという判断のできる立場にはございませんので、そういった観点からの答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） はい。再々質問でおしまいですからかえませんが、今の市長の答弁は明らかに間違っていますよ。一旦寄附を受けたら、それは市の公金なんですよ。指定寄附という枠はあるけれども、公金なんです。そのお金は何に使ってもいいお金ではないんですよ。また別の場で議論しましょう。

3つ目ということにしますが、国保税を山口市が軽減しなかった経過と今後について、担当の市民環境課長と市長にお尋ねします。

山口市は、4年前の平成22年度に国保税を大幅に引き上げ、市民の批判を浴びました。ともかく、その後の国保会計の収支の状況改善などから、担当課はこの議場で引き下げを検討していることを何度か示してきました。

ことし3月議会の平成24年度国保会計補正予算（第3号）の質疑の際、今回補正した国民健康保険基金5,309万9,000円を合わせて、基金総額はおおよそ4億7,000万円と答弁されています。そのとき、私は、基金が4億7,000万円、事業費で見ると2.5カ月分となるなら速やかに国保税を引き下げるべきという旨を質問したところ、担当課は引き下げたい旨を答弁しました。しかし、市長は、ちょっと待って、合併後、基金は5億数千万円できた、4億数千万が多いという認識はないと、そういう趣旨で、引き下げに否定的な答弁をこの議場でしました。

この基金に関しては、十数年前より国から保険給付費5%以上に相当する額を積み立てることと示されています。それにもかかわらず、基金保有額が5%に満たない保険者、自治体は全国の約半数もあります。

ちなみに、山県市の5%相当額とは、約1億5,000万円ですね、ちょっと数字を間違えました、1億5,000万円です。しかし、山県市の今年度の国保の基金は4億7,000万円もあり、20%相当と、抜群に良好です。

また、全国の1人当たり基金保有額は平均約7,600円です。それに比べて山県市は1人当たり約5万4,000円と、これまた抜群に良好です。

このような事実には照らせば、納付者への還元とともに格差是正のため、引き下げを速やかに実行すべきです。特に山県市においては、低所得者等の負担軽減と固定資産関係の率の見直しが特に必要であると私は考えています。

そこで質問です。まず課長にお尋ねしますが、平成22年度の引き上げでは、加入者当たりの引き上げ率は平均15.8%でした。現在の岐阜県内の市で見て、この保険税の高いことの順位は何位かということ。

それから、先ほどの基金保有額、つまり貯金の多いこと、1人当たり約5万4,000円ですが、これは同じく県内の順位は何位でしょうか。

2つ目として、私はことしの3月定例会までの何回かの議会の議論から、今年度は間違いなく国保税が引き下げられると信じていました。担当課はどのような引き下げ案を想定していたのでしょうか。その案はいつごろのもので、どの算定部分につき、何%で、幾らぐらいの引き下げの案なのか。その案に係る引き下げ総額はどれほどでしょうか。

3つ目として、国保の制度は、市町村財政への過剰かつ対応不能なほどの負担となっていることなどから、国において都道府県への移行を検討しています。以前は平成32年ごろとの見解もありましたが、今は平成29年度に移行とも聞きます。最新の状況予測と方向性はどのようでしょうか。

4つ目として、それに向けて基金をどのように扱い、かつ、国保税の引き下げ等をど

う位置づけていくのでしょうか。

次は市長にお尋ねしますが、保険給付費５％以上に相当する額を積み立てるという国の指針と、山県市の５％相当額とは約１億５,０００万円であるということを認識していませんか。そして、山県市の基金の良好な事実をどう受けとめるのでしょうか。また、基金の多いことについて、どのように受けとめていますか。

次に、同じく市長ですが、数千万円程度の予定外の歳出増の事情が起きても、基金を取り崩す、もしくは一般会計から補填する想定をすれば、国保税の引き下げができた状況だと私は考えます。市長が市のトップとして今年度の引き下げを決断しなかった理由は何なのでしょう。

最後ですが、ともかくいつ、どの程度引き下げるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○副議長（石神 真君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

１点目の県内の国民健康保険税の順位でございますが、本市の平成24年度の現年度課税額は９億３,７２９万９,０００円、１世帯当たりでは１９万７,７４２円と、県内21市の高いほうから４番目でございます。被保険者１人当たりでは１０万５,６７１円と、６番目でございます。

保険税は、その年度の医療費の支出額を積算し、そこから国庫支出金見込み額や一般会計からの繰入予定額等を控除し、その残りの財源を国保税とするもので、財源不足を理由に削減できない性格を有します。したがって、市民の方が医療機関等にかかられ医療費が多くなると、それを支払うための保険税も高くなります。

24年度の１人当たりの医療給付費は27万６,５９９円と県内でも３番目で、１世帯当たりでは51万8,000円と、一番高いです。その分を保険税として被保険者の方々に御負担していただいているのが現状でございます。

基金の保有額でございますが、平成24年度末では４億７,５３４万９,０００円、21市では８番目、１人当たりでは５万４,０００円と、４番目に高い市となります。

基金につきましては、議員の御発言のとおり、平成12年の厚生省保険局の通知には、過去３年間における保険給付費の平均年額の５％以上に相当する額を積み立てることとあります。さらに、２項目めでは、基金の積立金が５％を超える保険者であっても、財政の基盤を安定強化する観点から安定的十分な基金をともあります。

本市では、24年度の保険給付費が24億５,３４３万円、平均月額が２億円以上に及んでおり、前期高齢者数も2,903人と被保険者数8,870人の３割を占めており、今後も高度医療による療養給付費等の増加が見込まれることから、適正な国保運営を図るためには安定的な

基金を備えることが重要あり、インフルエンザの流行による急激な医療費増加などの事態にも耐え得る1カ月の保険給付費の2.5カ月相当の基金を積み立てておくべきと考えております。

2点目、どのような引き下げ案をでございますが、保険税率の改正等につきましては、国民健康保険事業の運営について御意見をいただく国民健康保険運営協議会にお諮りし、御審議の上、市議会に上程することとなっております。

平成25年6月5日開催の運営協議会に先立ちまして、資産割税率を40%減らした場合には1世帯当たりどのような額となるのか、幾つかの世帯状況を想定し、試算をしました。

子供2人の平均的家族で課税額が約1万5,000円ほどの減額、資産割が課税された世帯全体で3,800万円ほどとなり、資産割税率を50%とした場合は5,000万円ほどが減額となると想定いたしました。

国保税率の引き下げによる賦課税額を想定いたしましたものの、5月末の本算定で賦課税額が確定し、単年度収支が赤字となる見込みとなり、また、療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、国と県からの財政調整交付金が減額となることから、運営協議会で御協議いただくための引き下げ案とそれに伴う条例改正案の提出を見合わせ、25年度の保険税率は前年度と同額とさせていただきました。

3点目の国保制度改革の最新の状況予測と方向性でございますが、社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、先月8月21日に改革の大まかな内容やスケジュールを定めたプログラム法案の骨子が閣議決定され、国保保険者の都道府県への移行時期は平成29年度をめどと位置づけ、具体策が検討され、関連法案は27年の通常国会提出を目指すこととされ、来年の年末には改革内容が固まる見通しでございます。

プログラム法案の骨子の決定を受け、全国知事会が国保運営の都道府県化は国費投入によって赤字構造を解消することが前提とする意見書を提出され、同日、全国市長会、全国町村会も、財政基盤強化が不可欠とのコメントを発表されております。

また、骨子には保険税の課税限度額の見直しや、低所得者に対する国保税軽減の拡充などが提言され、厚生労働省では26年度の税制改正要望に盛り込み、具体的な拡充等を今後検討していくとのことです。

4点目、それに向け、基金及び国保税の引き下げ等をどう位置づけていくかでございますが、保険者の都道府県への移行時期のめどが2年ほど早くはなりましたが、保険税の課税限度額の引き上げ幅や低所得者に対する国保税軽減の拡充の範囲などは今後の検討とされており、保険税額がどれくらい増減していくか、現時点では見通しが立ちませ

るので、今後の制度改革等に沿って位置づけていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、私からは、5点目の質問にお答えします。

まず最初に、市長はということでしたが、5点目の御質問でございます5%以上、また、1億5,000万円の基金という点につきましては、私も担当課長も担当者もそういった認識は、先ほど御説明申し上げましたように、認識はしておりませんでした。

そこで私どもは、本市の国民健康保険基金条例第2条第2項の保険給付に関する費用と後期高齢者支援金及び介護給付金の総額の4分の1に相当する額を限度額として、これは条例にもございますように、そういった認識でもおりましたし、そして具体的には、保有額といたしましては、先ほど課長が御説明いたしましたように、医療費の2.5カ月を基金として確保する目標を設定し、毎年度決算の余剰金を基金として積み立てておりました。こうした現実がございました。

次に、良好な事実と基金が多いということをどう受けとめていくかでございますが、良好な事実であればこそ、保険給付費の不足、突発的な事態に備えられると受けとめております。

また、平成22年、22年でございますが、12月には、予算編成に当たりまして、厚生労働省保険局国民健康保険課長の通知では、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとございました。

この先、保険税率を引き上げることのないよう、安定的な国保運営を維持していくための基金であるということで、御理解をいただきたいと思います。

次に、6点目の引き下げを決断しなかった理由でございますが、22年度に税率を上げさせていただきました。保険税は税率アップによりまして前年度対比で1億1,592万円ほど増額となりましたが、同じ年の保険給付費の歳出におきましては、1億1,592万円に対しまして、1億1,174万円医療給付費が増加しております。

次に、23年度もこの21年度対比で保険税が1億3,095万円の増額となりましたが、また反対に支出でございます保険給付費は1億6,658万円の増額。また、24年度におきましても、保険税1億997万円の増額に対しまして、保険給付費では1億5,450万円の増額といった状況でございます。

このことは、皆様、一般の方は、保険税が値上げされたことによりまして基金が積み増されたという、そういった認識をお持ちの方が多いと思いますけれども、このことは、保険税の増額により基金の増額が確保できたわけではございません。具体的に申し上げ

ますと、この基金を積み立てることができましたのは、平成21年、22年度に6億円ほどでございました前期高齢者交付金が23年度には9億970万円、24年度には9億7,461万円であったことが主な原因でございます。

こういったことも踏まえまして、平成25年度をめどに保険者が県に移行することになるであろうということが考えられますけれども、それまでは保険者である市町村において適切な国保運営をすることになります。

平成30年度までの被保険者数の見込みですとか、それに伴う保険税額の減少、さらには国や県からの交付金を見込んでシミュレーションをいたしますと、特に単年度収支でございますけれども、平成22年度は5,256万円の黒字、23年度は1,461万円の黒字、24年度、昨年でございますが、6,818万円の黒字でございましたが、今年度は8,390万円ほどの赤字が見込まれます。24年度と比較しますと、1億5,000万円ほどの乖離がございます。それは、基金を今後取り崩していくことになります。したがって、私は、今年度は引き下げは実施すべきではないと判断をいたしました。

次に、7点目の、いつ、どの程度引き下げていくかでございますが、国保世帯の46%が保険税の軽減世帯でありますし、また、加速しております高齢化世帯と増加傾向にある低所得世帯の増加が見込まれる本市における基金の運用や国保税率につきましては、先ほど申し上げましたように、安定的かつ十分な基金保有額を確保した上と申し上げたいところではございますが、30年度まで担当課がシミュレーションした予測では、非常に厳しい状況がございます。

そういったことから、国保税率の調整につきましては、特に今年度、先ほど申し上げました24年度と25年度を比較いたしますと、1億5,000万円ほどのマイナスになります。この25年度は8,394万円ほどの赤字を見込んでおりますけれども、この状況、ことしの状況を決算の上で判断しながら今後の調整を図ってまいりたいと思います。

そして、そのところをもう少し具体的に説明させていただきますと、現在の状況、保険税率を変えないで今後どうなるかということで、私どもは、32年を目安ということでございましたので、平成30年をめどにシミュレーションをいたしました。そうしますと、先ほど申しました単年度収支が、国保税を値上げいたしました22年、23年、24年は先ほど申しました5,800万円、1,400万円、6,800万円でございますが、この25年度はマイナスの先ほど申し上げました8,400万円ほど、それから26年度以降は9,200万円、1億4,600万円、1億7,200万円、2億2,700万円、最終年度、単年度でございますが、2億5,500万円の赤字になると担当課は見込んでおります。

それに準じまして国保基金の残高を追ってまいりますと、昨年の決算では4億7,534

万9,000円でしたが、今年度はピークでございまして4億7,622万円、26年度は4億5,769円、27年度は3億1,100万円ほど、28年度は1億3,900万円、この28年度でおおむね5%になりまして、29年度ではマイナス8,800万円、そして30年度ではマイナス3億4,000万円ほど、30年までを想定いたしますと4億3,000万円ほどのお金が足りないということになります。

そして、先ほど説明申し上げました資産税の40%の減額を見ますと、年間で4,000万円弱の減額となります。そういったことを勘案いたしますと、平成28年度で4億7,000万円ほどが1,800万円ほどに減りまして、その後2億4,000万円、5億4,000万円と、7億円以上の赤字が見込まれるということでございました。

こうした状況を担当課から聴取いたしまして、私は国保税の減額に至らなかったわけでございます。

また、その中で、少し御説明申し上げますと、そしてもう一つ、担当課は、22年度から24年度まで……。

○副議長（石神 真君） 市長、端的にお答えください。

○市長（林 宏優君） はい、それでは簡潔に行います。

〔「議長、再質問させてくださいよ。これだけ一方的に言われたら」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 持ち時間がありますので、ルールは守ってください。

○市長（林 宏優君） それでは、法定外繰り入れにつきまして少し御説明させていただきますと、現在、法定外繰り入れを6,000万ほど行っておりますけれども、この法定外繰り入れにつきましては、福祉関係の今年度から始めましたまちづくり振興券に伴います波及増分等、そういったものにつきましては一般会計からの繰り入れも可能かと思っておりますけれども、保険料抑制のための一般会計の繰り入れにつきましては、制度といたしまして的確でない、違法的な行為だと判断しておりますので、そういった観点からも今回の値下げを見送ったわけでございます。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で2時45分から再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

○副議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております
3点について順次質問をさせていただきます。

初めに、防災対策について総務課長にお尋ねをいたします。

さきの通常国会で改正災害対策基本法が成立をし、これまで曖昧であった個人情報の取り扱いが明確化され、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報を提供しますが、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。

本市においては、既に要援護者の名簿は作成されていますが、法律が成立したことによる取り組みはどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

また、避難所における生活環境の整備を明記しています。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医療品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしています。

本市においては、緊急避難所のほか、福祉避難所、自主避難所が設定されています。避難所での生活環境の整備について、本市の取り組みをお伺いします。

地域や学校、家庭における防災力の向上も重要です。地域においては、DIG、避難の図上訓練などの実施や自主防災会の訓練、また、備蓄品の確認などの実施について、学校においては、防災教育の実施、防災ヘルメットなどの設置について、家庭においては家具の転倒防止や緊急持ち出し袋など、また、住宅の耐震化など対策があると思いますが、現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○副議長（石神 真君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の災害対策基本法が成立したことによる取り組みについてですが、本市では、平成19年度から災害時要援護者台帳の作成を進めてまいりましたが、平成23年4月から台帳の整備事業を社会福祉協議会に移管し、連合自治会単位で新しい台帳の作成の説明会を実施し、同意を得られた地域から見守りネットワーク、まめネット協議会、安心いきいき台帳を作成し、従来の災害時要援護者台帳から順次移行しているところです。

市が整備してまいりました災害時要援護者台帳は申請方式で作成しており、民生委員が毎月更新し、自治会長、消防署にも同様の名簿を配布し、情報の共有化を図っております。

こうした中、本年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成

が義務づけられ、名簿作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、避難支援者に情報提供するための制度が設けられました。

避難行動要支援者の情報提供には本人の意思確認等が必要で、多くの労力が必要になると考えております。このため、対象者となる全ての方にアンケートを実施し、未回答の方には訪問による聞き取り調査を行って、抜け漏れのない実態把握をしなければなりません。個人情報を含むため、その取り扱いには十分に留意し、整備、充実に努めてまいります。

次に、2点目の避難所での生活環境の整備についてでございますが、現在、市内には緊急避難所に指定している施設が62カ所、福祉避難所に指定している施設が13カ所、自主避難所に指定している施設が15カ所ございます。

本市では、災害時における避難所等で使用する備蓄食料品はアルファ米、クラッカー、水の3種類を、また、生活物資は毛布、非常用の簡易トイレ、仮設トイレハウス、ロール型畳、ろうそく、石油ストーブなどを備蓄しております。

なお、食品の備蓄量は、毎年1万食を目安に補充等により調整しておりますが、岐阜県がことし2月に公表した南海トラフの巨大地震等を想定した市内における予想避難者数は最大で約2,900名であり、これまで想定していた3日分の食料には足りない状況でございます。また、国の有識者会議による南海トラフ巨大地震最終報告では、1週間程度の生活物資の準備が必要との報告がありました。早急に国や県が想定する備蓄量を確保することは困難ですが、毎年度計画的に備蓄品の増量を図ってまいりたいと考えております。

さらに、避難所における医療サービスの提供につきましては、平成16年8月に山県医師会との間で災害時における医療救護に関する協定を締結しております。災害時には、市内の医療機関で組織される救護班の先生方と協議の上、避難所等における必要な医療処置や医薬品の提供を速やかに行いたいと考えております。

また、福祉避難所については、平成23年度と24年度に市内の特別養護老人ホームや障がい者施設など13の施設と市との間で福祉避難所開設についての協定を締結し、市の要請に基づいて福祉避難所を開設することとしております。協定を締結した施設は、要援護者への必要な介助や設備、備品を常に備えており、災害時に必要があれば、福祉避難所間で不足する人員の相互応援をすることとしております。

次に、3点目の地域や学校、家庭における防災力の向上についてですが、本市では、本年6月に東深瀬地区笹倉自治会の御協力のもと、短期的、局地的豪雨災害を想定したシェイクアウト型避難訓練を実施しました。8月には市総合防災訓練を実施し、初期消

火訓練では地元女性防火クラブ員の参加もいただきながら訓練を実施することができました。また、毎月28日の岐阜県防災点検の日には、市防災行政無線を活用し、市内全域に地震による家具の転倒防止、災害に備える点検をPRしております。さらには、職員による防災士の資格取得につきましても、今後、県においての講習会日程が決まり次第、進めてまいりたいと考えております。

一方、地域においては、消防本部指導のもと、各地域の自主防災会によって自主防災訓練を実施しているほか、市女性防火クラブ運営協議会では、初期消火訓練、消火栓取り扱い訓練、救命・救急講習会、DIG訓練などを実施しています。

また、小中学校においては、今年度より、県下統一で命を守る訓練と称して、災害時における避難場所、避難経路の確認、さらには自分自身の身の守り方などの指導を行うなどの防災訓練を実施しています。

今後は、地域の防災力向上のため、市として可能な施策は実施してまいりたいと考えておりますが、皆様の地域での自主防災活動についても、市の助成制度もありますので、活発に行っていただけるよう、引き続き啓発に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 丁寧にお答えいただきありがとうございました。

要援護者の名簿と避難所における生活環境については、さまざま推進をしていただいているということで、これは継続をお願いしたいと思います。

そこで、防災力向上について再質問いたします。

先ごろ、谷合地区で防災備蓄倉庫の確認をされるということで、参加をさせていただきました。これは、地域福祉推進懇談会で地域の課題として挙げたものの中から、まず自分たちができることから初めようと、地域で順番に防災備蓄倉庫の確認が始められたと伺いました。

参加された方々は、ほとんどの方が初めてだったようで、質問等をされながら確認しておられました。

このように、地域のどこに何が備蓄されているのかということは余り知らないことが多いように思います。今の答弁に、国の報告では1週間程度の生活物資の準備が必要とありました。行政が準備するもの、あるいは地域によって自主防災会で訓練とともに助成金を活用し、必要なものをそろえられるところもあります。

いずれにしても、今後、防災備蓄倉庫の場所や備蓄品の確認など推進及び周知が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目に、シェイクアウト型避難訓練を実施されたということでございました。今、全国各地で実施されているようですが、実施された結果はどのようなものでしたでしょうか。

3つ目に、DIG、地図上での避難訓練ですが、女性防火クラブ運営協議会では実施されているようですが、自主防災会でも何カ所か実施されました。実際に避難するとしたらどのように避難したらいいか、要援護者の方への支援などを地図上で訓練するものです。いざというときに非常に役立つ訓練だと思います。自主防災会などで推進してはと思いますが、いかがでしょうか。

4点目に、防災ヘルメットについてですが、品川区では中学生5,000人分の防災ヘルメット配布の補正予算が計上されているということです。また、神奈川県議会では、議員全員に折り畳み式の防災用ヘルメットが支給されたようです。ヘルメットには費用がかかりますが、赤十字奉仕団の方々が指導されている防災頭巾は、バスタオルにシャツや靴下を縫いつけてつくるもので、非常持ち出しセットを兼ねたものです。このような安全を確保する防災ヘルメットを学校や地域で活用できるように推進することについてのお考えはどのようなものでしょうか。

以上4点について、総務課長に再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 再質問にお答えいたします。

1点目の防災備蓄倉庫等の備蓄品の確認についてですが、防災用の備蓄品に関して、本市では、コンテナなどの防災備蓄倉庫において保管している場所が、高富地区、伊自良地区及び美山地区に12カ所ございます。また、地区公民館において保管している場所が高富地区に5カ所あり、計17カ所に分散して保管している状況です。

市としまして、これらの防災備蓄品の保管状況を平常時より市民の皆様にお知らせしておくことは、大変混乱することが予想される災害時においては大変有益であると考えておりますので、防災備蓄倉庫などの鍵の管理者はもとより、市民の皆様にも近隣の公民館などの公共施設において、備蓄品の保管場所と備蓄品の種類などを周知できるよう、今後取り組んでまいります。

2点目に、シェイクアウト型訓練の結果についてですが、まずはシェイクアウト型訓練とは、地震発生時に、例えば机の下にすぐ隠れるといった身を守るための瞬時の行動をとるシェイクアウトと呼ばれる訓練がありますが、これを、近年発生頻度が増加傾向にあります短期的、局所的豪雨災害用にアレンジした訓練のことで、去る6月2日に笹倉自治会・自主防災会の御協力のもと、土砂災害の危険性を加味した避難勧告が市から発令された場合を想定し、みずからの身の安全を確保することを第一優先とし、身の回

りのものを持たずに最寄りの避難所へ避難していただくという訓練を実施しました。

また、この訓練は、東日本大震災において、津波被害に遭われた方の中に、一旦は避難したものの、家に貴重品をとりに帰られたことで被災され、お亡くなりになられた方も多かったと聞いており、この教訓を生かそうという趣旨も含まれた訓練でした。

この訓練では、自主防災会会員による各戸への避難呼びかけ、要援護者の避難介助のほか、避難後の応急手当訓練などを行い、大人から小学生まで幅広い年齢の方々に参加いただき、土砂災害等に対する防災意識の向上を図ることができたと考えております。

さらに、岐阜県から訓練実施の協力依頼もあり、本市で訓練を実施した経緯がございますが、岐阜県としても初の試みでございましたし、本市としましては土砂災害を想定し市民の方に御参加いただく避難訓練は初めての試みでしたので、地域の皆様のみならず、市職員にとっても大変有益な訓練であったと考えております。

次に、3点目の災害図上訓練、通称D I G訓練の実施については、地域の防災力向上には有益な訓練であると認識しておりますが、身近な市職員に当該訓練の体験の有無を聞いてみましたところ、私も含めまして、体験者が非常に少ないと感じました。このため、市民の皆様に向けた訓練実施の前に、市職員みずからが体験し、訓練のノウハウを学ぶことで、福祉、教育などさまざまな分野での活用も可能となり、さらには一人の市民として、各地域においてD I G訓練の普及を図ることができるのではないかと考えられますので、まずは市職員向けのD I G訓練を、訓練実績のある市消防本部やN P O法人山県市災害ボランティア・サポートセンターなどと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4点目の防災ヘルメット、防災頭巾の地域や学校への普及、整備についてですが、防災ヘルメットの整備は、災害時には、市職員による被災状況の確認など、被災現場での活動も想定されることから、その必要性は感じているところです。本市は大変厳しい財政状況にございますが、今後は、財政的に許されれば、まずは市職員用として順次整備を進めてまいりたいと考えております。

また、防災頭巾の地域への普及につきましては、避難時に身を守る有効な手段の一つであると考えておりますので、自治会連合会を通じて単位自治会ごとに設置されています自主防災会などへ、議員からお話のありました日赤奉仕団の取り組みなどを紹介することによりまして、その必要性について周知を図りたいと考えております。

さらに、学校への普及につきましては、本市では、いわ桜小学校で、昨年度、全児童に購入、配布済みですが、保護者の御協力が不可欠でありました。それ以外の小中学校では配布等の実績はございません。市が防災頭巾を購入し、市内全児童・生徒に対して

配布することは考えておりませんが、導入に当たって各学校と保護者の皆様との協議が必要になってまいりますので御理解をいただきたいと思います。

今後も、小中学校においては、避難の際には、ハンカチ、タオル、赤白帽子及び座布団など身近なものを使って避難することを基本として、命を守る訓練を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、御答弁いただいたシェイクアウト訓練、あとDIGの訓練、そしてまた、防災ヘルメットなど、職員みずから進めていくということでございました。市の防災力を向上させていただいて、市民の方々が安心して暮らせるように推進を要望しておきます。

次の質問に移ります。

子ども安心カードについて、学校教育課長と福祉課長にお伺いいたします。

先ごろ、群馬県渋川市では、市内の小中学校と幼稚園を対象に、子ども安心カードの運用を開始いたしました。市教育委員会と渋川広域消防本部の名称を併記し、保護者の勤務先のほか、緊急時の連絡先や子供がかかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけ医療機関の連絡先などが記載されています。

救急隊員にカードを提供するため、保護者には個人情報の外部提供同意書を配布し、同意を得た場合に限りカードが作成されます。

カードは緊急時の対応以外には使用せず、幼稚園と中学校で3年間、小学校では6年間、それぞれ保管し、管理を徹底する。卒園、卒業時に家庭に返却する仕組みです。

これが、渋川市の見本です。A4判で、すごくわかりやすくできていると思います。

本市では、昨年3月より緊急医療情報キットの配布をしております。高齢者の方に配布されていますが、この1年半経過し、緊急時に迅速な救命に役立つと、多くの方が設置をされています。9月9日現在で1,489本配布されているとのことです。これは、緊急時の対応に役立つと安心感があるからだと思います。

同様に、子供の緊急時に対応できる子ども安心カードの導入を考えてはと思います。

緊急時には正確な情報の伝達が大事です。口頭での伝達より、安心カードの提供があれば迅速な対応ができると思います。本市での導入のお考えをお伺いいたします。

○副議長（石神 真君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

議員に御紹介いただいた子ども安心カードにつきましては、早速、該当市より資料を

取り寄せ、研究させていただきました。

本市では、全国学校保健研究大会に提案された調査票をもとに、養護教諭を初め、学校関係者や山県医師会の協力を得て、研究を重ね、本文5ページから成る山県市健康診断事前調査票を独自に作成し、平成23年度より全小中学校に配布しております。

保護者には、緊急連絡先や行きつけの病院、病気、アレルギー等詳しい状況等を記入してもらい、職員室の決められた場所に保管し、個人情報を守りつつ緊急時に即時対応できるようにしております。

記載内容の項目については、本市の調査票がより詳しい内容になっていると思われるが、おおむね同様であり、今後、より個人情報の取り扱いに関する了解を保護者と共通理解することや、常時服用している薬などの記述がしやすいよう改善する余地があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

子ども安心カードにつきましては、当市内の保育園では、園児それぞれのかかりつけ医師、あるいは体質やアレルギーの症状などにつきまして、本人の状況を記入しました家庭状況調査票というものを、3歳以上児とゼロから2歳の児童の2種類に区分して園児の御家族に提出していただき、それぞれの保育園ごとに保管しております。

園児の中には、食物アレルギーやエピペン対処が必要になるなど個人ごとに状況が違う中、事故等緊急時に正確な情報を提示するということにつきまして、非常に有効な手段と考えております。このため、先ほど教育課長からもございましたように、内容的には大きな違いはないと思いますけれども、既存の家庭状況調査票で緊急時には対応できると考えております。

しかしながら、個人情報に記載されておることから、その取り扱いには十分な留意が必要であり、緊急時の使用等についての規定を明確にして対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 子ども安心カードについて早速研究をしていただきまして、ありがとうございました。服用されている薬などの記述に改善の余地があるということでした。

健康診断事前調査票、5ページから成るということで、一冊の冊子になっている状況

だということでございました。1 ページ目だけが今の安心カードと似たような状況であるということで、こうしたのをすぐ取り出すというのが非常に大変なのかなというふうにはちょっと思います。独自に作成されているということなのですが、救急隊員に口頭で伝えるというよりは、アナフィラキシーショックなど1秒を争う場合には、口頭よりも必要事項をそのまま渡すということが、迅速な対応ができるのではないかというふうに思います。

また、保育園に関しては、家庭状況調査票、すごく大きい状態であるわけですが、これの半分がほぼ同じような状況かなという状況に思いますが、やはりこうしたものもより迅速にやるということに関しては、非常にこの子ども安心カードが有効ではないかなというふうに思います。

再質問として、学校教育課長と福祉課長に再度お伺いいたします。

○副議長（石神 真君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 再質問にお答えします。

緊急時の情報伝達についてということであろうと思いますが、救急車で搬送される場合など緊急の場合、救急隊員に児童・生徒の健康等についての情報を、より迅速に、より簡潔に伝達するということは重要であると考えます。しかしながら、個人情報保護の面から、全ての情報を提供するということについては保護者にも抵抗があると考えられます。

そこで、緊急時に健康診断調査票を救急隊員に必要な応じて提示することについて、校長会や養護教諭部会などと協議するとともに、各学校のPTA会員の意見も聴取しながら検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えいたします。

今答弁のありました学校教育課と同様に、救急車で搬送されるなど緊急の場合に、園児の健康等についての情報を迅速かつ簡潔に伝達するということは非常に重要であると考えております。家庭状況調査票を見やすいよう改良する必要があるというふうにも考えております。

しかしながら、先ほども申しましたように、個人情報を提供するということでございますので、保護者の方に、緊急時には救急隊員等に必要な応じて提示することができるよう、御理解を得るよう早急に検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、保護者の方の同意をとということでございました。渋川市の情報の中にも、個人情報外部提供同意書という、こうした書類もございます。こうしたものも利用していただいて、子供たちが安心して生活ができるように推進をしていただきたいというふうに要望しておきます。

次の質問に移ります。

マルチメディアD A I S Y教科書について、学校教育課長にお伺いいたします。

教育環境のI C T化に伴って、電子黒板の活用がさらに進んでいくのではないかと思います。こうした環境の中、通常の教科書で読むことが困難な発達障がいなどの児童・生徒に対して提供されていますマルチメディアD A I S Y教科書があります。通称D A I S Y教科書と呼ばれています。

2008年に教科書バリアフリー法、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が成立したのを機に推進をされています。

D A I S Y教科書は、通常の教科書と同様のテキストを使用し、パソコンで内容を再生する図書です。利用者は、音声を聞きながら文字や画像を見ることができます。通常の教科書1冊分がC D—R O M数枚に収録されており、小学生用、中学生用、それぞれ国語、算数、社会、理科、英語、歴史、音楽などの教科があります。

パソコンの画面に映し出された文字がハイライトされるので、音声がどこの部分を読んでいるのかがわかりやすく、読み方のスピードや音声の大きさも調節ができ、文字の大きさも調節ができます。

障がいのある児童・生徒だけでなく、読みが苦手な子も繰り返しD A I S Y教科書を使うことで、文章の意味が伝わるように読めるようになるということです。

本市の導入のお考えをお伺いいたします。

○副議長（石神 真君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

現在、市内の小中学校児童・生徒の中で、市の就学指導委員会において視覚障がいと判断された児童・生徒や、通常学級に在籍している児童・生徒で読み書きが極端に苦手な、いわゆるD A I S Y教科書を使用しなければ理解が困難であると判断される児童・生徒はおりません。したがって、現在のところD A I S Y教科書を使用している児童・生徒はおりません。

今後、就学時健診や市の就学指導委員会において、視覚障がいや学習障がいなどの発達障がい、あるいはその特徴が見られると判断された児童・生徒については、専門家を

交え、障がいの程度や特徴に合わせたD A I S Y教科書の使用方法を協議した上で、導入について考えていく予定です。

D A I S Y教科書に象徴されるように、発達障がいのある児童・生徒が生き生きと授業に参加し、着実に持てる力を発揮し、確実に学力をつけ、楽しい学校生活を送ることができるよう支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今現在、D A I S Y教科書を使用しなければならない学習障がいの児童・生徒はいないということでございました。

学習障がいと判断されるような知的発達におくれはないものの、読み書きに著しい困難のある児童・生徒が2.4%という結果も出ているそうです。まだまだ支援の手が届いていない状況があると思います。

今、使用方法を協議した上で導入を考えるということでしたが、D A I S Y教科書を使用すれば、より理解が進み、意欲も出てくるのではないかと思います。

そこで、D A I S Y教科書を学校の図書室などに配備し、貸し出し等も行っていくということはどうでしょうか。学校教育課長に再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、読みが極端に苦手でD A I S Y教科書を使用しなければ理解が困難であり、日常的に活用できる環境の整備が必要であると判断された場合には、製作している団体に申請してダウンロード許可を得、D A I S Y教科書を使えるよう試行的に配備することも検討してまいります。

また、必要とあれば、家庭に持ち帰り保護者や兄弟と一緒に楽しくパソコンを操作することも、図書室などで友達と一緒に学ぶことも、該当児童・生徒の学習意欲を高めることになると考えますので、その可能性について調査してまいります。

今日、科学技術の発達により、教育機器は日々進歩し、次々に開発されておりますが、全ての児童・生徒が意欲を持って学習に参加できるよう、持てる力を発揮できるよう、従来どおりのアナログ的な地道な指導も含めて、その子に合った指導法を議論してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ぜひ導入をしていただいて、山県市の教育がどの子にも学びやす

い環境を整えていただけるように期待をして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（石神 真君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

○副議長（石神 真君） これで、本日予定しておりました一般質問は全て終了しました。

お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、20日は休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、20日は休会とすることに決定いたしました。

24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時19分散会

平成25年 9 月24日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成25年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月24日（火曜日）

○議事日程 第4号 平成25年9月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第3 討 論

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第4 採 決

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第70号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第72号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	都市宣言の制定について
議第78号	財産の処分について
日程第5	議第79号 山県市副市長の選任同意について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	発議第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書について
日程第10	質 疑
日程第11	討 論
日程第12	採 決
日程第13	議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第67号	山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
議第68号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第70号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

- 認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 都市宣言の制定について
- 議第78号 財産の処分について

日程第3 討 論

- 議第67号 山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
- 議第68号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第69号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第72号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	都市宣言の制定について
議第78号	財産の処分について

日程第4 採 決

議第67号	山県市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について
議第68号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第71号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第72号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第73号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	都市宣言の制定について
議第78号	財産の処分について

日程第5 議第79号 山県市副市長の選任同意について
 日程第6 質 疑
 日程第7 討 論
 日程第8 採 決
 日程第9 発議第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書について
 日程第10 質 疑
 日程第11 討 論
 日程第12 採 決
 日程第13 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	5 番	石 神 真 君
6 番	杉 山 正 樹 君	7 番	寺 町 知 正 君
8 番	尾 関 律 子 君	9 番	横 山 哲 夫 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君
14 番	後 藤 利 瑗 君		

○欠席議員（1名）

4 番 上 野 欣 也 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	教 育 長	森 田 正 男 君
総務課長	関 谷 英 治 君	企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	奥 田 英 彦 君	市民環境課長	林 早 笑 君
福祉課長	江 口 弘 幸 君	健康介護課長	中 村 孝 君
産業課長	谷 村 勝 美 君	建設課長	長 野 裕 君
水道課長	棚 橋 和 良 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	横 山 智 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君

生涯学習課 佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 林 強 臣
書 記 大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（横山哲夫君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会副委員長 武藤孝成君。

○総務産業建設常任委員会副委員長（武藤孝成君） 委員長報告をいたします。委員会条例第11条第1項の規定により、私、副委員長が委員長の職務を行います。

総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、9月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第67号、議第68号、認第1号、議第72号及び議第76号から議第78号の所管に属する条例案件2件、決算認定案件1件、補正予算案件1件、その他案件3件の7議案を議題とし、審議を行いました。

なお、上野委員長、後藤委員は欠席でありました。

主な質疑において、議第67号 山口市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例については、使用の制限と使用料について内容及び今後の想定される状況。議第68号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、条例の内容と金額1万700円と定めた基準とは何か。認第1号 平成24年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、財産管理の委託料関係と下水道との市の考え。公共料金支払基金の未収金の内容。職員のメンタルヘルス研修をなくした理由。防犯灯撤去件数と今後LED電球にかえる計画。財務書類作成委託事業の職員で作成できない理由。有線テレビ管理事業の、テレビ加入数とインターネット加入数の今後の推移。自主運行バス利用計画の現状の考え。農地・水・農村環境保全向上活動事業負担金の不用額の内容。香り会館管理事業の指定管理運営状況。道路改良工事における工事差金が出た場合の市の考え方。木造住宅耐震工事業の実施件数と内容。救急救命士の講習実績と今後の救急救命士の採用見込み。議第72号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第4号）（総務産業建設関係）は、有害鳥獣対策費、橋梁点検設計委託、恋洞新設道路用地買収の補正内容。議第76号 山口市過疎地域自立促進計画の変更については、事業に係る財源と実施年度の見込み。議第78号 財産の処分については、売却

単価と今後の計画について質疑応答がありました。

次に、討論において、特別会計の剰余金の処理について反対討論がありました。

採決の結果、付託されました議第67号、議第68号、議第72号、議第76号から議第78号の議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、認第1号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決定しました。

続いて、地方税に関する地方税財源の充実確保を求める意見書については、審議の結果、採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、本委員会発議として議長に提出することに決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第69号から議第71号及び認第1号、認第2号、議第72号から議第75号までの所管に属する条例案件3件、決算認定案件2件、補正予算案件4件の9議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第69号 山県市税条例の一部を改正する条例については、延滞金率に変更されることによる影響について。改正する条例の主要な内容について。認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定（厚生文教関係）については、後期高齢者医療の短期保険者証発行の理由について。高校生の医療費助成の内容について。児童発達支援事業の内容について。健康づくり推進事業うつ・自殺予防講演会の内容について。学校管理費における各種委託業務の内容について。教育指導における生活相談員、教育相談員等の配置について。花咲きホール自主事業アウトリーチにおける学校の参加について。各種社会教育団体への補助金と新規登録認定について。国際交流海外派遣団のメンバーについて。認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定については、特別損失や企業債償還金の内容について。議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生文教関係）では、社会福祉費、児童福祉費の補助金の返還理由について。みやま保育園の工事の必要性和今後の統合計画について。議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、一般会計繰出金が発生する理由についてなどの質疑応答がございました。

採決の結果、議第69号から議第75号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。また、認第1号、認第2号についても、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第67号から議第71号及び認第1号、認第2号並びに議第72号から議第78号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、認第1号、平成24年度の一般会計及び特別会計の決算の認定についてと、認第2号、同24年の水道会計事業決算の認定ということで……。

○議長（横山哲夫君） 寺町さん、ちょっと待ってください。反対討論ですか。

○7番（寺町知正君） ごめんなさい、最初に言わなかったですね。

○議長（横山哲夫君） 最初に、反対討論をどうぞ。

○7番（寺町知正君） 今、申し上げた2つの議案に反対する立場で討論いたします。

その理由を説明いたします。この議会でいろいろ資料が出てきて、執行部の皆さんとお話しし、この議場でも質疑などもいたしました。決算認定について、その年度の余剰金があった場合に、それを基金に積むべきではないかという観点から今回の議案を精査

し、執行部の考えをただしたいと思います。

まず、法令がどういうふうに定めているのか、決算について、その基本の確認をいたしますけれども、まず地方自治法の233条の2では、剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない、ただし、全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるというふうに定めています。

さらに、地方財政法の第7条1項では、剰余金を生じた場合に、2分の1を下らない金額は、生じた翌々年度までに積み立て、または繰り上げ地方債償還の財源に充てなければならないという旨が規定されています。

そして、同3項では、公営企業に剰余金を生じた場合は、第1項の規定にかかわらず、その全部または一部を一般会計または他の特別会計に繰り入れることができるというふうにただし書きがされています。

この基本的な定めの中で、山口市がどのような方法をとっているかということを質問いたしました。

これについて、議場で市長の答弁がありましたが、その言葉を要約すれば、1つはその法律の定め、特に地方財政法については一般会計を想定したものではないかという趣旨を答えられ、ただし、文理解釈としては特別会計も含まれているという答弁があったというふうに私は受けとめています。

つまり、法律の条文からすれば、やはり剰余金があったら2分の1を下らない額は翌々年度までに基金に入れなければならないということ、それが文理解釈だと。これは守らなければならないということは、市長以下、市の行政も認識しているというふうに答弁として受けとめました。そういう法律があります。

それからさらに、私、国保のことで一般質問しましたが、そのときの市長の答弁で、国保の基金条例の説明がありました。そのときは時間切れで私は再質問できなかったのですが、については基金条例も見てみました。

国保の基金条例第2条には、毎年度決算上剰余金を生じたときは、その全部または一部を積み立てるものとするとして書いてあり、2条の2項では、金額は、当該年度に請求を受けた保険給付に関する総費用の云々、総額の4分の1に相当する額を限度とすると、4分の1以内ですよということです。定めてあります。

先ほど地方財政法が翌々年度というふうにしていましたが、山口市の基金条例では当該年度ですから、その年度の中で基金に処理をなささいよということが定めてあるということです。

さらに、4条を見ますと、運用益金の処理ということで、基金から生ずる収益は基金

に編入するという事で、通常、基金の運用収入というのは金利程度のわずかなものでしょうけど、一応4条では基金に編入するという事ですから、これも編入処理が必要だというふうに条例が定めているということが、市長の答弁を聞いて、私、再認識したところであります、条例を見て。

そういう基本的な枠組みの中でこの決算を認定するわけですが、議場でお聞きしたところ、例えば国保の会計については、平成21年度、1億5,000万ほどの剰余金があった。しかし、基金編入額はゼロであったということです。22年度は2億4,000万ほどあって、繰り入れは1億、41%。23年度は2億9,000万で1.5億、51%という、初めてここで2分の1を超えたとは認識できます。今年度予算ですが、24年度、1億5,000万の剰余金に対して基金繰り入れはゼロということです。

こういった形で、山口市においては、ずっと過去のことはともかく、少なくともこの数年を見る限りは、決算上の剰余金があった場合に基金に繰り入れるという先ほどの法律、法律は2年以内に、条例はその年にと定めている、これが全く守られていない。

これは国保についてそうでしたが、答弁があったように、高額医療の関係、あるいは介護保険も基本的には一緒であり、かつ50%を超えたのが国保の23年度1件だけというふうに数字から読み取れます。また、これは水道会計についても同様の状況でありまして、金額の多い、少ないはともかく。あるいは企業会計の水道についてもそうですね、基本的には認識が一緒の考え方をしているというふうに受け取れます。

こういった現状を見るにつけ、非常に問題が多いということを改めて、基金の扱い、剰余金との関係、ここを認識しています。見るからに、法律上、あるいは条例上反しているということが、重大な処理をされているということです。

その原因について私が考えるに、やはり基本的に法律で定めていること、あるいは制度というものに対する認識がないんじゃないかということです。

例えば法律は、先ほど法律、条例を申し上げましたが、例えば国保の制度について申し上げますと、これも一般質問で市長は条例に4分の1を限度として基金ということで、そこを、条例は4分の1を限度、上限としているんですが、どうも文言から、あるいは姿勢からすると、4分の1を目標値と定めているような受けとめ方がある。だからこそ、基金が4分の1に満たないうちに国保税を引き下げることとはしたくないんだという市長の政治姿勢と受けとめられますが、私は条例の解釈として4分の1、もちろん現状はそうですが、もっとずっと少なくともいいんじゃないかなと。これを端的に示すのが国の考え方です。

厚労省が従来から話していること、資料を出していますけれども、これを見ますと、

国保の基金の積み立ての額について、これについては例えばことしの25年1月の厚労省の文書がありますけれども、積み立てはリスク対応、インフルエンザとか、そういったときの対応が1カ月分であると、従来からということを改めて説明しています。山県市は2.5カ月をリスク対応と市長は答弁されたけれども、国は1カ月ですよ。さらに、ことしの文書では、この1カ月の内訳を国保の医療費、それから介護とか高齢者、これも含めていたので額が多くなるからこれを医療給付だけにしようということによって、額が非常に少なくなる、従来の1カ月よりも。そういうことを国は今後について示しています。そもそも1カ月だと。

市長の認識では、やはりこういったいろんな制度の認識が非常に甘いんじゃないかと。それが、基金に積むべきものを積まないとか、他の政策に反映していくんじゃないかということを私は考えています。

そもそも申し上げたように、法律、条例に違反するということは絶対許されないわけでありまして、そういう観点から特別会計の基金の扱いについて、これは認定はできないと。特別会計の金額のずれが出てくるということは、当然一般会計にも影響します。それから、水道の公営企業会計も同じことになりますから、そういった意味で認定の1号、2号、これに反対するということでもあります。

いろんなこと、担当課とも話したり、市長の考えを聞いていますと、例えば現状の市のやり方がこれでいいんだということが、どうしても抜け切れないと受けとめますが、私は法律や条例にそう書いてある以上、守るしかない。しかも、その手法は、会計上、それほど難しくなくできるんですね。繰り入れたり、繰り出したりするとか、いろんなことをすれば誰が見てもすっきりできるわけですから、それをすればいいのにとということです。

しかし、それをしない、したくないんだと言うなら、それは市長が市長会に意見書を出して、国に法律改正をしてくれと、この部分は現状に合っていないんじゃないかというようなことをするとか、あるいは議会に意見書を出して、法律改正してくれとか、あるいは議長から市議会議長会に要望書を出して国に改正してくれと、実態に即したふうにしてくれとはということは幾らでも方法があるわけで、そういった方法をとらずに、運用上、法律あるいは条例に違反した形を続けるということは許されないということを私は強く認識しています。

そういった意味で、24年度の一般会計、特別会計、水道会計、この認定には反対いたします。

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第４ 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第４、採決。

ただいまから、議第67号から議第71号及び認第１号、認第２号並びに議第72号から議第78号までの採決を行います。

最初に、議第67号 山口市防災多目的広場の設置及び管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第68号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第69号 山口市税条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第70号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第71号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

認第1号 平成24年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横山哲夫君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認第2号 平成24年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横山哲夫君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第72号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第73号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りしま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第74号 平成25年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第75号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第77号 都市宣言の制定について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第78号 財産の処分について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 議第79号 山県市副市長の選任同意について

○議長（横山哲夫君） 日程第5、議第79号 山県市副市長の選任同意について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー9、議第79号 山県市副市長の選任同意につきましては、宇野邦朗氏を新たに副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

宇野邦朗氏は、66歳で、現在山県市大桑にお住まいで、昭和43年に岐阜市役所に入庁され、退職後は、平成20年4月から4年間、岐阜県市長会事務局長兼岐阜県市町村振興協会常務理事、平成24年6月からは、NPO法人岐阜環境カウンセラー協議会理事長をされております。

知識、経験とも非常に豊富であると同時に人望も厚く誠実な方であり、本市の副市長として適任であると考えております。また、私を補佐し、関係部門を指導監督する立場といたしまして、大いに期待するところでもございます。

任期は、本年10月1日から4年間でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第6、質疑。

ただいまから、議第79号についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもって、議第79号の質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第79号は、会議規則第37条第3項の規定により、委

員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議第79号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第7、討論。

ただいまから、議第79号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第79号の討論を終結します。

日程第8 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第8、採決。

ただいまから、議第79号の採決を行います。

議第79号 山県市副市長の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 発議第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

○議長（横山哲夫君） 日程第9、発議第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書について、総務産業建設委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会副委員長 武藤孝成君。

○総務産業建設常任委員会副委員長（武藤孝成君） それでは、委員会条例第11条第1項の規定により、私、副委員長が委員長の職務を行います。

地方税財源の充実確保を求める意見書について、地方自治法第109条第6項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税の低迷等により、厳しい状況が続いております。基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、社会保障関係費の増など地方財政需要を、地方財政計画に的確に反映すること、特に地方交付税は財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること、財源不足額は、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること、地方税を国の政策誘導手段として用いないこと、地方交付税の増額により一般財源総額の確保を図るべきである。

また、地方税減の充実確保等については、国と地方の税源配分を5対5とすること、個人住民税は、政策的な税額控除を導入しないこと、固定資産税は、償却資産に対する課税等については現行制度を堅持すること、法人住民税は、均等割税率を引き上げること、自動車重量税、自動車取得税及びゴルフ場利用税は、現行制度を堅持すること、地球温暖化対策譲与税を新たに創設することなど、地方税財源の充実確保を強く求めるものであります。

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第5号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第12、採決。

ただいまから、発議第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13 議員の派遣について

○議長（横山哲夫君） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（横山哲夫君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成25年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前10時35分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 横 山 哲 夫

山 県 市 議 会 副 議 長 石 神 真

3 番 議 員 吉 田 茂 広

5 番 議 員 石 神 真